

2022(令和4)年度

# 事業報告書並びに収支決算書

(2022年4月1日~2023年3月31日)

三条商工会議所

# 事業報告並びに収支決算について

2022 年度中における本商工会議所の事業概要並びに経費収支決算は次のとおりであります。

2023 年 6 月 27 日

三条商工会議所 会頭 兼 古 耕 一

(注)名称・人員等で特に期日記載のないものは2023年3月31日現在。

# 目 次

## 2022年度三条商工会議所事業報告書並びに収支決算書

### 事業報告書

I 総括的概要	1
II 事項別状況	2
1. 定款及び規約等	2
(1) 定 款	2
(2) 規 約	2
(3) 規 程	2
(4) 規 則	28
(5) 内 規	32
(6) 要 綱	32
2. 組 織	33
(1) 会 員	33
(2) 特定商工業者	33
(3) 役 員	33
(4) 議 員	34
(5) 部会長・副部会長	37
(6) 委員長・副委員長	38
(7) 顧問・相談役・参与	38
(8) その他	39
3. 選挙及び選任	40
(1) 議 員	40
(2) 役 員	40
4. 事 務 局	40
(1) 事務局機構	40
(2) 事務局職員	40
5. 庶 務	41
(1) 文 書	41
(2) 表彰・受賞	41
(3) 慶弔・その他	41
6. 会 議	43
(1) 議員総会	43
(2) 常議員会	43
(3) 監 事 会	45
(4) 部 会	45
(5) 委 員 会	47
(6) その他の会議	48
7. 事 業	51
(1) 各種事業活動	51
(2) 意見活動	51
(3) 調査・研究	51
(4) 広 報	51

(5) 証明・鑑定・検査	51
(6) 信用調査	52
(7) 各種行事	52
(8) 技術・技能の普及検定	62
(9) 取引紹介	62
(10) 相談、指導、斡旋など	62
(11) 経営改善普及事業	63
(12) 経営安定特別相談事業	67
(13) 経営指導員等研修会参加状況	68
(14) 各種共済事業	68
(15) 当所への共催・後援・協力依頼	70
8. 登 録	72
(1) 法定台帳作成	72
(2) 登録業者数	72
9. 会館・事務所等	72
(1) 土 地	72
(2) 建 物	72
(3) 施 設	72
10. 関係団体への参画	73
(1) 日本商工会議所	73
(2) 新潟県商工会議所連合会	73
(3) その他の団体	74
11. そ の 他	76
(1) 事業運営の全般について経常的に支援した団体	76

## 収 支 決 算 書

1. 収支決算書総括表	77
2. 商工会議所会計	81
3. 小規模事業経営支援会計	92
4. 特定退職金共済事業特別会計	95
5. 収益事業会計	98
6. 会館建設基金特別会計	106
7. 財政調整基金特別会計	107
8. 会館営繕積立金特別会計	108
9. 退職給与資金特別会計	109
10. 貸借対照表	111
11. 財産目録	112

# 2022 年度 三条商工会議所事業報告書

## I. 総括的概要

2022(令和4)年度も新型コロナウイルス感染症とロシアによるウクライナ侵攻の影響で、大きく翻弄された一年となりました。特にロシアによるウクライナ侵攻は一年以上経過した現在も続いており、新型コロナウイルスの感染拡大で寸断されたサプライチェーンの混乱を更に加速化し、半導体の供給不足、エネルギーや原材料価格の高騰が続いています。加えて日米の金利差が主な要因とされている円安では32年ぶりに一時1ドル150円を突破するなど、円安で輸入コストの上昇に拍車がかかり企業業績を圧迫しました。更に人手不足も恒常化するなど、企業経営は非常に厳しい状況が続きました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には、巣ごもり消費やアウトドア関連などを中心に堅調な動きを見せていた個人消費も、円安による輸入物価の上昇に水を差され、家計の消費マインドも低調なものとなりました。

このような経済、企業経営の悪影響を踏まえ、国は適正な価格転嫁に取り組みよう呼びかけているものの、企業経営の現場では原材料価格高騰分の一定程度は転嫁できても総じて十分なものとはいえず、売上げが増加しても利益は減少するといった増収減益傾向が強くなった一年となりました。

こうした中、今年度、当所では働き方改革、特にデジタルを活用しての労務セミナー、人事管理セミナーやAI、IoTシステム導入の研修会、デジタルマップの活用セミナー、地域のDX化や生産性向上に向けた情報を提供するとともに、経営の原点である原価計算・価格決定セミナー、人材活用、人材確保のための魅力発信事業も実施し、事業所の人材、利益確保に努めました。

また、国・新潟県・三条市が行う支援制度や補助金申請については引き続き相談対応や申請サポートを積極的に行い、事業者のダメージ回復に注力したところです。最近増えつつある事業承継への対応についても専門家のアドバイスをいただきながらスムーズな承継が行えるよう支援を進めました。

販路開拓においては首都圏で開催される展示会に3年ぶりとなる共同小間を借り上げた対面での商談が復活し、出展者、来場者に笑顔が戻りました。

厳しい環境下にあっても、このように商工会議所として求められる活動を実施することができましたことに、議員・会員の皆さまや国・新潟県・三条市をはじめとした関係機関各位に深く感謝申し上げます。

なお、2022(令和4)年度は役員改選期であり11月には第31期が始まり、顔ぶれも新たになりました。より一層、必要とされる商工会議所になるべく役職員一同精一杯取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## II. 事項別状況

### 1. 定款及び規約等

(1)定 款	なし	
(2)規 約	なし	
(3)規 程	<p>1. 「文書取扱規程」の一部改正について 2022年5月25日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____</p>	
	旧 条 文	新 条 文
	<p>(文書の收受および配布) 第5条 商工会議所に到着した文書は、総務課において、次の方法により收受し、文書收受簿(様式第1号)に所要事項を記載した<u>うえ</u>、配布または保管しなければならない。 (1)文書は、原則として開封の<u>うえ</u>、文書收受印を押し、専務理事、事務局長、事務局次長、各課課長の回覧の後、主管課に文書の複写を配布し、原本を総務課で保管すること。なお、文書原本を主管課に配布する必要がある場合は、原本を主管課に配布し、その複写を総務課で保管すること。 (2)～(5) (略)</p>	<p>(文書の收受及び配布) 第5条 商工会議所に到着した文書は、総務課において、次の方法により收受し、文書收受簿(様式第1号)に所要事項を記載した<u>上</u>、配布<u>又は</u>保管しなければならない。 (1)文書は、原則として開封の<u>上</u>、文書收受印を押し、専務理事、事務局長、<u>中小企業相談所長</u>、各課課長の回覧の後、主管課に文書の複写を配布し、原本を総務課で保管すること。なお、文書原本を主管課に配布する必要がある場合は、原本を主管課に配布し、その複写を総務課で保管すること。 (2)～(5) (略)</p> <p><u>附 則</u> (実施の時期) <u>この規程の第5条(文書の收受及び配布)の改正は、令和4年5月25日に施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>
	<p>2. 「公印規程」の一部改正について 2022年5月25日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____</p>	
	旧 条 文	新 条 文
	<p>(公印の管理責任者) 第3条 公印の管理責任者は、<u>事務局次長</u>とする。 2 (略)</p>	<p>(公印の管理責任者) 第3条 公印の管理責任者は、<u>総務課長</u>とする。 2 (略)</p> <p><u>附 則</u> (実施の時期) <u>この規程の第3条(公印の管理責任者)の改正は、令和4年5月25日に施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>
	<p>3. 「職員給与規程」の一部改正について 2022年5月25日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____</p>	
	旧 条 文	新 条 文
	<p>(級別標準職務) 第4条 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第2による。</p>	<p>(級別標準職務) 第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第2による。</p>

(別表第2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事の職務
2 級	主事の職務
3 級	主任・係長・ <u>会館管理室長</u> の職務
4 級	課長補佐の職務
5 級	参事・課長の職務
6 級	<u>事務局次長</u> ・中小企業相談所長・事務局長の職務

(別表第2) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事の職務
2 級	主事の職務
3 級	主任・係長の職務
4 級	課長補佐の職務
5 級	課長の職務
6 級	中小企業相談所長・事務局長の職務

附 則

(実施の時期)

この規程の第4条(級別標準職務)及び別表第2の改正は、令和4年5月25日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

4. 「個人情報保護規程」の全部改正について  
2022年5月25日開催の常議員会に上程、改正を決定した。

新条文

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、三条商工会議所(以下「商工会議所」という。)が有する個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報につき、商工会議所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するもの

- ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)
- イ 個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第2条第2項が定めるもの)が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

(3) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(4) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

(5) 保有個人データ

商工会議所が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして関係政令で定められるもの

(6) 匿名加工情報

次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- 一 本条(1) アに該当する個人情報  
当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 二 本条(1) イに該当する個人情報  
当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(7)加工方法等情報

匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに個人情報保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)

(8)仮名加工情報

個人情報の区分に応じて個人情報保護法第2条第5項各号に定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報

(9)個人関連情報

生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

(10)本人

個人情報によって識別される特定の個人

(11)従業者

商工会議所の組織内でその指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者(職員、役員、派遣職員等を含む)

(12)個人情報保護コンプライアンス・プログラム

商工会議所が保有する個人情報及び匿名加工情報を保護するための方針、諸規程を含む商工会議所内のしくみのすべて

(13)個人情報保護管理者

専務理事より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者

(14)監査責任者

専務理事より任命された者であつて、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者

(適用範囲)

第3条 本規程は、商工会議所の従業者に対して適用する。

2 個人情報及び匿名加工情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従つて、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

(個人情報取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。なお、あらかじめ個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的においてその旨を特定しなければならない。

2 個人情報の取得は、偽り又は不正な手段によって行ってはならない。

(要配慮個人情報の取得の禁止)

第5条 要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、これらの取得について、本人の同意がある場合、及び次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5)学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(商工会議所と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)

(6)当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、その他個人情



- 報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に規定する目的による場合に限る。)により公開されている場合
- (7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (8) 委託、事業承継又は共同利用(個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号が定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においている場合に限る。)に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合

(取得の手續)

第 6 条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

- 第 7 条 本人から書面(電子メール、自社ホームページへの記入等電磁的方法も含む。)により直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、あらかじめ利用目的を明示する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合
  - (2) 利用目的を明示することにより人の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (3) 利用目的を明示することにより商工会議所の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (4) 国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に対して協力する必要がある場合であって、利用目的を明示することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (5) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

(間接的に個人情報を取得する場合の措置)

第 8 条 前条に規定する以外の方法により個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を通知又は公表する。ただし、前条第 2 号ないし第 5 号に該当する場合はこの限りでない。

(第三者提供を受ける場合の記録の作成等)

- 第 9 条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が個人情報保護法第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、又は委託、事業承継又は共同利用に伴って行われる場合は、この限りでない。
- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名
  - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項に定める確認により当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、その取得を自粛する。
  - 3 第 1 項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。
  - 4 前項の記録は、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存する。

(個人関連情報取扱事業者から個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合)

- 第 10 条 個人関連情報取扱事業者から提供を受ける個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、個人情報保護法第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、当該個人データに関して識別される本人から、当該個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を取得するものとする。
- 2 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、前条(第 1 項第 2 号を除く)による確認及び記録の作成等を行う。

第 3 章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

第 11 条 個人情報及び匿名加工情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

## 第4章 個人情報の利用

### (個人情報の利用の原則)

- 第12条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。
- 2 合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
  - 3 個人情報の利用にあたっては、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法を用いない。

### (個人情報の目的外の利用)

- 第13条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。
- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

### (個人情報の共同利用)

- 第14条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

### (個人情報の取扱いの委託)

- 第15条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、「外部委託管理規程」に定める手続きに従う。

## 第5章 個人情報の第三者提供

### (個人情報の第三者提供の原則)

- 第16条 個人情報は、次に掲げる場合(外国にある第三者に提供する場合は、第1号に掲げる場合)を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者(外国にある第三者を含む。)に提供してはならない。
- (1) 個人情報保護法第27条第1項各号に定める例外に該当する場合
  - (2) 個人情報保護法第27条第2項(オプトアウト)の場合。ただし、①要配慮個人情報、②第4条第2項の規定に違反して取得されたもの、③他の個人情報取扱事業者からオプトアウトの方法により提供されたものを除く。
  - 2 個人情報を第三者に提供する場合には、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容(外国にある第三者に提供する場合には、これに加えて個人情報保護法第28条第1項及び第2項に定める事項)を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
  - 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。
  - 4 委託、事業承継又は共同利用(個人情報保護法第27条第5項第3号が定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が用意に知り得る状態においている場合に限る。)に伴って当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

### (第三者提供に係る記録の作成等)

- 第17条 個人データを第三者(個人情報保護法第2条第5項各号に掲げる国の機関等を除く。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条第1項第1号に該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項の記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存する。

## 第6章 個人情報の管理

### (個人情報の管理の原則)

- 第18条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するものとする。

### (個人情報の安全管理対策・漏えい等発生時の報告・通知)

- 第19条 個人情報保護管理者は、個人情報及び匿名加工情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス

ス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

- 2 商工会議所は、個人情報保護法に定める個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが発生した場合は、個人情報保護委員会規則の定めに従い、個人情報保護委員会への報告、情報主体たる本人への通知等必要な措置を行う。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第20条 商工会議所は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項を、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。

- (1) 商工会議所の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (2) 全ての保有個人データの利用目的(個人情報保護法第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
  - (3) 次章の規定による求め又は請求に応じる手続
  - (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置(ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)
  - (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
    - (2) 個人情報保護法第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合
  - 3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

## 第7章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(自己情報の開示等)

第21条 本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申出があったときは、合理的な期間内に、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法、③その他商工会議所が定める方法のうち、当該本人が請求した方法による。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法により行うものとする。
  - 3 個人情報に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知若しくは本人が請求した方法による開示が困難である旨の通知は、本人に対し、遅滞なく行うものとする。
  - 4 前3項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第9条及び第17条の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。以下「第三者提供記録」という。)について準用する。

(自己情報の訂正等)

第22条 本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該個人情報に係る保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合は、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報に係る保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき求められた個人情報に係る保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
- 4 第2項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第23条 本人から当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データが第12条の規定に違反して取り扱われているという理由若しくは第4条又は第5条の規定に違反して取得されたものであ

るという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、又は第16条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの第三者への提供の停止(以下「第三者提供の停止」という。)を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなったこと、当該本人が識別される保有個人データに係る第19条第2項に規定する事態が生じたことその他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあることを理由に、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求された場合で、理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 商工会議所は、第1項又は前項の規定に基づき求められた個人情報に係る保有個人データについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- 4 前条第3項及び第4項は本条に準用する。

## 第8章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続き)

第24条 個人情報及び匿名加工情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

## 第9章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第25条 専務理事は、役員の中から個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における個人情報及び匿名加工情報の管理業務を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練、作業責任者からの報告徴収及び助言・指導等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐を行う者を任命できるものとする。

(教育)

第26条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

(作業責任者)

第27条 個人情報保護管理者は、個人情報並びに匿名加工情報及び加工方法等情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。

(監査)

第28条 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における個人情報並びに匿名加工情報及び加工方法等情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

- 2 監査責任者は、内部監査規程に従い、監査計画を作成し実施するものとする。
- 3 監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、専務理事に対して報告を行うものとする。
- 4 専務理事は、商工会議所内における個人情報並びに匿名加工情報及び加工方法等情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。
- 5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任

- 者に報告するものとする。
- 6 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、専務理事及び個人情報保護管理者に対して報告するものとする。

(報告義務及び罰則)

- 第29条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、専務理事に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。
- 3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した従業員は、就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

(苦情及び相談)

- 第30条 専務理事は、相談窓口を設置し、個人情報及び匿名加工情報並びに個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

第10章 仮名加工情報

(仮名加工情報の作成)

- 第31条 仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工する。
- 2 仮名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「削除情報等」という)の漏えいを防止するため、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、必要な安全管理のための措置を講ずる。

(仮名加工情報の利用・第三者提供の制限等)

- 第32条 作成した仮名加工情報は、その利用目的を公表し、法令に基づく場合を除き、その公表された利用目的の範囲で利用する。
- 2 仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、これらを遅滞なく消去するよう努める。
- 3 仮名加工情報である個人データを、法令に基づく場合を除き、第三者に提供しない。ただし、委託、事業承継又は共同利用(個人情報保護法第27条第5項第3号が定める事項をあらかじめ公表している場合に限る。)に伴って当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

(仮名加工情報の照合等の禁止)

- 第33条 仮名加工情報を取り扱うにあたり、作成に用いた個人情報を本人識別するために仮名加工情報を他の情報と照合しない。
- 2 仮名加工情報を取り扱うにあたり、電話、郵便若しくは信書便送付、電報送付、電子メール等の送信又は住居訪問のために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない。

(仮名加工情報に係る安全管理措置)

- 第34条 仮名加工情報を作成・利用するときは、当該仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該仮名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該仮名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表する。

第11章 匿名加工情報

(匿名加工情報の作成)

- 第35条 匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工するものとする。
- 2 商工会議所は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。

(匿名加工情報と加工方法等情報の保存)

- 第36条 匿名加工情報を作成したときには、別途定めるところに従い、加工方法等情報を匿名加工情報と異なる場所に保存しなければならない。

	<p>(照合の禁止)</p> <p>第 37 条 匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うにあたって、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>2 第三者が作成した匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第 36 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>(第三者に提供する際の措置)</p> <p>第 38 条 匿名加工情報を第三者に提供するときは、施行規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するものとする。</p> <p>2 匿名加工情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p> <p>3 匿名加工情報の取扱いの全部又は一部を商工会議所以外の者に委託するときは、商工会議所と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。</p> <p>第 12 章 雑則</p> <p>(見直し)</p> <p>第 39 条 専務理事は、監査報告書及びその他の事業環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。</p> <p>附 則 (実施の時期) この規程は、令和 4 年 5 月 25 日に全部改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</p>
	<p>5. 「特定個人情報保護規程」の全部改正について 2022 年 5 月 25 日開催の常議員会に上程、改正を決定した。</p>
	<p>新 条 文</p>
	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、三条商工会議所(以下「商工会議所」という。)が有するマイナンバー及び特定個人情報(以下、単に「特定個人情報」という。)につき、特定個人情報を含む個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するもの 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができること、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。) 二 個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第 2 条第 2 項が定めるもの)が含まれるもの</p> <p>(2) 個人番号(マイナンバー) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第 2 条第 5 項が定める住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの</p> <p>(3) 特定個人情報 マイナンバー(マイナンバーに対応し、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報</p> <p>(4) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」</p>

で定めるもの

- (5) 特定個人情報ファイル  
マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル
- (6) 個人番号関係事務  
マイナンバー法第9条第4項の規定により個人番号利用事務(行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項から第3項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務)に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務
- (7) 本人  
マイナンバーによって識別され、又は識別され得る特定の個人
- (8) 従業者  
商工会議所の組織内でその指揮監督を受け、個人情報又は特定個人情報の取扱いに従事する者(職員、役員、派遣職員等を含む)
- (9) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム  
商工会議所が保有する個人情報を保護するための方針、諸規程を含む商工会議所内のしくみのすべて
- (10) 特定個人情報保護管理者  
専務理事より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者
- (11) 特定個人情報監査責任者  
専務理事より任命された者であって、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者

(適用範囲)

- 第3条 本規程は、商工会議所の従業者に対して適用する。
- 2 特定個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、特定個人情報の適正な保護を図るものとする。本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

## 第2章 特定個人情報の取得

(特定個人情報の取得の原則)

- 第4条 特定個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。
- 2 特定個人情報の取得は、偽り又は不正な手段によって行ってはならない。
- 3 マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人に対し特定個人情報の提供を求め、又は他人の特定個人情報を取得若しくは収集しないものとする。

(取得の手続)

- 第5条 業務において新たに特定個人情報を取得する場合には、あらかじめ、特定個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(本人から直接に特定個人情報を取得する場合の措置)

- 第6条 本人から直接に特定個人情報を取得する場合は、本人に対して、書面により利用目的をあらかじめ明示するとともに、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知又は公表するものとする。
- (1) 特定個人情報保護管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先
  - (2) 特定個人情報の取得及び利用目的
  - (3) 特定個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性及び特定個人情報の取扱いに関する契約の有無
  - (4) 特定個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための具体的な手続き

(本人以外から間接的に特定個人情報を取得する場合の措置)

- 第7条 本人以外から間接に特定個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第4号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知又は公表するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前条第3号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知した上、本人の同意を得ている者から取得する場合
  - (2) 特定個人情報の取扱いを委託される場合

(本人確認)

- 第8条 本人又はその代理人からマイナンバーの提供を受けるときは、マイナンバー法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

(安全管理措置)

第9条 特定個人情報の取得に際し、第29条(特定個人情報の取扱状況の記録)、第30条(本規程に基づく運用状況の記録)、第32条(従業者の監督・教育)、第33条(委託先の監督)、及び第38条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

第3章 特定個人情報の利用

(特定個人情報の利用の原則)

第10条 特定個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(特定個人情報の目的外の利用)

第11条 前条の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、必要な限度で特定個人情報を利用することができるものとする。

(特定個人情報の取扱いの委託)

第12条 特定個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、「外部委託管理規程」に定める手続きに従う。

(特定個人情報ファイルの作成の原則)

第13条 マイナンバー法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(安全管理措置)

第14条 特定個人情報の利用に関し、第29条(特定個人情報の取扱状況の記録)、第30条(本規程に基づく運用状況の記録)、第32条(従業者の監督・教育)、第33条(委託先の監督)、第34条(特定個人情報を取り扱う区域の管理)、第35条(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)、第36条(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)、及び第38条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

第4章 特定個人情報の保存

(特定個人情報の管理の原則)

第15条 特定個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

2 特定個人情報は、第17条に該当する場合に限り、保管することができる。

(安全管理措置)

第16条 特定個人情報の保存に関し、第29条(特定個人情報の取扱状況の記録)、第30条(本規程に基づく運用状況の記録)、第32条(従業者の監督・教育)、第33条(委託先の監督)、第34条(特定個人情報を取り扱う区域の管理)、第35条(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)、第36条(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)、及び第38条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

第5章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供の原則)

第17条 特定個人情報は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、その他法令に定める場合を除き、本人又は第三者(外国にある第三者を含む。)に提供してはならない。

2 法令に定める場合に該当するものとして特定個人情報を第三者に提供する場合は、特定個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(安全管理措置)

第18条 特定個人情報の提供に関し、第29条(特定個人情報の取扱状況の記録)、第30条(本規程に基づく運用状況の記録)、第32条(従業者の監督・教育)、第33条(委託先の監督)、第34条(特定個人情報を取り扱う区域の管理)、第35条(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)、第36条(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)、及び第38条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

第6章 特定個人情報の削除・廃棄

(削除・廃棄の手続き)

第19条 個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、所管法令において定められて



いる保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに削除又は廃棄するものとする。ただし、そのマイナンバー部分を復元できない程度にマスキングした場合には、その他の個人情報の保管を継続することができるものとする。

2 マイナンバーの削除及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために復元できない程度に行うものとする。

(特定個人情報を誤って収集した場合の措置)

第20条 従業者は、誤って特定個人情報の提供を受けた場合、自らマイナンバーを削除又は廃棄してはならず、速やかに所属長、第24条に定める事務取扱責任者、または第22条に定める特定個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた際、第37条に従って、当該マイナンバーをできるだけ速やかに削除又は廃棄した上で、その記録を保存するものとする。

(安全管理措置)

第21条 特定個人情報の削除・廃棄に関し、第29条(特定個人情報の取扱状況の記録)、第30条(本規程に基づく運用状況の記録)、第32条(従業者の監督・教育)、第33条(委託先の監督)、第34条(特定個人情報を取り扱う区域の管理)、第36条(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)、第37条(マイナンバーの削除、機器及び電子媒体等の廃棄)、及び第38条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

第7章 組織及び体制

(特定個人情報保護管理者)

第22条 専務理事は、役職員の中から特定個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における特定個人情報の管理業務を行わせるものとする。

2 特定個人情報保護管理者は、専務理事の指示及び本規程に定めるところに基づき、特定個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。

3 特定個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐を行う者を任命できるものとする。

(教育)

第23条 特定個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

(特定個人情報事務取扱担当者・責任者)

第24条 別表により、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確化し、明確化した事務において取り扱う特定個人情報の範囲を明確にした上で、当該事務に従事する従業者(以下「事務取扱担当者」という。)を明確にするものとする。

別表 事務取扱担当者・責任者一覧 (略)

2 特定個人情報保護管理者は、前項により定められた各事務における事務取扱責任者を任命するものとする。

3 特定個人情報事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 特定個人情報の利用申請の承認及び記録等の管理
- (2) 特定個人情報を取り扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更の管理
- (3) 特定個人情報の管理区分及び権限についての設定及び変更の管理
- (4) 特定個人情報の取扱状況の把握
- (5) 委託先における特定個人情報の取扱状況等の監督
- (6) 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の実施
- (7) 特定個人情報保護管理者に対する報告
- (8) その他所管部署における特定個人情報の安全管理に関する事項

(監査)

第25条 専務理事は、特定個人情報監査責任者を任命し、商工会議所内における特定個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

2 特定個人情報監査責任者は、内部監査規程に従い、監査計画を作成し実施するものとする。

3 特定個人情報監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、専務理事に対して報告を行うものとする。

4 専務理事は、商工会議所内における特定個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、特定個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。

5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を特定個人情報監査責任者に報告するものとする。

- 6 特定個人情報監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、専務理事及び特定個人情報保護管理者に対して報告するものとする。

(報告義務及び罰則)

- 第26条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を特定個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した者は、その旨を特定個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 特定個人情報保護管理者は、前2項による報告の内容を調査し、違反の事実、又は特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候が判明した場合には、遅滞なく、専務理事に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。
- 4 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した従業員は、就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

(苦情及び相談)

- 第27条 専務理事は、相談窓口を設置し、特定個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

第8章 安全管理措置

第1節 総則

(特定個人情報の安全管理)

- 第28条 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために、第2節ないし第5節に定める措置を講ずるものとする。

第2節 組織的安全管理措置

(特定個人情報の取扱状況の記録)

- 第29条 別途定める様式「特定個人情報管理台帳」を用いて、以下を記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- (2) 責任者、取扱部署
- (3) 利用目的
- (4) 削除・廃棄状況
- (5) アクセス権を有する者

なお、「特定個人情報管理台帳」には特定個人情報は記載しない。

(本規程に基づく運用状況の記録)

- 第30条 本規程に基づく運用状況を確認するため、別途定めるところに従い、以下の項目をシステムログ又は利用実績として記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (2) 書類・媒体等の持出しの記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (5) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録

(情報漏えい等事案への対応)

- 第31条 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合には、特定個人情報保護管理者は、速やかに「特定個人情報漏えい等事故調査委員会」を招集し、マイナンバー法第29条の4及び個人情報保護委員会規則の定めに従い、適切かつ迅速に以下の必要な対応を行う。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 本人への通知
- (3) 個人情報保護委員会への報告
- (4) 再発防止策の検討及び決定
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表

第3節 人的安全管理措置

(従業員の監督・教育)

- 第32条 特定個人情報の安全管理のために、従業員に対する必要かつ適切な監督・教育を行うものとする。

(委託先の監督)

- 第33条 特定個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合は、「外部委託管理規程」に定める手続き

に従い、必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### 第4節 物理的安全管理措置

(特定個人情報を取り扱う区域の管理)

第34条 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、それぞれ以下のとおりの安全管理措置を講ずる。

(1)管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限

(2)取扱区域

壁又は間仕切り等の設置、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等に努める。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第35条 管理区域及び取扱区域における特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、以下の安全管理措置を講ずる。

(1)特定個人情報を取り扱う電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(2)特定個人情報ファイルを取り扱う機器は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第36条 特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等を管理区域又は取扱区域の外に持ち出す場合、以下の措置を講じる。

(1)持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、又は施錠できる搬送容器を使用する。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

(2)特定個人情報が記載された書類等は、封緘して持ち出す。

(マイナンバーの削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第37条 マイナンバーを削除又は廃棄する際には、以下に従って、復元できない手段で削除又は廃棄する。

(1)特定個人情報が記載された書類を廃棄する場合、焼却、溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又はマイナンバー部分を復元できない程度のマスキングを行う。

(2)特定個人情報が記録された機器又は電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、又は物理的な破壊を行う。

(3)特定個人情報ファイル中のマイナンバー又は一部の特定個人情報を削除する場合、データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いなければ復元できない手段で削除する。

2 マイナンバー若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

#### 第5節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

第38条 事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

2 特定個人情報を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。

3 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、以下の措置を講じる。

(1)情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。

(2)情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する。

(3)機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。

(4)ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。

4 特定個人情報をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路の暗号化を行うよう努める。

第9章 特定個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(特定個人情報に関する事項の公表等)

第39条 特定個人情報にかかる保有個人データに関する事項の公表について、個人情報保護規程第20条(保有個人データに関する事項の公表等)の規定に従う。

(自己情報に関する権利)

第40条 本人からの特定個人情報の開示、訂正、利用停止又は消去の請求については、個人情報保護規程第21条ないし第23条の規定に従う。ただし、個人情報保護規程第23条第1項の適用については、「第16条」を「特定個人情報保護規程第17条第1項」に読み替える。

第10章 雑則

(見直し)

第41条 専務理事は、監査報告書及びその他の事業環境などに照らして、適切な特定個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、特定個人情報保護管理者に指示するものとする。

附 則

(実施の時期)

この規程は、令和4年5月25日に全部改正し、令和4年4月1日から適用する。

6. 「育児・介護休業規程」の一部改正について

2022年11月29日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。

・変更箇所\_\_\_\_\_

旧 条 文	新 条 文
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、三条商工会議所(以下「会議所」という。)の職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定労働時間の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。</p> <p>第2章 育児休業制度</p> <p>(育児休業の対象者)</p> <p>第2条 育児のために休業することを希望する職員(日々雇用される者を除く)であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子が1歳6か月(本条第6項又は第7項の申出にあつては2歳)に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。</p> <p>2 本条第1項、第3項から第7項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 入社1年未満の職員</p> <p>(2) 申出の日から1年(本条第4項から第7項の申出にあつては6か月)以内に雇用関係が終了することが明らかかな職員</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第1章 目 的</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、三条商工会議所(以下「会議所」という。)の職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働時間の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。</p> <p>第2章 育児休業制度</p> <p>(育児休業の対象者)</p> <p>第2条 育児のために休業することを希望する職員(日雇職員を除く)であつて、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子が1歳6か月(本条第6項又は第7項の申出にあつては2歳)に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。</p> <p>2 本条第1項、第3項から第7項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 入所1年未満の職員</p> <p>(2) 申出の日から1年以内(本条第4項から第7項の申出にあつては6か月以内)に雇用関係が終了することが明らかかな職員</p> <p>(3) (略)</p>

	<p>3 (略)</p> <p>4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第3項又は第4項に基づく育児休業(再度の休業を含む)が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。</p> <p>(育児休業の申出の手続等)</p> <p>第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月前(第2条第4項から第7項に基づく1歳及び1歳6か月の超える休業の場合は、2週間前)までに育児休業申出書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。</p> <p>2 第2条第1項に基づく休業の請求は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(育児休業の期間等)</p> <p>第5条 育児休業の期間は、原則として、子が</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日当日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第4項又は第5項に基づく育児休業(再度の休業を含む)が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。</p> <p>(育児休業の申出の手続等)</p> <p>第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月前(第2条第4項から第7項に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前)までに育児休業申出書兼取扱通知書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。</p> <p>2 第2条第1項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(育児休業の期間等)</p> <p>第5条 育児休業の期間は、原則として、子が</p>
--	--	--

	<p>1歳に達するまで(第2条第3項から第7項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで)を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。</p> <p>5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。)</p> <p>(2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等 子が1歳に達した日(第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項又は第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。第2条第6項又は第7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日。)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(出生時育児休業の対象者)</p> <p>第6条 育児のために休業することを希望する職員(日々雇用される者を除く)であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 入社1年未満の職員 (2)～(3) (略)</p> <p>(出生時育児休業の申出の手続等)</p> <p>第7条 出生時育児休業をすることを希望する</p>	<p>1歳に達するまで(第2条第3項から第7項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで)を限度として育児休業申出書兼取扱通知書に記載された期間とする。</p> <p>2 <u>育児休業を開始しようとする日の1か月前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>育児休業期間変更申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該育児休業期間変更申出書兼取扱通知書を提出した者に対し、育児休業期間変更申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。</u></p> <p>5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。</p> <p>(1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日(本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。)</p> <p>(2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等 子が1歳に達した日(第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項又は第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。第2条第6項又は第7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(出生時育児休業の対象者)</p> <p>第6条 育児のために休業することを希望する職員(日雇職員を除く)であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 入所1年未満の職員 (2)～(3) (略)</p> <p>(出生時育児休業の申出の手続等)</p> <p>第7条 出生時育児休業をすることを希望する</p>
--	---	--

	<p>職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに出生時育児休業申出書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者(以下この章において「出生時育休申出者」という。)に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(出生時育児休業の申出の撤回等)</p> <p>第8条 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を会議所に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。</p> <p>2 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(出生時育児休業の期間等)</p> <p>第9条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日)を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。</p> <p>3 職員は、出生時育児休業期間変更申出書により会議所に、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。</p> <p>4 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通</p>	<p>職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに出生時育児休業申出書兼取扱通知書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書兼取扱通知書により再度の申出を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 出生時育児休業申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業申出書兼取扱通知書を提出した者(以下この章において「出生時育休申出者」という。)に対し、出生時育児休業申出書兼取扱通知書を交付する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(出生時育児休業の申出の撤回等)</p> <p>第8条 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を会議所に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。</p> <p>2 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(出生時育児休業の期間等)</p> <p>第9条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日)を限度として出生時育児休業申出書兼取扱通知書に記載された期間とする。</p> <p>2 <u>出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに申出がなされなかった場合には</u>、前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。</p> <p>3 職員は、出生時育児休業期間変更申出書兼取扱通知書で会議所に出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。</p> <p>4 出生時育児休業期間変更申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書兼取扱通知書を提出した者に対</p>
--	---	---

	<p>知書を交付する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第3章 介護休業制度</p> <p>(介護休業の対象者)</p> <p>第11条 要介護状態にある家族を介護する職員(日々雇用される者を除く)は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日(以下、「介護休業開始予定日」という。)から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。</p> <p>(1)入社1年未満の職員</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護休業の申出の手続等)</p> <p>第12条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。</p> <p>2 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、前項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 会議所は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p> <p>4 介護休業申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業申出書を提出した者(以下この章において「申出者」という。)に対し、介護休業取扱通知書を交付する。</p> <p>(介護休業の申出の撤回等)</p> <p>第13条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を会議所に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。</p> <p>2 介護休業申出撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休</p>	<p>し、出生時育児休業期間変更申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第3章 介護休業制度</p> <p>(介護休業の対象者)</p> <p>第11条 要介護状態にある家族を介護する職員(日雇職員を除く)は、この規程に定めるところにより介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を限度として介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日(以下、「介護休業開始予定日」という。)から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。</p> <p>2 第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。</p> <p>(1)入所1年未満の職員</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護休業の申出の手続等)</p> <p>第12条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書兼取扱通知書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書兼取扱通知書により再度の申出を行うものとする。</p> <p>2 申出は、対象家族1人につきのべ93日まで3回を上限とする。ただし、第1項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 会議所は、介護休業申出書兼取扱通知書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p> <p>4 介護休業申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業申出書兼取扱通知書を提出した者(以下この章において「申出者」という。)に対し、介護休業申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。</p>
--	---	---



	<p>業取扱通知書を交付する。</p> <p>3 同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、会議所がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(介護休業の期間等)</p> <p>第14条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。</p> <p>3 職員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに会議所に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。</p> <p>4 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。</p> <p>5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇</p> <p>(子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(日々雇用される者を除く)は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第35条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、</p>	<p>業申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。</p> <p>3 同一対象家族について介護休業の申出を2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、特段の事情がある場合について会議所がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(介護休業の期間等)</p> <p>第14条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護休業申出書兼取扱通知書に記載された期間とする。</p> <p>2 介護休業を開始しようとする日の2週間前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。</p> <p>3 職員は、介護休業期間変更申出書兼取扱通知書により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに会議所に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。</p> <p>4 介護休業期間変更申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業期間変更申出書兼取扱通知書を提出した者に対し、介護休業期間変更申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。</p> <p>5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日(本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇</p> <p>(子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(日雇職員を除く)は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することがで</p>
--	--	--

	<p>子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書により事前に会議所に申し出るものとする。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>第5章 介護休暇</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員(日々雇用される者を除く)は、就業規則第35条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書により事前に会議所に申し出るものとする。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>第6章 所定外労働の制限</p> <p>(育児・介護のための所定外労働の制限)</p> <p>第17条 3歳に満たない子を養育する職員(日々雇用される者を除く)が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員(日々雇用される者を除く)が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。</p> <p><u>2</u> 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。</p> <p>(1)入社1年未満の職員</p> <p>(2) (略)</p>	<p>きる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p><u>2</u> 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。</p> <p>(1)入所6か月未満の職員</p> <p>(2)1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書兼取扱通知書を事前に会議所に提出することにより申し出るものとする。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>第5章 介護休暇</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員(日雇職員を除く)は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p><u>2</u> 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの家族の介護休暇の申出は拒むことができる。</p> <p>(1)入所6か月未満の職員</p> <p>(2)1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書兼取扱通知書を事前に会議所に提出することにより申し出るものとする。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>第6章 所定外労働の制限</p> <p>(育児・介護のための所定外労働の制限)</p> <p>第17条 3歳に満たない子を養育する職員(日雇職員を除く)が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。</p> <p><u>2</u> 前項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。</p> <p>(1)入所1年未満の職員</p> <p>(2) (略)</p>
--	---	---

	<p>3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。</p> <p>4 会議所は、所定外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p> <p>5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者(以下この条において「請求者」という。)は、出生後2週間以内に会議所に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。</p> <p>6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。  (1) (略)  (2) (略)  (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合  産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日</p> <p>8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第7章 時間外労働の制限</p> <p>(育児・介護のための時間外労働の制限)</p> <p>第18条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第29条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。</p> <p>2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員からの時間外労働の</p>	<p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限申出書兼取扱通知書を会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。</p> <p>4 会議所は、所定外労働制限申出書兼取扱通知書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p> <p>5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働制限申出書兼取扱通知書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に会議所に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。</p> <p>6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合又は家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。  (1) (略)  (2) (略)  (3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合  産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日</p> <p>8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第7章 時間外労働の制限</p> <p>(育児・介護のための時間外労働の制限)</p> <p>第18条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。</p> <p>2 前項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する職員からの時間外</p>
--	---	---

	<p>制限の請求は拒むことができる。</p> <p>(1) 日々雇用される職員 (2) 入社1年未満の職員 (3) (略)</p> <p>3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。</p> <p>4 会議所は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p> <p>5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者(以下この条において「請求者」という。)は、出生後2週間以内に会議所に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。</p> <p>6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) (略) (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合 産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日</p> <p>8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第8章 深夜業の制限</p> <p>(育児・介護のための深夜業の制限)</p> <p>第19条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはない。</p> <p>2 前項にかかわらず、次の各号のいずれ</p>	<p>労働の制限の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 日雇職員 (2) 入所1年未満の職員 (3) (略)</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書を会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。</p> <p>4 会議所は、時間外労働制限申出書兼取扱通知書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p> <p>5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限申出書兼取扱通知書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に会議所に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。</p> <p>6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子又は家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) (略) (3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合 産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日</p> <p>8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第8章 深夜業の制限</p> <p>(育児・介護のための深夜業の制限)</p> <p>第19条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に労働させることはない。</p> <p>2 前項にかかわらず、次のいずれかに該</p>
--	--	--

	<p>かに該当する職員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。</p> <p>(1) 日々雇用される職員  (2) 入社1年未満の職員  (3) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員  ア (略)  イ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。  ウ (略)</p> <p>(4) (略)  (5) (略)</p> <p>3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を会議所に提出するものとする。</p> <p>4 会議所は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p> <p>5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者(以下この条において「請求者」という。)は、出生後2週間以内に会議所に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。</p> <p>6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。  (1) (略)  (2) (略)  (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合  産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日</p> <p>8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 深夜業の制限を受ける職員に対して、<u>会議所は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。</u></p>	<p>当する職員からの深夜業の制限の<u>申出</u>は拒むことができる。</p> <p>(1) 日雇職員  (2) 入所1年未満の職員  (3) 申出に係る子又は家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員  ア (略)  イ 心身の状況が申出に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。  ウ (略)</p> <p>(4) (略)  (5) (略)</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書兼取扱通知書を会議所に提出するものとする。</p> <p>4 会議所は、深夜業制限申出書兼取扱通知書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。</p> <p>5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、深夜業制限申出書兼取扱通知書を提出した者(以下この条において「申出者」という。)は、出生後2週間以内に会議所に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。</p> <p>6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子又は家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。  (1) (略)  (2) (略)  (3) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合  産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日</p> <p>8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (削除)</p>
--	---	---

	第9章 所定労働時間の短縮措置等	第9章 所定労働時間の短縮措置等
	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第20条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、所定労働時間を1日について2時間短縮する育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。<u>なお、この場合の始業時間・終業時間については、当該職員と協議の上、個別に定めるものとする。</u></p> <p>2 前項にかかわらず、<u>日々雇用される者及び1日の所定労働時間が6時間以下である職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。</u></p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会議所は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項及び第4条第3項を除く。)を準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(介護短時間勤務)</p> <p>第21条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、<u>当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、所定労働時間を1日について6時間とする介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。</u>なお、この場合の始業時間・終業時間については、当該職員と協議の上、個別に定めるものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の請求は拒むことができる。</p> <p>(1) 日々雇用される職員</p> <p>(2) 労使協定によって除外された次の職員</p> <p>ア 入社1年未満の職員</p>	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第20条 3歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、所定労働時間を1日について2時間短縮する育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。<u>(1歳に満たない子を育てる女性職員は、更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。)</u></p> <p>2 前項にかかわらず、<u>所定労働時間は本人が希望し会議所が認めた場合に短縮又は延長することがある。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 日雇職員</p> <p>(2) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員</p> <p>(3) 労使協定によって除外された次の職員</p> <p>ア 入所1年未満の職員</p> <p>イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>4 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書兼取扱通知書により会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会議所は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項及び第4条第3項を除く。)を準用する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(介護短時間勤務)</p> <p>第21条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、<u>対象家族1人当たり利用開始の日から3年間で2回までの範囲内で、所定労働時間を1日について6時間とする介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。</u>なお、この場合の始業時間・終業時間については、当該職員と協議の上、個別に定めるものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>本人の希望がある場合、始業・就業の時刻及び休憩時間は、本人の希望を聴いた上で会議所が個別に決定する。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 日雇職員</p> <p>(2) 労使協定によって除外された次の職員</p> <p>ア 入所1年未満の職員</p>

	<p>イ (略)</p> <p><u>3</u> 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会議所は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第12条から第14条までの規定を準用する。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p><u>4</u> 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書兼取扱通知書により会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会議所は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。その他適用のための手続等については、第12条から第14条までの規定を準用する。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>附 則</u> (実施の時期)</p> <p><u>この規程の第1条(目的)、第2条(育児休業の対象者)、第3条(育児休業の申出の手続き等)、第5条(育児休業の期間等)、第6条(出生時育児休業の対象者)、第7条(出生時育児休業の申出の手続等)、第8条(出生時育児休業の申出の撤回等)、第9条(出生時育児休業の期間等)、第11条(介護休業の対象者)、第12条(介護休業の申出の手続等)、第13条(介護休業の申出の撤回等)、第14条(介護休業の期間等)、第15条(子の看護休暇)、第16条(介護休暇)、第17条(育児・介護のための所定外労働の制限)、第18条(育児・介護のための時間外労働の制限)、第19条(育児・介護のための深夜業の制限)、第20条(育児短時間勤務)、第21条(介護短時間勤務)は、令和4年11月29日に改正し、令和4年10月1日から適用する。</u></p>
<p>7. 「職員給与規程」の一部改正について 2022年11月29日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____</p>		
<p>旧 条 文</p>		<p>新 条 文</p>
	<p>(超過勤務手当)</p> <p>第13条 法定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、法定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125を超過勤務手当として支給する。</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(超過勤務手当)</p> <p>第13条 法定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、法定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125を超過勤務手当として支給する。</p> <p><u>2</u> <u>法定外労働時間が1か月60時間を超えた場合は、60時間を超えた部分に対して、前項に加えて勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を加算した額を超過勤務手当として支給する。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>附 則</u> (実施の時期)</p> <p><u>この規程の第13条(超過勤務手当)は、令和4年11月29日に改正する。但し、第2項の新設規定は令和5年4月1日から適用する。</u></p>

(4) 規 則	8. 「職員給与規程」の一部改正について 2023年3月7日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	旧 条 文	新 条 文
	<u>(別表第1)</u> <u>職員給料表 (略)</u>	<u>(別表第1)</u> <u>職員給料表 (略)</u>  <u>附 則</u> <u>(実施の時期)</u> この規程の第3条(給料額)別表第1は2023(令和5)年3月7日に改正し、2023(令和5)年4月1日から適用する。
	1. 「組織・事務規則」の一部改正について 2022年5月25日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____	
	旧 条 文	新 条 文
	<u>(課等の設置)</u> 第3条 事務局に、次の課、 <u>室および</u> 中小企業相談所を置く。 (1) 総務課 <u>(2) 会館管理室</u> (3) 企画課 (4) 経営支援課(中小企業相談所を併置) (5) 産業振興課(中小企業相談所を併置)  <u>(総務課の分掌事務)</u> 第4条 総務課においては、次の事務を分掌する。 (1)～(17) (略) <u>(18) 自動車共済・火災共済に関する事。</u>  (19)～(20) (略) (21) その他の課・係の分掌に属さないこと。  <u>(会館管理室の分掌事務)</u> 第5条 <u>会館管理室においては、次の事務を分掌する。</u> <u>(1) 会館の運営管理ならびに営繕に関すること。</u>  <u>(企画課の分掌事務)</u> 第6条 企画課においては、次の事務を分掌する。 (1)～(2) (略)  (3) 会員企業の活動を支援する情報の提供(会報の編集・発行を含む。)に関すること。 (4) その他、専務理事が命ずる特任プロジェクトに関すること。  <u>(事務局次長)</u> 第10条 <u>事務局に事務局次長を置くことができる。</u> 2 <u>事務局次長は、事務局長を補佐し、事務を調整する。</u>	<u>(課等の設置)</u> 第3条 事務局に、次の課 <u>及び</u> 中小企業相談所を置く。 (1) 総務課  (2) 企画課 (3) 経営支援課(中小企業相談所を併置) (4) 産業振興課(中小企業相談所を併置)  <u>(総務課の分掌事務)</u> 第4条 総務課においては、次の事務を分掌する。 (1)～(17) (略) <u>(18) 会館の運営管理並びに営繕に関すること。</u> (19)～(20) (略) (21) その他の課の分掌に属さないこと。  <u>(削除)</u>  <u>※以下、第6条から第9条までの条文番号を1つずつ繰り上げ。</u>  <u>(企画課の分掌事務)</u> 第5条 企画課においては、次の事務を分掌する。 (1)～(2) (略) <u>(3) 自動車共済・火災共済ほか、にいがた県共済制度に関すること。</u> (4) 会員企業の活動を支援する情報の提供(会報の編集・発行を含む。)に関すること。 (5) その他、専務理事が命ずる特任プロジェクトに関すること。  <u>(削除)</u>



<p>(その他の職員)</p> <p>第16条 第7条から前条までに定める職員のほか、各課に<u>参事および主事を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>参事は、課長を補佐し、上司が命ずる事務を処理する。</u></p> <p>3 主事は、上司が命ずる事務を処理する。</p>	<p>※以下、第10条以降、条文番号を2つずつ繰り上げ。</p> <p>(その他の職員)</p> <p>第14条 第8条から前条までに定める職員のほか、各課に主事を置く。</p> <p>2 主事は、上司が命ずる事務を処理する。</p> <p>附 則 (実施の時期)</p> <p><u>この規則の第3条(課等の設置)、第4条(総務課の分掌事務)、第6条(企画課の分掌事務)、第16条(その他の職員)の改正、及び第5条(会館管理室の分掌事務)、第10条(事務局次長)の削除、並びにこれに伴う条文番号の繰り上げは、令和4年5月25日に施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>																
<p>2. 「事務決算規則」の一部改正について 2022年5月25日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所_____</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="357 936 919 969">旧 条 文</th> <th data-bbox="919 936 1477 969">新 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="357 969 919 1339"> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)事務局長 三条商工会議所組織・事務規則(以下「規則」という。)第7条に規定する職員をいう。</p> <p>(8)事務局次長 規則第8条に規定する職員をいう。</p> <p>(9) (略)</p> </td> <td data-bbox="919 969 1477 1339"> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)事務局長 三条商工会議所組織・事務規則(以下「規則」という。)第8条に規定する職員をいう。</p> <p>(8)中小企業相談所長 規則第9条に規定する職員をいう。</p> <p>(9) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1339 919 1861"> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 専務理事、事務局長、事務局次長および課長は、別表の定めるところにより、当該事務を専決することができる。</p> <p>2 専務理事、事務局長、事務局次長および課長は、前項の別表に掲げる事務以外の事務であっても、必要に応じ、この表の定めを類推して自己の決定すべき事務に属する事務と認めるときは、これを決定することができる。</p> <p>3 専務理事は、前2項による自己の決定権限事務のうち、同一の態様で反復継続するものについては、決定の基準を示して事務局長または事務局次長または課長に決定させることができる。</p> </td> <td data-bbox="919 1339 1477 1861"> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、別表の定めるところにより、当該事務を専決することができる。</p> <p>2 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、前項の別表に掲げる事務以外の事務であっても、必要に応じ、この表の定めを類推して自己の決定すべき事務に属する事務と認めるときは、これを決定することができる。</p> <p>3 専務理事は、前2項による自己の決定権限事務のうち、同一の態様で反復継続するものについては、決定の基準を示して事務局長又は中小企業相談所長又は課長に決定させることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1861 919 2107"> <p>(代決)</p> <p>第5条 会頭または専決権者(以下「<u>決裁権者</u>」という。)が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(以下「<u>代決者</u>」という。)が代決するものとする。この場合</p> </td> <td data-bbox="919 1861 1477 2107"> <p>(代決)</p> <p>第5条 会頭又は専決権者(以下「<u>決裁権者</u>」という。)が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(以下「<u>代決者</u>」という。)が代決するものとする。この場合にお</p> </td> </tr> </tbody> </table>	旧 条 文	新 条 文	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)事務局長 三条商工会議所組織・事務規則(以下「規則」という。)第7条に規定する職員をいう。</p> <p>(8)事務局次長 規則第8条に規定する職員をいう。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)事務局長 三条商工会議所組織・事務規則(以下「規則」という。)第8条に規定する職員をいう。</p> <p>(8)中小企業相談所長 規則第9条に規定する職員をいう。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 専務理事、事務局長、事務局次長および課長は、別表の定めるところにより、当該事務を専決することができる。</p> <p>2 専務理事、事務局長、事務局次長および課長は、前項の別表に掲げる事務以外の事務であっても、必要に応じ、この表の定めを類推して自己の決定すべき事務に属する事務と認めるときは、これを決定することができる。</p> <p>3 専務理事は、前2項による自己の決定権限事務のうち、同一の態様で反復継続するものについては、決定の基準を示して事務局長または事務局次長または課長に決定させることができる。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、別表の定めるところにより、当該事務を専決することができる。</p> <p>2 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、前項の別表に掲げる事務以外の事務であっても、必要に応じ、この表の定めを類推して自己の決定すべき事務に属する事務と認めるときは、これを決定することができる。</p> <p>3 専務理事は、前2項による自己の決定権限事務のうち、同一の態様で反復継続するものについては、決定の基準を示して事務局長又は中小企業相談所長又は課長に決定させることができる。</p>	<p>(代決)</p> <p>第5条 会頭または専決権者(以下「<u>決裁権者</u>」という。)が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(以下「<u>代決者</u>」という。)が代決するものとする。この場合</p>	<p>(代決)</p> <p>第5条 会頭又は専決権者(以下「<u>決裁権者</u>」という。)が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(以下「<u>代決者</u>」という。)が代決するものとする。この場合にお</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="919 936 1477 969">新 条 文</th> <th data-bbox="919 969 1477 2107"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="919 969 1477 1339"> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)事務局長 三条商工会議所組織・事務規則(以下「規則」という。)第8条に規定する職員をいう。</p> <p>(8)中小企業相談所長 規則第9条に規定する職員をいう。</p> <p>(9) (略)</p> </td> <td data-bbox="919 969 1477 1339"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="919 1339 1477 1861"> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、別表の定めるところにより、当該事務を専決することができる。</p> <p>2 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、前項の別表に掲げる事務以外の事務であっても、必要に応じ、この表の定めを類推して自己の決定すべき事務に属する事務と認めるときは、これを決定することができる。</p> <p>3 専務理事は、前2項による自己の決定権限事務のうち、同一の態様で反復継続するものについては、決定の基準を示して事務局長又は中小企業相談所長又は課長に決定させることができる。</p> </td> <td data-bbox="919 1339 1477 1861"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="919 1861 1477 2107"> <p>(代決)</p> <p>第5条 会頭又は専決権者(以下「<u>決裁権者</u>」という。)が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(以下「<u>代決者</u>」という。)が代決するものとする。この場合にお</p> </td> <td data-bbox="919 1861 1477 2107"></td> </tr> </tbody> </table>	新 条 文		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)事務局長 三条商工会議所組織・事務規則(以下「規則」という。)第8条に規定する職員をいう。</p> <p>(8)中小企業相談所長 規則第9条に規定する職員をいう。</p> <p>(9) (略)</p>		<p>(専決事項)</p> <p>第4条 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、別表の定めるところにより、当該事務を専決することができる。</p> <p>2 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、前項の別表に掲げる事務以外の事務であっても、必要に応じ、この表の定めを類推して自己の決定すべき事務に属する事務と認めるときは、これを決定することができる。</p> <p>3 専務理事は、前2項による自己の決定権限事務のうち、同一の態様で反復継続するものについては、決定の基準を示して事務局長又は中小企業相談所長又は課長に決定させることができる。</p>		<p>(代決)</p> <p>第5条 会頭又は専決権者(以下「<u>決裁権者</u>」という。)が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(以下「<u>代決者</u>」という。)が代決するものとする。この場合にお</p>	
旧 条 文	新 条 文																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)事務局長 三条商工会議所組織・事務規則(以下「規則」という。)第7条に規定する職員をいう。</p> <p>(8)事務局次長 規則第8条に規定する職員をいう。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)事務局長 三条商工会議所組織・事務規則(以下「規則」という。)第8条に規定する職員をいう。</p> <p>(8)中小企業相談所長 規則第9条に規定する職員をいう。</p> <p>(9) (略)</p>																
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 専務理事、事務局長、事務局次長および課長は、別表の定めるところにより、当該事務を専決することができる。</p> <p>2 専務理事、事務局長、事務局次長および課長は、前項の別表に掲げる事務以外の事務であっても、必要に応じ、この表の定めを類推して自己の決定すべき事務に属する事務と認めるときは、これを決定することができる。</p> <p>3 専務理事は、前2項による自己の決定権限事務のうち、同一の態様で反復継続するものについては、決定の基準を示して事務局長または事務局次長または課長に決定させることができる。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第4条 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、別表の定めるところにより、当該事務を専決することができる。</p> <p>2 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、前項の別表に掲げる事務以外の事務であっても、必要に応じ、この表の定めを類推して自己の決定すべき事務に属する事務と認めるときは、これを決定することができる。</p> <p>3 専務理事は、前2項による自己の決定権限事務のうち、同一の態様で反復継続するものについては、決定の基準を示して事務局長又は中小企業相談所長又は課長に決定させることができる。</p>																
<p>(代決)</p> <p>第5条 会頭または専決権者(以下「<u>決裁権者</u>」という。)が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(以下「<u>代決者</u>」という。)が代決するものとする。この場合</p>	<p>(代決)</p> <p>第5条 会頭又は専決権者(以下「<u>決裁権者</u>」という。)が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(以下「<u>代決者</u>」という。)が代決するものとする。この場合にお</p>																
新 条 文																	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)事務局長 三条商工会議所組織・事務規則(以下「規則」という。)第8条に規定する職員をいう。</p> <p>(8)中小企業相談所長 規則第9条に規定する職員をいう。</p> <p>(9) (略)</p>																	
<p>(専決事項)</p> <p>第4条 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、別表の定めるところにより、当該事務を専決することができる。</p> <p>2 専務理事、事務局長、中小企業相談所長及び課長は、前項の別表に掲げる事務以外の事務であっても、必要に応じ、この表の定めを類推して自己の決定すべき事務に属する事務と認めるときは、これを決定することができる。</p> <p>3 専務理事は、前2項による自己の決定権限事務のうち、同一の態様で反復継続するものについては、決定の基準を示して事務局長又は中小企業相談所長又は課長に決定させることができる。</p>																	
<p>(代決)</p> <p>第5条 会頭又は専決権者(以下「<u>決裁権者</u>」という。)が不在のため決裁を受けることができず、かつ、当該事務の処理が緊急を要するときは、次の表の左欄に掲げる決裁権者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者(以下「<u>代決者</u>」という。)が代決するものとする。この場合にお</p>																	

において、当該代決者は、あらかじめ  
 決裁権者がした指示に従い代決した場  
 合を除き、代決した旨を速やかに当該  
 決裁権者に報告しなければならない。

代決者 決裁権者	代 決 順 序	
	第一次代決者	第二次代決者
会 頭	副 会 頭	専務理事
専務理事	事務局長	事務局次長
事務局長	事務局次長	担当課長

いて、当該代決者は、あらかじめ決裁  
 権者がした指示に従い代決した場合を  
 除き、代決した旨を速やかに当該決裁  
 権者に報告しなければならない。

代決者 決裁権者	代 決 順 序	
	第一次代決者	第二次代決者
会 頭	副 会 頭	専務理事
専務理事	事務局長	中小企業相談所長
事務局長	中小企業相談所長	担当課長

附 則

(実施の時期)

この規則の第2条(定義)、第4条(専決事項)  
 及び第5条(代決)の改正は、令和4年5月25  
 日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

3. 「職員就業規則」の一部改正について

2023年3月7日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。

・変更箇所\_\_\_\_\_

旧 条 文	新 条 文
第11章 教育 及び 福利厚生  (教育訓練) 第88条 会議所は、職員に対し、業務に必要な 知識・資質の向上を図るため、 <u>職員教            育</u> を行う。  2 (略) 3 (略)	第11章 教育 及び 福利厚生  (教育訓練) 第88条 会議所は、職員に対し、業務に必要な 知識・資質の向上を図るため、 <u>教育訓            練</u> を行う。 2 <u>会議所は、第1項の教育訓練を行うに            当たり、職員の中から職業能力開発推            進者を選任するとともに、事業内職業            能力開発計画及びこれに基づく年間職            業能力開発計画を作成する。</u> 3 (略) 4 (略) 5 <u>職員が、自発的に職業能力を開発する            場合に関する取り扱いについては、別            に定める規程による。</u>  <u>附 則</u> <u>この規則の第88条(教育訓練)の改正は、令和            5年4月1日から施行する。</u>

4. 「組織・事務規則」の一部改正について

2023年3月7日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。

・変更箇所\_\_\_\_\_

旧 条 文	新 条 文
(課等の設置) 第3条 事務局に、次の課及び中小企業相談所 を置く。 (1)総務課 (2)企画課 (3)経営支援課(中小企業相談所を併置) (4)産業振興課(中小企業相談所を併置)  (経営支援課の分掌事務) 第6条 経営支援課に経営指導員等を配置し、	(課等の設置) 第3条 事務局に、次の課及び中小企業相談所 を置く。 (1)総務課 (2)企画課 (3) <u>企業支援課</u> (中小企業相談所を併置)  (企業支援課の分掌事務) 第6条 <u>企業支援課</u> に経営指導員等を配置し、

	<p>次の事務を分掌する。 (1)～(18) (略)</p> <p><u>(産業振興課の分掌事務)</u></p> <p><u>第7条</u> 産業振興課に経営指導員等を配置し、 次の事務を分掌する。</p> <p>(1) 産業振興に資する経営改善業界の指導育成に関すること。 (2) 産業振興に資する講演会、講習会の開催に関すること。 (3) 産業に係る統計、調査研究および企画に関すること。 (4) 産業施策についての建議に関すること。 (5) 関係する見本市、展示会等の開催に関すること。 (6) 貿易取引の振興に関すること。 (7) 商取引に関する信用調査に関すること。 (8) 商取引に関する紹介斡旋に関すること。 (9) 企業の経営ならびに技術に関する調査研究に関すること。 (10) 所管に属する関係機関等との連絡、提携に関すること。 (11) 容器包装リサイクル法の普及、指導に関すること。 (12) 工業所有権、知的財産権に関すること。 (13) その他中小企業相談に関すること。 (14) 中小企業支援 ODA 事業に関すること。 (15) 所管する部会、委員会に関すること。 (16) 所管する事務受託団体に関すること。 (17) その他産業振興の推進に関すること。</p> <p>(事務局長)</p> <p><u>第8条</u> 事務局に事務局長を置く。 2 事務局長は、専務理事の命を受けて事務局を統括し、事務を掌理する。</p> <p>(所長)</p> <p><u>第9条</u> 中小企業相談所に所長を置く。 2 所長は、上司の命を受け、中小企業相談所の事務を掌理する。</p> <p>(次長)</p> <p><u>第10条</u> 中小企業相談所に次長を置くことができる。 2 次長は、<u>所長</u>を補佐し、中小企業相談所の事務を調整する。</p>	<p>次の事務を分掌する。 (1)～(18) (略)</p> <p>(19) 産業振興に資する経営改善業界の指導育成に関すること。 (20) 産業振興に資する講演会、講習会の開催に関すること。 (21) 産業に係る統計、調査研究及び企画に関すること。 (22) 産業施策についての建議に関すること。 (23) 関係する見本市、展示会等の開催に関すること。 (24) 貿易取引の振興に関すること。 (25) 商取引に関する信用調査に関すること。 (26) 商取引に関する紹介斡旋に関すること。 (27) 企業の経営並びに技術に関する調査研究に関すること。 (28) 所管に属する関係機関等との連絡、提携に関すること。 (29) 容器包装リサイクル法の普及、指導に関すること。 (30) 工業所有権、知的財産権に関すること。 (31) その他中小企業相談に関すること。 (32) 中小企業支援 ODA 事業に関すること。 (33) 所管する部会、委員会に関すること。 (34) 所管する事務受託団体に関すること。 (35) その他産業振興の推進に関すること。</p> <p>(事務局長)</p> <p><u>第7条</u> 事務局に事務局長を置く。 2 事務局長は、専務理事の命を受けて事務局を統括し、事務を掌理する。</p> <p>(所長)</p> <p><u>第8条</u> 中小企業相談所に所長を置く。 2 所長は、上司の命を受け、中小企業相談所の事務を掌理する。</p> <p>(次長)</p> <p><u>第9条</u> <u>事務局並びに</u>中小企業相談所に次長を置くことができる。 2 次長は、<u>上司</u>を補佐し、<u>事務局並びに</u>中小企業相談所の事務を調整する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(実施の時期)</u> この規則の第3条(課等の設置)、第6条(経営支援課の分掌事務)の改正、第7条(産業振興課の分掌事務)の削除、並びにこれに伴う条文番号の繰り上げ、及び第9条(次長)の改正は令和5年4月1日から適用する。</p>
--	---	---

<p>(5) 内 規</p>	<p>1. 「制度改正に伴う専門家派遣等事業における経費支出に関する取扱内規」の廃止について 2022年11月1日開催の正副会頭会議に上程、廃止を決定した。</p> <p>2. 「制度改正等の課題解決環境整備事業における経費支出に関する取扱内規」の制定について 2022年11月1日開催の正副会頭会議に上程、制定を決定した。</p> <p style="text-align: center;">制 定 条 文</p> <p>(目 的)</p> <p>(1) 三条商工会議所(以下「当所」という。)の制度改正等の課題解決環境整備事業(以下「本事業」という。)の経費支出に関する取り扱いはこの内規の定めるところによる。</p> <p>(2) この内規の定めない事項については、当所専務理事がその都度決定するものとする。</p> <p>(講師・専門相談員謝金)</p> <p>(1) 講師・専門相談員謝金の額は下記のとおりとする。(税別)</p> <table border="1" data-bbox="544 562 1289 723"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1時間あたり謝金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等専門家及び専門機関</td> <td>60,000円以内</td> </tr> <tr> <td>専門相談員</td> <td>60,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 前記のほか、特別な事情により別途謝金を定める場合は、当所専務理事の決裁を得るものとする。</p> <p>(講師・専門相談員等旅費)</p> <p>(1) 当所「役員旅費支給規程」に準じて適用する。</p> <p>(2) 前記のほか、実費請求などにより旅費を支払う場合は、当所専務理事の決裁を得るものとする。</p> <p>(職員旅費)</p> <p>本事業の実施に必要な職員旅費(日本商工会議所等が開催する研修会等の出席旅費を含む。)への出席旅費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当所職員 当所「職員旅費支給規程」を適用する。</p> <p>(その他の経費)</p> <p>本事業の実施に際して支出するその他の経費の額は、日本商工会議所による「制度改正等の課題解決環境整備事業」実施にあたっての実施商工会議所における経費支出基準に基づき、実際に要する額とする。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、当所と日本商工会議所との委託契約締結日より実施する。</p>	区 分	1時間あたり謝金	弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等専門家及び専門機関	60,000円以内	専門相談員	60,000円以内
区 分	1時間あたり謝金						
弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等専門家及び専門機関	60,000円以内						
専門相談員	60,000円以内						
<p>(6) 要 綱</p>	<p>なし</p>						

## 2. 組 織

### (1) 会 員

#### ① 会 員 数

区 分	前年度末現在 会員数	新規加入者数	退会者数	年度末現在 会員数
個 人	686	40	26	700
法 人	1,358	12	28	1,342
団 体	6	0	1	5
合 計	2,050	52	55	2,047

#### ② 部 会

部 会 名	主 な 所 属 業 種	所属部会員数
工 業	利器工匠具・手道具製造業、金属表面処理業、金属プレス製品製造業 金属工作機械製造業、木製品製造業、プラスチック製品製造業	580
建 設	一般土木建築工事業、建築設計業、一般電気工事業、木造建築工事業	305
観光・サービス業	一般食堂、料亭、バー・酒場、理美容業、ホテル・旅館、洗濯業	216
商 業	酒小売業、電気機械器具小売業、各種食料品小売業、婦人服小売業	199
諸 業	税理士事務所、社会保険労務士事務所、生活関連サービス業	157
金 物 卸	金物卸売業、その他の卸売業	156
一 般 卸	金属加工機械卸売業、ガソリンスタンド、その他の卸売業	125
交 通 ・ 運 輸	一般貨物自動車運送業、自動車小売業、自動車一般整備業	80
金 融	信用金庫、普通銀行、信用協同組合、保険業、保険代理業	63
食 品 関 連	食料品製造業、果実卸売業、食料・飲料卸売業	61
印刷紙器関連	印刷業、紙器製造業、ダンボール製造業、製版業、デザイン業	53
鐵 鋼	鉄鋼卸売業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ卸売業	52
合 計		2,047

#### ③ 委 員 会

委 員 会 名	主 な 審 議 事 項	委員数
総 務 委 員 会	予算・決算等の会議所財政に関する審議、組織強化のための会員増強等、 会議所運営に関する事項(事業計画、予算審議、事業報告、決算審議、会員 組織、財政対策、会館運営全般、労働雇用対策、働き方改革など)	12
産 業 政 策 委 員 会	地域の技能、技術力向上及び人材育成、企業経営など産業振興全般に関す る事項(工業技術振興、金物、小売、サービス業振興、小規模事業振興、創 業、後継者対策、人材育成など)	14
地 域 活 性 化 ま ち づ くり 委 員 会	産業インフラ整備促進、市街地の活性化に関する事項(意見・要望活動、産 業インフラ、まちづくり推進など)	16

### (2) 特定商工業者

[基準日]2022年4月1日

区 分	特定商工業者数	内 訳	
		会 員 数	非会員数
個 人	80	34	46(38)
法 人	1,406	1,085	321(271)
合 計	1,486	1,119	367(309)

( )内は非会員のうち負担金を納入している数

### (3) 役 員

#### ① 定数及び実数

区 分	定 数	実 数
会 頭	1名	1名
副 会 頭	3名	3名
専 務 理 事	1名	1名
常 議 員	40名	40名
監 事	3名	3名

②正副会頭・ 専務理事・ 常議員・監事	役員名	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
	会 頭	兼 古 耕 一		アネックスツール(株) 会長
副 会 頭	野 崎 正 明		(株)野崎忠五郎商店 社長	鐵 鋼 卸 売
	齋 藤 一 成		(株)マルサ 社長	建 築 用 金 属 製 品 製 造
	金 子 太 一 郎		金武(株) 社長	金 物 卸 売
専 務 理 事	長谷川 正 実			
常 議 員	相 場 健 一 郎		相場産業(株) 社長	作 業 工 具 製 造
	歸 山 肇		(株)カエリヤマ 社長	金 属 加 工
	川 崎 雄 輔		川崎(株) 社長	プ ラ ス チ ッ ク 成 形
	齋 藤 直 人		シマト工業(株) 社長	金 属 プ レ ス 加 工
	下 村 啓 治		下村工業(株) 会長	利 器 工 匠 具 製 造
	渡 辺 徹		シンワ測定(株) 社長	測 定 器 製 造
	梨 本 次 郎		(株)梨本商店 社長	金 属 加 工 機 械 卸 売
	野 崎 喜 一 郎		(株)野崎製作所 社長	金 属 プ レ ス 加 工
	加 藤 伸 夫		北陸工業(株) 社長	鍛 造 品 製 造
	長谷川 直 哉		(株)マルト長谷川工作所 社長	作 業 工 具 製 造
	安 達 俊 明		(有)熊倉建設設計事務所 社長	建 築 設 計
	外 山 豊		(株)外山組 専務	土 木 建 築 工 事
	永 桶 俊 一		(株)ナガオケ 社長	一 般 管 工 事
	長谷川 武		(株)長谷川興産 会長	土 木 工 事
	本 間 好 夫		本間電機工業(株) 会長	一 般 電 気 工 事
	加 藤 將 利		角利産業(株) 社長	金 物 卸 売
	高 橋 竜 也		(株)高儀 社長	〃
	高 波 久 義		パール金属(株) 副社長	〃
	山 谷 武 範		(株)山谷産業 社長	〃
	明 田 川 賢 一		(資)越前屋ホテル 代表社員	ホ テ ル
	石 川 友 意		(株)三条ロイヤルホテル 社長	〃
	石 橋 昭 尚		(有)二洲楼 社長	料 亭
	山 崎 修		(有)かつぼ屋 会長	菓 子 小 売
	丸 山 裕 介		フレッシュはな正(株) 社長	花 小 売
	水 野 一 郎		(株)みずの 社長	化 粧 品 小 売
	石 月 良 典		税理士法人Pier Tax 代表社員	税 理 士
	関 根 龍 一		関根税務会計事務所 代表	〃
	中 澤 泰 二 郎		中澤泰二郎法律事務所 代表	弁 護 士
	狩 野 章		(株)狩野久二商店 社長	油 脂 研 磨 材 卸 売
	吉 井 直 樹		富士電材(株) 社長	電 気 機 械 器 具 卸 売
	佐 々 健		(株)エス.タクシー 社長	旅 客 運 送
	藤 田 英 昭		(株)藤田自動車 社長	自 動 車 小 売
	樋 口 勤		(株)オーシャンシステム 会長	各 種 食 料 品 小 売
	田 代 徳 太 郎		(株)マルヨネ 社長	食 品 製 造
	白 倉 徳 幸		三条信用金庫 専務理事	信 用 金 庫
	長谷川 徹		(株)第四北越銀行 三条支店 支店長	銀 行
	玉 木 敏		(株)サンユー印刷 会長	印 刷
西 山 徳 芳		(株)西山カートン 社長	段 ボ ー ル 製 造	
相 場 亮 嗣		相場商事(株) 社長	鐵 鋼 卸 売	
外 山 浩 玲		(株)外山精一商店 社長	〃	
監 事	石 川 勝 行		石川公認会計士事務所 代表	公 認 会 計 士
	近 藤 雄 介		近藤與助工業(株) 社長	鐵 鋼 卸 売
	小 柳 潤 一		三条文化建設(株) 会長	一 般 管 工 事
(4) 議 員 ①定数及び実数	区 分	定 数	実 数	
	1号議員	60名	60名	
	2号議員	42名	42名	
	3号議員	18名	18名	
	合 計	120名	120名	

②1号議員	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	相場美栄子	相栄産業(株) 社長	自動車部品製造	工業
	相田聡	(株)相田合同工場 社長	利器工器具製造	〃
	能勢直征	(有)永塚製作所 社長	手道具製造	〃
	近藤直義	(株)協進 社長	金属プレス加工	〃
	坂井信行	(株)坂源 社長	利器工器具製造	〃
	丸山勝	三条精密工業(株) 会長	金属工作機械製造	〃
	原祐一	JEJアステージ(株) 社長	プラスチック製品製造	〃
	須佐直樹	(株)須佐製作所 社長	利器工器具製造	〃
	鈴木一	(有)鈴木 社長	建築金物製造	〃
	小山公一	(株)スリーピークス技研 社長	作業工具製造	〃
	小林知行	(株)諏訪田製作所 社長	利器工器具製造	〃
	高橋暢雄	(株)高又製作所 社長	建築金物製造	〃
	曾根忠幸	(株)タダフサ 社長	利器工器具製造	〃
	田中康之	(株)田中衡機工業所 社長	測定器製造	〃
	石井真人	トップ工業(株) 社長	作業工具製造	〃
	野崎喜嗣	(株)野崎プレス 社長	金属プレス製品製造	〃
	日野浦司	日野浦刃物工房 代表	利器工器具製造	〃
	長谷川直哉	(株)マルト長谷川工作所 社長	作業工具製造	〃
	大方一	(株)大方電機 社長	一般電気工事	建設
	加藤一芳	加藤商事(株) 社長	不動産代理・仲介	〃
	田澤宏明	(株)越路鐵工所 社長	鉄骨工事	〃
	齊藤眞澄	(有)齊藤造園 社長	造園工事	〃
	谷川和夫	(株)三条金子建設 社長	土木建築工事	〃
	船越良則	三条サッシ工業(株) 社長	サッシ工事	〃
	外山豊	(株)外山組 専務	土木建築工事	〃
	本間好夫	本間電機工業(株) 会長	一般電気工事	〃
	加藤將利	角利産業(株) 社長	金物卸売	金物卸
	中條克俊	(株)中條金物 社長	〃	〃
	柄沢利文	(株)ハーモニック 社長	〃	〃
	高波久義	パール金属(株) 副社長	〃	〃
	馬場眞樹	馬場長金物(株) 社長	〃	〃
	山谷武範	(株)山谷産業 社長	〃	〃
	明田川賢一	(資)越前屋ホテル 代表社員	ホテル	観光・サービス業
	岩城守	大観楼 代表	中華料理店	〃
	小山武則	日本料理小山屋	料亭	〃
	石山早苗	(有)ピュアシャイニング 社長	バー・キャバレー・ナイトクラブ	〃
	広岡豊樹	(株)松木屋 社長	料亭	〃
	山崎修	(有)かつぼ屋 会長	菓子小売	商業
	鈴木直	(有)ズブー 社長	呉服・服地小売	〃
	柄沢幸一	(有)つるがや 社長	菓子小売	〃
	星野健司	(株)星野園茶舗 社長	お茶小売	〃
	水野一郎	(株)みずの 社長	化粧品小売	〃
	落合峰夫	(株)コンピュータシステム 社長	ソフトウェア開発	諸業
	石月良典	税理士法人Pier Tax 代表社員	税理士	〃
	関根龍一	関根税務会計事務所 代表	〃	〃
	中澤泰二郎	中澤泰二郎法律事務所 代表	弁護士	〃
	池上勝彦	池上石油(株) 社長	ガソリンスタンド	一般卸
	外山博康	三恵(株) 社長	塗料卸売	〃
	渡部宏	(株)ホイストクレーン 社長	電気機械器具修理	〃
	石山昌宏	石山自動車(株) 社長	自動車一般整備	交通・運輸
	佐々健	(株)エス.タクシー 社長	旅客運送	〃
	川本高志	中越交通(株) 社長	〃	〃
	白鳥賢	(有)四季の定期便 社長	各種食料品小売	食品関連
	田代徳太郎	(株)マルヨネ 社長	食料品製造	〃
	白倉徳幸	三条信用金庫 専務理事	信用金庫	金融
	小林弘樹	(株)大光銀行 三条支店 支店長	銀行	〃

	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	田中 範之	中越印刷(株) 社長	印刷	印刷紙器関連
	西山 徳芳	(株)西山カートン 社長	段ボール製造	〃
	栗山 正男	(株)栗山庄之助商店 社長	鐵鋼卸売	鐵鋼
	柳取 崇之	ヤナドリ鋼鉄(株) 社長	鉄鋼シャースリット	〃
③2号議員	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	五十嵐 孫六	五十嵐刃物工業(株) 社長	利器工器具製造	工業
	歸山 肇	(株)カエリヤマ 社長	金属加工	〃
	帰山 隆司	(株)帰山鍍金工業 社長	金属表面処理	〃
	熊谷 勇介	共和工業(株) 社長	金型製造	〃
	齋藤 孝之輔	(株)齋鐵 社長	ガス機器・石油機器製造	〃
	坂田 匠	(株)サカタ製作所 社長	建設用・建築用金属製品製造	〃
	神子島 岩男	(株)SANKA 代表	産業用部品製造	〃
	斎藤 直人	シマト工業(株) 社長	金属プレス加工	〃
	下村 啓治	下村工業(株) 会長	利器工器具製造	〃
	中山 隆	中山鉄工所 代表	機械加工	〃
	野崎 喜一郎	(株)野崎製作所 社長	金属プレス加工	〃
	加藤 伸夫	北陸工業(株) 社長	鍛造品製造	〃
	福田 隆宏	マルナオ(株) 社長	木製品製造	〃
	石黒 健作	(株)石黒板金工業所 社長	板金工事	建設
	石川 昌弘	(株)向陽園 社長	造園工事	〃
	永井 龍雄	(株)ナガイ 社長	大工工事	〃
	永桶 俊一	(株)ナガオケ 社長	一般管工事	〃
	長谷川 武	(株)長谷川興産 社長	土木工事	〃
	須藤 昭	(有)松永左官工業 社長	左官工事	〃
	田崎 尚志	セーブ・インダストリー(株) 社長	金物卸売	金物卸
	長岡 信治	(株)ナガオカ・リコー 社長	〃	〃
	高野 武	(有)ハインズワーク 社長	〃	〃
	涌井 敏	(株)ワクイ 社長	〃	〃
	本田 芳久	(有)魚長 社長	料亭	観光・サービス業
	大野 信一	(有)角屋 餞心亭おま乃 社長	〃	〃
	石川 友意	(株)三条ロイヤルホテル 社長	ホテル	〃
	石橋 昭尚	(有)二洲楼 社長	料亭	〃
	金子 栄利	たからやフルーツ本店 社長	果実小売	商業
	丸山 裕介	フレッシュはな正(株) 社長	花小売	〃
	山田 拓也	(株)MASAYA 社長	学生服販売	〃
	木村 讓	(株)アイサポート 社長	ソフトウェア開発	諸業
	榎本 龍馬	榎本土地家屋調査士・行政書士事務所 代表	行政書士事務所	〃
	佐藤 典保	(株)全研ビルサービス 社長	ビル総合管理	〃
	新保 智也	江戸川産業(株) 社長	プラスチック材料販売	一般卸
	吉井 直樹	富士電材(株) 社長	電気機械器具卸売	〃
	五十嵐 淳	(株)ローハチ 社長	日用雑貨販売	〃
	横山 惣一郎	三新自動車(株) 部長	自動車一般整備	交通・運輸
	藤田 英昭	(株)藤田自動車 社長	自動車小売	〃
	村松 浩太郎	(有)とんかつ三条 社長	一般食堂	食品関連
長谷川 徹	(株)第四北越銀行 三条支店 支店長	銀行	金融	
玉木 敏	(株)サンユー印刷 会長	印刷	印刷紙器関連	
外山 浩玲	(株)外山精一商店 社長	鐵鋼卸売	鐵鋼	
④3号議員	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	相場 健一郎	相場産業(株) 社長	作業工具製造	工業
	川崎 雄輔	川崎(株) 社長	プラスチック成形	〃
	渡辺 徹	シンワ測定(株) 社長	測定器製造	〃
	梨本 次郎	(株)梨本商店 社長	金属加工機械卸売	〃



	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	部会名
	五十嵐 利行	新潟精機(株) 社長	測定器製造	工業
	清野 恵介	(株)野水機械製作所 社長	各種機械製造	〃
	安達 俊明	(有)熊倉建設設計事務所 社長	建築設計	建設
	熊倉 高志	(株)熊倉建築事務所 社長	〃	〃
	高橋 竜也	(株)高儀 社長	金物卸売	金物卸
	元川 由郎	割烹魚もと 代表	料亭	観光・サービス業
	池 清一	(有)宇智華 社長	雑貨小売	商業
	野 寄久雄	富士教育研究会 代表	学習塾	諸業
	狩野 章	(株)狩野久二商店 社長	油脂研磨材卸売	一般卸
	岡田 大介	三陸運送(株) 会長	貨物運送	交通・運輸
	樋口 勤	(株)オーシャンシステム 会長	各種食品小売	食品関連
	飯塚 孝子	新潟縣信用組合三条支店 支店長	信用組合	金融
	石川 一昭	(株)K.いしかわ 社長	印刷	印刷紙器関連
	相場 亮嗣	相場商事(株) 社長	鐵鋼卸売	鐵鋼
<b>(5) 部会長・副部会長</b>				
<b>① 工業部会</b>				
	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	渡辺 徹	シンワ測定(株) 社長	測定器製造
	副部会長	齋藤 直人	シマト工業(株) 社長	金属プレス加工
	〃	長谷川 直哉	(株)マルト長谷川工作所 社長	作業工具製造
<b>② 建設部会</b>				
	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	長谷川 武	(株)長谷川興産 会長	土木工事
	副部会長	安達 俊明	(有)熊倉建設設計事務所 社長	建築設計
	〃	本間 好夫	本間電機工業(株) 会長	一般電気工事
<b>③ 金物卸部会</b>				
	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	山谷 武範	(株)山谷産業 社長	金物卸売
	副部会長	高橋 竜也	(株)高儀 社長	〃
	〃	高波 久義	パール金属(株) 副社長	〃
<b>④ 観光・サービス部会</b>				
	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	石川 友意	(株)三条ロイヤルホテル 社長	ホテル
	副部会長	明田川 賢一	(資)越前屋ホテル 代表	〃
	〃	石橋 昭尚	(有)二洲楼 社長	料亭
<b>⑤ 商業部会</b>				
	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	水野 一郎	(株)みずの 社長	化粧品小売
	副部会長	山崎 修	(有)かつば屋 会長	菓子小売
	〃	丸山 裕介	フレッシュはな正(株) 社長	花小売
<b>⑥ 諸業部会</b>				
	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	関根 龍一	関根税務会計事務所 代表	税理士
	副部会長	石月 良典	税理士法人Pier Tax 代表社員	税理士
	〃	中澤 泰二郎	中澤泰二郎法律事務所 代表	弁護士
<b>⑦ 一般卸部会</b>				
	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	狩野 章	(株)狩野久二商店 社長	油脂研磨材卸売
	副部会長	吉井 直樹	富士電材(株) 社長	電気機械器具卸売
	〃	渡部 宏	(株)ホイストクレーン 社長	電気機械器具修理

⑧交通・運輸部会	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	藤田英昭	(株)藤田自動車 社長	自動車小売
	副部会長	佐々健	(株)エス.タクシー 社長	旅客運送
	〃	横山惣一郎	三新自動車(株) 部長	自動車一般整備
⑨食品関連部会	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	樋口勤	(株)オーシャンシステム 会長	各種食料品小売
	副部会長	村松浩太郎	(有)とんかつ三条 社長	一般食堂
	〃	田代徳太郎	(株)マルヨネ 社長	食料品製造
⑩金融部会	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	長谷川徹	(株)第四北越銀行 三条支店 支店長	銀行
	副部会長	白倉徳幸	三条信用金庫 専務理事	信用金庫
	〃	小林弘樹	(株)大光銀行 三条支店 支店長	銀行
⑪印刷紙器関連部会	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	玉木敏	(株)サンユー印刷 会長	印刷
	副部会長	田中範之	中越印刷(株) 社長	印刷
	〃	西山徳芳	(株)西山カートン 社長	段ボール製造
⑫鐵鋼部会	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	部会長	相場亮嗣	相場商事(株) 社長	鐵鋼卸売
	副部会長	栗山正男	(株)栗山庄之助商店 社長	〃
	〃	外山浩玲	(株)外山精一商店 社長	〃
(6)委員長・副委員長	①総務委員会			
	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
②産業政策委員会	委員長	渡辺徹	シンワ測定(株) 社長	測定器製造
	副委員長	山谷武範	(株)山谷産業 社長	金物卸売
	〃	石川友意	(株)三条ロイヤルホテル 社長	ホテル
	〃			
③地域活性化 まちづくり委員会	役職	氏名	企業の名称及び企業上の地位	業種
	委員長	曾根忠幸	(株)タダフサ 社長	利器工匠具製造
	副委員長	山村興司	(株)山村製作所 社長	〃
	副委員長	中川裕稀	(株)TREE 社長	一般飲食店
(7)顧問・相談役・参与	顧問	滝沢亮	三条市長	
		阿部銀次郎	三条市議会議長	
	羽二生良夫	元三条商工会議所 会頭		
	渡辺勝利	元三条商工会議所 会頭		
	斎藤弘文	元三条商工会議所 会頭		
	相談役	坂本洋司	元三条商工会議所 副会頭	
		馬場信彦	元三条商工会議所 副会頭	

		山井太 加藤敏敦 本間晃 西潟精一 岡田久徳	元三条商工会議所 副会頭 元三条商工会議所 副会頭 元三条商工会議所 副会頭 前三条商工会議所 副会頭 前三条商工会議所 副会頭
	参 与	大桃満 福田健男 野崎勝康 曾根忠一郎 熊倉和夫 木官隆 松崎仁 小越憲泰 長谷川直 川崎国雄 佐藤均 吉津由貴 桑原栄助 高波久雄 坂井範夫 柄沢憲司 大野新吉 箕輪勲男 大久保秀男 捧雄一郎 落合益夫 佐藤弘志 平林直和 渡邊喜彦 宮原大和 相澤一征 武藤仁志 佐藤一正 西巻克郎 早川瀧雄 古澤富雄	(株)コロナ 社長 マルナオ(株) 会長 (株)野崎プレス 会長 (株)タダフサ 会長 (株)井関新潟製造所 社長 (株)キミヤ 会長 (株)三條機械製作所 社長 (株)ハイサーブウエノ 会長 (株)マルト長谷川工作所 会長 川崎(株) 会長 東北電力(株) 新潟県央営業所 所長 北陸ガス(株) 長岡支社 支社長 (株)桑原工業 社長 パール金属(株) 会長 (株)坂謙 会長 (株)ハーモニック 会長 (有)角屋 饒心亭おゝ乃 会長 (有)ミノワ 社長 大久保秀男税理士事務所 代表 (株)コメリ 社長 (株)コンピュータシステム 会長 (株)全研ビルサービス 会長 日本通運(株)三条支店 支店長 マルソー(株) 会長 (株)日本政策金融公庫 三条支店 支店長 新潟県信用保証協会 県央支店 支店長 アクサ生命保険(株) 新潟県央営業所 所長 三條信用組合 理事長 西巻印刷(株) 会長 (株)トキワ印刷 会長 元三条商工会議所 専務理事
(8)その他			
①小規模企業振興委員	活動休止中		
②小規模事業者経営改善資金審査委員	[委員長] 金子太一郎 [委員] 関根 龍一、 下村 啓治、 石橋 昭尚、 吉井 直樹		
③経営安定特別相談室構成員	[商工調停士] 金子太一郎 [弁護士] 石川 佳代 [公認会計士、税理士] 関根 龍一 [中小企業診断士] 佐野 盛也、 土田 正憲		

### 3. 選挙及び選任

(1) 議員  
①第31期  
A. 1号議員

告示	選挙人名簿閲覧期間	選挙人名簿確定
2022年9月5日	2022年9月8日～22日	2022年9月29日

選挙日	選挙の会場	選挙すべき議員数	候補者提出期限
2022年10月5日	商工会議所	60名	2022年9月30日

選挙立会人	候補者数	候補者届出の告示	無投票当選者の確定並びに告示
5名	60名	2022年9月30日	2022年9月30日

B. 2号議員

部会名	選任年月日	会議場	出席者数	選任数
工業	2022年9月15日	商工会議所	18名	13名
建設	9月13日	商工会議所	14名	6名
金物卸	9月5日	商工会議所	9名	4名
観光・サービス業	9月16日	商工会議所	6名	4名
商業	9月5日	商工会議所	5名	3名
諸業	9月2日	商工会議所	6名	3名
一般卸	9月13日	商工会議所	7名	3名
交通・運輸	9月21日	商工会議所	5名	2名
食品関連	9月22日	書面	4名	1名
金融	9月15日	商工会議所	5名	1名
印刷紙器関連	9月26日	商工会議所	8名	1名
鐵鋼	9月12日	商工会議所	5名	1名

C. 3号議員

選任年月日	会議場	出席者数	選任数
2022年10月7日	商工会議所	52名	18名

(2) 役員

[選任年月日]2022年10月27日

### 4. 事務局

(1) 事務局機構

課名・室名	所掌事務の概要
企画課	共済(ひまわり共済、特定退職金共済、アクサ生命保険、日商共済、自動車共済、火災共済、傷害共済)、情報発信(会報発行、HP管理、メルマガ発行)、BCP策定、行動計画策定、SDGs取組推進
総務課	財務・経理、庶務、組織の強化、法定台帳の管理運用、会費・負担金の収納、会館施設運用・管理
経営支援課	小規模事業者経営改善普及事業、経営発達支援事業、税務・経理指導、記帳継続指導、労務管理・労使関係改善指導、小規模企業振興活動、その他中小企業振興に係る相談・指導等に関する事項、統計調査、日本商工会議所検定、中小企業者の金融相談・斡旋、その他会員サービスの推進に関する事項
産業振興課	産業振興に資する講演会・講習会、産業施策についての建議、見本市・展示会等の開催・出展、貿易取引の振興、商取引に関する照会、企業の経営・技術に関する調査研究、工業所有権・知的財産権の普及・促進、中小企業ODA事業、その他産業振興推進

(2) 事務局職員

①主な職員

[事務局長]和田 稔

②職員数

区分	一般職員	経営指導員	補助員	記帳専任職員	記帳指導職員	臨時・パート	合計
男	7名	4名	1名	0名	0名	1名	13名
女	3名	1名	1名	1名	0名	2名	8名
合計	10名	5名	2名	1名	0名	3名	21名

## 5. 庶 務

(1)文 書	発 信	受 信										
	435	2,944										
(2)表彰・受賞 ①表 彰	[永年勤続従業員表彰] 2022年11月23日・被表彰者数											
	年数	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55~70	合 計
	人数	208	217	127	123	79	61	31	11	4	3	864
②受 賞	年月日	内 容										
	'22. 4. 20	【紺綬褒章受章】三条信用金庫										
	11. 3	【瑞宝単光章受章】小林由夫 氏[小由製作所]										
'23. 3. 22	【紺綬褒章受章】(株)高儀											
(3)慶弔・その他	年月日	内 容										
	'22. 4. 18	(株)フジタ 藤田会長(参与) 告別式										
	4. 23	(有)宮川産業 吉川社長ご母堂 告別式										
4. 23	(株)坂謙 坂井会長(参与)ご令兄 告別式											
5. 6	(有)平野木工 平野社長ご母堂 告別式											
5. 6	(株)原仙 火災見舞											
5. 28	三条鍛冶集団 池田元代表 告別式											
5. 30	(有)とやま団子屋 外山社長ご尊父 告別式											
6. 1	(有)弥久保商店 弥久保社長ご母堂 告別式											
6. 7	ライフセンス久住 久住代表ご祖母 告別式											
6. 9	(有)坂井シャーリング 坂井社長 告別式											
6. 11	(株)イーマイルーム 野水社長 告別式											
6. 13	(有)松見屋材木店 石月社長 告別式											
6. 16	セントラル観光(株) 皆木社長ご尊父 告別式											
6. 21	(有)野水 野水社長ご令室 告別式											
6. 29	鳥羽製作所 鳥羽代表ご母堂 告別式											
7. 3	(株)帰山鍍金工業 帰山社長ご令室 告別式											
7. 14	エスアイプロジェクト 坂井社長ご尊父 告別式											
7. 24	小林喰切製作所 小林代表ご母堂 告別式											
7. 26	(株)カワセ 坂井社長 告別式											
7. 27	(株)アオテツ 青木社長ご尊父 告別式											
7. 29	山岸鉄工所 山岸代表 告別式											
7. 29	(有)坂田左官工業所 坂田社長ご母堂 告別式											
8. 4	滝沢三条市長(顧問)ご尊父 告別式											
8. 9	木原精機(株) 火災見舞											
8. 10	(株)スタイルハウス 小林社長ご尊父 告別式											
8. 29	(株)野島製作所 野島創業者 告別式											
9. 1	長橋銅鉄店 長橋代表ご尊父 告別式											
9. 4	田代製作所 田代表 告別式											
9. 4	(株)楠不動産 楠社長ご尊父 告別式											
9. 23	三条信用金庫本成寺・条南支店 刈屋支店長ご尊父 告別式											
9. 26	(株)坂爪製作所 坂爪社長ご母堂 告別式											
10. 5	三星印刷 今井代表ご母堂 告別式											
10. 6	(株)三条特殊鋳工所 内山社長(3号議員)ご母堂 告別式											
10. 12	(有)皆瀬内装 皆瀬社長ご尊父 告別式											
10. 13	丸山プレス 丸山代表 告別式											
10. 15	(株)えちごホールディングス 小林社長ご尊父 告別式											
10. 18	(株)DANKE 井上社長 告別式											

年月日	内 容
'22. 10. 21	榎寅工業 榎本代表 告別式
11. 11	(株)吉村久幸商店 吉村社長 告別式
11. 22	三條金属(株) 火災見舞
12. 2	(株)フミヤ 北沢社長ご尊父 告別式
12. 10	(有)大橋配管 大橋社長ご母堂 告別式
12. 16	(株)オーテック 小畑社長ご尊父 告別式
12. 19	(有)坂爪スプリング製作所 坂爪社長ご母堂 告別式
12. 30	(有)加藤モーター 加藤社長 告別式
12. 31	(株)マルト長谷川工作所 長谷川会長(参与)ご母堂 告別式
'23. 1. 16	(株)リゼミ 太田社長ご母堂 告別式
1. 24	税理士法人中越 田中代表社員ご尊父 告別式
1. 25	小柳機工(株) 小柳社長ご母堂 告別式
1. 27	(有)関根鉄工所 関根社長ご母堂 告別式
1. 28	ニイガタ重量(株) 長谷川社長ご祖父 告別式
2. 6	(株)中屋 難波社長ご尊父 告別式
2. 7	(株)コメリ 創業七十周年記念式
2. 17	カラオケスペース NAO 栗山代表 告別式
2. 18	(有)吉澤製本所 吉澤社長ご母堂 告別式
2. 25	中野彫刻刀製作所 中野代表 告別式
2. 27	(有)平野木工 平野社長ご尊父 告別式
3. 3	(株)景陽工産 田辺社長ご尊父 告別式
3. 4	柳屋酒店 高橋代表 告別式
3. 4	三恵(株) 外山社長(1号議員)ご尊父 告別式
3. 11	(株)喜久和 石黒社長ご尊父 告別式
3. 14	割烹魚せ 井上代表 告別式
3. 14	(株)ビップ 火災見舞
3. 17	(有)マルダイ 大竹社長ご祖父 告別式
3. 29	(有)魚兵 結城社長ご祖母 告別式
3. 29	(有)かつぼ屋 山崎会長(常議員)ご子息 告別式

## 6. 会 議

(1) 議員総会	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	'22. 6. 28	【通常議員総会】 第 31 期 会頭予定者の承認 2021(令和 3)年度事業報告・収支決算 (監事監査報告)	124 名 委任状 68 名含	ジオ・ワールド ビップ	何れも原案通り承認
	10. 27	【臨時議員総会】 第 31 期 会頭 選任 第 31 期 副会頭 選任同意 第 31 期 専務理事 選任同意 第 31 期 常議員 選任 第 31 期 監事 選任	109 名 委任状 77 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
	'23. 3. 28	【通常議員総会】 2023(令和 5)年度事業計画・収支予算 定款第 39 条第 1 項ただし書きによる議員総会決議 事項の常議員会への委任	121 名 委任状 63 名含	饒心亭おゝ乃	何れも原案通り承認
(2) 常議員会	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	'22. 5. 25	【常議員会(常議員・参与会)】 入会の承認 2021(令和 3)年度 事業報告・収支決算報告 (監事監査報告) 規程・規則の改正、規程の制定 第 31 期 会頭選考結果 第 31 期 役員・議員改選にかかる議員・常議員の 各部会割当数 「労務フォーラム」事業 実施計画 「企業 PR 動画作成補助金」事業 実施計画 「人材相互理解セミナー」事業 実施計画 「原価計算・価格決定セミナー」事業 実施計画 三条市立大学との連携事業「知的ものづくりセ ミナー」実施計画 部会・委員会事業 実施計画 通常議員総会 提出議案	52 名 参与 9 名、 委任状 20 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
	7. 28	【常議員会】 入会の承認 「地域産業振興のための関係団体戦略会議」実施 計画 地域間産業交流事業「京都北部地域との地域資源 相互活用説明会」実施計画 JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2022 地域 PR 事業 実 施計画 「燕三条トレードショー 2022」実施計画 「事業承継セミナー」実施計画 「後継者塾」実施計画 部会・委員会事業 実施計画	45 名 委任状 13 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
	9. 27	【常議員会】 第 31 期 副会頭予定者選任案の承認 入会の承認 「2022(令和 4)年度 特定商工業者調査」実施計画 「2022(令和 4)年度 永年勤続従業員表彰」実施計画 「2023(令和 5)年版 燕三条産業カレンダー」発行 計画 あいおいニッセイ同和損害保険(株)との「地方創 生に関する連携協定」締結 「フレッシュ社員フォローアップ研修」実施計画 「グループ出展支援事業」追加募集実施計画 部会・委員会事業 実施計画	46 名 委任状 15 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認

年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
'22. 10. 19	【臨時常議員会】 第 31 期 専務理事予定者 選任同意 第 31 期 常議員予定者・監事予定者 選任 第 31 期 正副委員長・委員 委嘱 第 31 期 顧問・相談役・参与 委嘱	47 名 委任状 21 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
11. 29	【常議員会】 入会の承認 2023(令和 5)年度 運営方針、事業計画・予算策定スケジュール 規程の改正 「2022(令和 4)年度版 商工名鑑」発刊形態変更計画 「前副会頭 感謝の集い」開催計画 「第 31 期 新任議員懇談会」開催計画 事業環境変化対応型支援事業「インボイス・電子帳簿保存法対応セミナー」実施計画 制度改正等の課題解決環境整備事業 「職員向け税務研修会」実施計画 部会・委員会事業 実施計画 地域間産業交流事業「京都北部地域とのビジネスマッチングに向けた産業交流会」実施計画 歴史に学ぶ経済活性化講演会「ものづくりと小栗上野介の日本改造」実施計画 「人の心を動かすコミュニケーション講演会」実施計画 2022 年度「BWC キャンペーン part 2」実施計画	47 名 委任状 12 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
'23. 1. 26	【常議員会(正副部会長・正副委員長拡大会議)】 入会の承認 部会・委員会からの 2023(令和 5)年度提案事業・予算 三条商工会議所「女性会設立並びに入会勧誘」実施計画 IPPE UP 事業「インボイス制度・電子帳簿保存法セミナー」実施計画 「創業者倶楽部」実施計画 「中小企業向け SDGs セミナー」実施計画 部会・委員会事業 実施計画 「地場産業振興祈願会」実施計画 「初心者向けセキュリティセミナー」実施計画 地域間産業交流事業「京都北部地域でのビジネスマッチングに向けた視察研修会」実施計画	50 名 副部会長・ 副委員長 5 名、 委任状 15 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
3. 7	【常議員会(常議員・参与会)】 入会の承認 「顧問・相談役会議」実施計画 「納税相談」実施計画 部会・委員会事業 実施計画 「付加価値としての脱炭素啓発事業」実施計画 2023(令和 5)年度 事業計画・収支予算 事業特別委員の任期満了に伴う委員の選任 「定例相談」実施計画 「自社休日カレンダー作成支援事業」実施計画 「人的資本強化事業」実施計画 「販路・市場開拓支援事業」実施計画 「社員資格取得支援事業」実施計画 部会・委員会事業 実施計画 規則・規程の改正・制定 定款第 39 条第 1 項ただし書きによる議員総会決議事項の常議員会への委任 通常議員総会 上程議案	57 名 参与 11 名、 委任状 15 名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認



<b>(3)監事会</b>	年月日	議 題	出席者数	会 場	備 考
	'22. 5. 18	2021(令和3)年度 事業並びに会計の監査	5名	三条商工会議所	原案通り承認
<b>(4)部 会</b> <b>①工業部会</b>	年月日	議 題	出席者数		
	'22. 7. 12	【正副部会長会議】 2022(令和4)年度 事業進捗について 第31期役員・議員改選について	7名		
	8. 18	【正副部会長会議】 2022(令和4)年度 事業進捗について 第31期役員・議員改選について	6名		
	9. 15	【正副部会長・議員懇談会】 2021(令和4)年度 事業計画について 三条商工会議所 役員 議員改選について	21名		
	11. 24	【正副部会長・議員懇談会】 2022(令和4)年度 事業進捗について 2023(令和5)年度 事業計画・予算(案)について	21名		
	12. 9	【正副部会長会議】 2023(令和5)年度 事業計画・予算(案)について	6名		
<b>②建設部会</b>	年月日	議 題	出席者数		
	'22. 4. 4	【正副部会長会議】 2021(令和3)年度 部会事業報告・収支決算について 2022(令和4)年度 部会の具体的事業内容について	4名		
	10. 18	【建設業魅力発信事業企画コンペ審査会】 PR 動画制作会社の選定について プロジェクト会議の日程について	10名		
	11. 2	【建設業魅力発信事業プロジェクト会議】 PR 動画について プロジェクト会議の日程について	10名		
	11. 14	【建設業魅力発信事業プロジェクト会議】 PR 動画について 動画制作スケジュールについて	13名		
	11. 17	【正副部会長会議】 2022(令和4)年度 事業進捗状況について 2023(令和5)年度 事業計画について	4名		
	12. 9	【部会推進委員会】 2022(令和4)年度 事業進捗状況について 2023(令和5)年度 事業計画について	18名		
	12. 9	【建設業魅力発信事業プロジェクト会議】 PR 動画のシナリオについて 動画作成スケジュールについて	12名		
	'23. 1. 24	【建設業魅力発信事業プロジェクト会議】 PR 動画(仮編集)、シナリオの確認並びにタイトル(案)について	11名		
	2. 16	【建設業魅力発信事業プロジェクト会議】 動画の最終校正について 三条おしごとナビを活用した動画のPRについて	10名		
<b>③金物卸部会</b>	年月日	議 題	出席者数		
	'22. 9. 5	【議員懇談会】 任期満了に伴う役員改選について	9名		
	12. 7	【議員懇談会】 2023(令和5)年度 部会事業について	5名		

④観光・サービス業部会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 9. 16	【正副部会長・議員会議】 任期満了に伴う役員改選について 2022(令和4)年度観光・サービス業部会事業について	13名
	11. 25	【正副部会長・議員会議】 2022(令和4)事業報告について 2023(令和5)事業計画・予算について	13名
	12. 19	【新旧議員懇談会】 2023(令和5)事業計画・予算について	10名
⑤商業部会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 9. 5	【議員懇談会】 2022(令和4)年度商業部会事業について 任期満了に伴う役員改選について	5名
	12. 7	【議員懇談会】 2023(令和5)年度 商業部会事業について	7名
⑥諸業部会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 9. 2	【正副部会長・議員懇談会】 2022(令和4)年度部会事業実施内容・方法について 次期部会役員議員人事について	6名
	12. 1	【正副部会長・議員懇談会】 2022(令和4)年度部会事業実施内容・方法について 2023(令和5)年度事業計画並びに予算(案)について	7名
⑦一般卸部会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 9. 13	【正副部会長・議員懇談会】 2022(令和4)年度部会事業について 次期部会役員議員人事について	7名
	11. 24	【正副部会長・議員懇談会】 金物卸部会との交流懇談会について 2023(令和5)年度事業計画並びに予算(案)について	6名
⑧交通・運輸部会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 4. 14	【正副部会長・議員・参与懇談会】 2022年度部会事業実施内容・方法について	7名
	9. 21	【正副部会長・議員・参与懇談会】 次期議員改選について 2022年度部会事業実施内容・方法について	5名
	11. 30	【正副部会長・議員・参与懇談会】 2023年度部会事業計画・収支予算案について	8名
⑨食品関連部会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 9. 29	【正副部会長・議員懇談会】 2022(令和4)年度部会事業について 次期部会役員議員人事について	2名
	11. 9	【正副部会長・議員懇談会】 2022(令和4)年度部会事業について 2023(令和5)年度事業計画並びに予算(案)について	5名
⑩金融部会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 9. 15	【正副部会長・議員懇談会】 第31期議員・役員等の改選について 令和4年度部会事業について	5名

	年月日	議 題	出席者数
	⑩印刷紙器関連部会	'22. 12. 1	【正副部会長・議員懇談会】 令和4年度部会事業について 令和5年度部会事業について
⑪織鋼部会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 9. 26	【部会事業推進委員会】 第31期議員改選について 2022(令和4)年度事業計画について	7名
	12. 12	【部会事業推進委員会】 2022(令和4)年度部会事業について 2023(令和5)年度部会事業計画・収支予算案について	10名
⑫総務委員会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 9. 12	【議員懇談会】 任期満了に伴う役員改選について 2022(令和4)年度部会事業について	9名
	12. 12	【議員懇談会】 2022(令和4)部会事業について 2023(令和5)事業計画・予算について	9名
(5)委員会 ①総務委員会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 5. 25	2021年度 事業報告・収支決算について 産業カレンダーのあり方について 第39回 会頭杯ゴルフ大会 大会役員について 会館使用状況について 2022年度 年間スケジュール	9名
	7. 28	産業カレンダーのあり方について 会館使用状況について 2022年度 年間スケジュールについて	11名
	8. 23	新入会員交流会について 会館使用状況について 産業カレンダーの答申結果について	11名
	11. 10	総務委員会スケジュール 2023(令和5)年 会員新春の集い 開催計画について 2023(令和5)年度 事業計画・予算 会館使用状況	12名
	12. 21	2023(令和5)年 会員新春の集い 運営について 2023(令和5)年度 事業計画・予算変更について 変形労働時間届出補助金について 会館使用状況・会館営繕について	12名
	'23. 3. 7	2023(令和5)年度 事業計画・収支予算(案)について 会員新春の集いの報告について 変形労働時間届出促進補助金の報告について 2022(令和4)年度 会員入退会の動向について 2023(令和5)年度 年間スケジュールについて 会館使用状況について	8名
	'22. 6. 10	【第39回会頭杯ゴルフ大会実行委員会】 大会実施要項について 参加者募集並びに案内方法について 賞品寄贈依頼について 今後のスケジュールについて	17名

	年月日	議 題	出席者数
②産業政策委員会	'22. 7. 28	参加申込状況について 参加賞及び賞品について	16名
	8. 23	参加状況について 表彰・パーティーについて 競技内容の最終確認について 賞品寄贈状況について 組合せについて	18名
	9. 27	実績報告について 反省事項について 次年度開催日・会場について	16名
③地域活性化 まちづくり委員会	年月日	議 題	出席者数
	'22. 11. 24	新各業界での取り巻く環境や取組について	16名
(6)その他の会議 ①正副会頭会議	年月日	議 題	出席者数
	'22. 12. 7	本委員会の趣旨・目的について 2022(令和4)年度事業について 2023(令和5)年度事業計画並びに予算(案)について	12名
	'23. 2. 16	ものづくり社員寮事業(仮称)について	13名
①正副会頭会議	年月日	議 題	出席者数
	'22. 4. 1	正副会頭・専務理事の会議日程調整 規程・規則・内規の一部改正 第31期役員・議員改選にかかる議員・常議員の各部会割当数 「労務フォーラム」事業実施計画 部会事業 実施計画・変更計画	5名
	5. 10	会頭選考委員会による第31期会頭選考結果報告 正副会頭・専務理事の会議日程調整 2021(令和3)年度事業報告・収支決算報告 規程の改正、制定 第39回 会頭杯ゴルフ大会 大会役員選任 「2022年度BWCキャンペーンPart1」実施計画 「企業PR動画作成補助金事業」実施計画 「人材相互理解セミナー事業」実施計画 「原価計算・価格決定セミナー事業」実施計画 「2022年度 商工技術・技能振興対策事業」実施計画 三条市立大学との連携事業「知的ものづくりセミナー」実施計画 部会事業 実施計画・変更計画 5月常議員会 開催計画	5名
	6. 7	正副会頭・専務理事の会議日程調整 会報の「第三種郵便」承認廃止手続き 部会事業 実施計画 県連からの「商工会議所女性会」の設置要請への対応方針 通常議員総会 開催計画	5名
	7. 5	正副会頭・専務理事の会議日程調整 「令和4年度三条市表彰」候補者推薦 「地域産業振興のための関係団体戦略会議」実施計画 地域間産業交流事業「京都北部地域との地域資源相互活用説明会」実施計画 JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2022 地域PR事業 実施計画 「燕三条トレードショウ2022」実施計画 SMITH SANJO●JAPANとの事務受託契約締結 「事業承継セミナー」実施計画 「後継者塾」実施計画 部会事業 実施計画 7月常議員会 開催計画	5名

年月日	議 題	出席者数
'22. 8. 4	正副会頭・専務理事の会議日程調整 「2022(令和4)年度 永年勤続従業員表彰」実施計画 「健康経営優良法人」申請計画 「フレッシュ社員フォローアップ研修」実施計画 「三条商工会議所 女性会」設立計画 「グループ出展支援事業」追加募集 実施計画 部会事業 実施計画 有期雇用職員 採用計画	5名
10. 6	正副会頭・専務理事の会議日程調整 「2022年度 BWC キャンペーンPart2」実施計画 事業環境変化対応型支援事業「インボイス・電子帳簿保存法対応セミナー」実施計画 部会事業 実施計画 「人の心を動かすコミュニケーション講演会」実施計画 歴史に学ぶ経済活性化講演会「ものづくりと小栗上野介の日本改造」実施計画 臨時常議員会 開催計画 臨時議員総会 開催計画	4名
11. 1	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2023(令和5)年度 運営方針、事業計画・予算策定スケジュール 規程の改正、内規の改廃 事業特別委員会 委員の交代 制度改正等の課題解決環境整備事業「職員向け税務研修会」実施計画 部会事業 実施計画 地域間産業交流事業「京都北部地域とのビジネスマッチングに向けた産業交流会」 実施計画(追認・報告) 2022年度版「商工名鑑」発行計画 「前副会頭 感謝の集い」実施計画 11月常議員会 開催計画 2023(令和5)年度採用 職員募集計画	5名
12. 6	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2023(令和5)年度 関東経済産業局長表彰 被表彰候補者 IPPE UP 事業「インボイス制度・電子帳簿保存法セミナー」実施計画 「創業者倶楽部」実施計画 地域間産業交流事業「京都北部地域でのビジネスマッチングに向けた視察研修会」 実施計画 「初心者向けセキュリティセミナー」実施計画 部会・委員会事業 実施計画	5名
'23. 1. 10	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2023(令和5)年度 当所年間スケジュール 部会・委員会からの2023(令和5)年度 提案事業・予算 部会・委員会事業 実施計画・変更計画 「中小企業向けSDGsセミナー」実施計画 三条商工会議所「女性会設立並びに入会勧誘」実施計画 「地場産業振興祈願会」実施計画 当所事務受託団体 2023(令和5)～2025(令和7)年度 事務受託料 当所会館施設 2023(令和5)年度 保守管理等契約 1月常議員会 実施計画	5名
2. 7	正副会頭・専務理事の会議日程調整 「顧問・相談役会議」実施計画 「納税相談」実施計画 部会・委員会事業 実施計画・変更計画 2022(令和4)年度決算見込による2023(令和5)年度期首繰越金 「人的資本強化事業」実施計画 3月常議員会 実施計画	5名
3. 2	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2023(令和5)年度事業計画・収支予算 事業特別委員の任期満了に伴う委員の選任 「定例相談」実施計画 「採用力強化セミナー」実施計画 「自社休日カレンダー作成支援事業」実施計画	5名

	年月日	議 題	出席者数	
		「DESIGN TOKYO 共同小間出展事業」実施計画 「JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2023 地域 PR 事業」実施計画 「グループ出展支援事業」実施計画 「付加価値としての脱炭素啓発事業」実施計画 「社員資格取得支援事業」実施計画 部会・委員会事業 実施計画・変更計画 2023(令和5)年度 事務局組織 規則・規程の改正・制定 定款第39条第1項ただし書きによる議員総会決議事項の常議員会への委任 通常議員総会 開催計画		
②顧問・相談役会議	年月日	議 題	出席者数	
	'23. 2. 28	2023 年度 事業計画並びに収支予算(案)	12 名	
③県央地区 3 商工会議所関連	年月日	議 題	出席者数	
	'22. 4. 18	【業務連絡会議】(主管：加茂商工会議所) 本年度の合同開催事業、各商工会議所の主な事業について 6. 3 【共済推進会議】(主管：燕商工会議所) 生命共済キャンペーンの取組について ベストウィズキャンペーンの取組について 各商工会議所還元事業の取組について アクサ推進員の近況活動報告について	当所出席者 2 名 当所出席者 3 名	
④地域産業振興 のための関係 団体戦略会議	年月日	議 題	出席者数	
	'22. 7. 21	原材料・エネルギー高騰、円安等への地域企業の対応について (三条商工会議所正副会頭より状況紹介) 現在実施している(検討している)支援策等について (三条市)	23 名	
⑤会館テナント 連絡会議	【内 容】日程確認、報告事項、意見・要望事項等			
	開 催 日	4 月 25 日	8 月 22 日	12 月 19 日
	出席者数	6 名	5 名	5 名

## 7. 事業

<b>(1)各種事業活動</b>														
<b>①観光事業</b>														
名称		年月日		内容								観覧者		
第18回三条夏まつり		'22. 8. 6		大花火大会								69,000名		
<b>(2)意見活動</b>														
年月日		内容								要望先				
'22. 7. 13		三条市公共工事にかかる地元企業への優先発注に関する要望書提出								滝沢三条市長				
10. 18		令和4年度 新潟県の産業振興施策に対する要望 (一社)新潟県商工会議所連合会が県内16商工会議所の要望意見を取りまとめ、各地区会頭が参加して要望 当所からは県央基幹病院設置に係る道路環境整備と、新潟県工業技術総合研究所の機能拡充等を要望								花角新潟県知事 小島新潟県議会議長 楡井新潟県議会副議長				
11. 17		令和5年度 税制改正に関する要望								國定衆議院議員				
12. 14		JRに対する要望 当所からは上越新幹線と在来線との接続について要望 (新潟県鉄道整備促進協議会会員として)								東日本旅客鉄道(株) 新潟支社				
12. 20		消費喚起にかかるプレミアム付商品券発行に関する要望書提出								滝沢三条市長				
<b>(3)調査・研究</b>														
調査名		内容												
中小企業景況調査		当所地域事業所400社を対象に年4回調査、その内40社のデータを日商へ報告												
LOBO(早期景気観測)調査		各地商工会議所のネットワークを活用し、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景況感」や「直面する経営課題」(採用、設備投資、賃金動向等)を全国ベースで毎月調査し、その集計結果を当所会報に公表。 〔調査対象事業所数〕6社												
<b>(4)広 報</b>														
<b>①定期刊行物</b>														
会報(毎月25日発行、1月は15日発行)		2,400部(1回あたり)												
<b>②不定期刊行物</b>														
ホームページによる情報発信		当所主催のセミナー・講演会、支援事業等の周知、参加募集 各種検定試験、各種証明、共済等の案内 会員事業所情報検索サイト「ザ・ビジネスモール」への誘導 関係団体の周知依頼情報												
SNS 配信		LINE公式アカウント 104件登録(月2回配信) メールマガジン 370件登録(8月廃止)												
燕三条地域企業向け研修ガイドブック		2023年度版 2,400部												
2021(令和3)年度 事業報告ダイジェスト版		2,700部												
2023年燕三条産業カレンダー		8,519部(A3-5,306部、A4-3,213部) ※P60「燕三条産業カレンダー発行」参照												
<b>(5)証明・鑑定・検査</b>														
<b>①貿易関係証明</b>														
〔月別発給証明〕														
内容/月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	'23/1	2	3	合計
輸出原産地証明		11	10	8	6	15	9	9	15	12	5	12	8	120
その他の貿易証明		0	0	3	0	0	3	0	1	1	1	0	0	9
合 計		11	10	11	6	15	12	9	16	13	6	12	8	129

〔国・地域別、品目別発給件数(原産地証明)〕												
地名／品名	利器 工匠具	作業 工具	鋼材	食品	機械 ・部品	台所用品 ・雑貨	理美 容品	その他	サイン 証明	イボイ 証明	その他の 証明	合計
ベトナム	0	1	9	1	0	0	0	12	1	0	0	24
香港	4	13	0	0	0	1	1	0	0	0	0	19
中国	1	0	3	0	2	3	0	7	2	0	0	18
台湾	0	0	0	14	0	0	0	0	2	0	0	16
ドイツ	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
アラブ首長国連邦	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	6
韓国	0	1	0	0	0	0	1	3	0	0	1	6
オーストラリア	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
イギリス	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	4
クウェート	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	4
フランス	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	4
ラトビア	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
タイ	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
ロシア	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
アメリカ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
オランダ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
カナダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
サウジアラビア	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
チリ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
トルコ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

(6) 信用調査

① 企業情報サポート事業

	企業情報	企業ダイジェスト	財務情報	企業信用調査	合計
件数	0	0	0	0	0

(7) 各種行事

① 部会

A. 工業部会

名称	年月日	内容	参加者数
AI IoT システム導入研修会	'22. 7. 20	〔テーマ〕 AI を活用した見積・設計業務での生産性向上、Microsoft office 365 を利用した情報共有で業務効率化を実現 〔講師〕 (株)サカタ製作所 総務部長 樋山 智明 氏	16名
製品PR動画発信研修会 Part2	9. 20	〔テーマ〕 映像ディレクター&カメラマンが講師！ スマホ写真・動画撮影と編集基本&テクニック 〔講師〕 ジャイロ総合コンサルティング(株) 中山 望 氏	13名
はたらく女性のプレミアム女子会Part10	11. 12	〔テーマ〕 逆境に負けない中小企業のつくり方 〔講師〕 (株)minitts 代表取締役 中村 朱美 氏	23名

B. 建設部会

名称	年月日	内容	参加者数
優良施設見学会	'22. 7. 5	建設業界の技術向上を目的に地元建設あるいは建設中の優れた建築物等の施設を見学 〔視察先〕 三条市立図書館等複合施設(愛称:まちやま) 県央基幹病院建設工事現場	12名
建設業魅力発信事業	10. 18 ～ '23. 3. 1	建設業界における人材不足の解消を目的に、応募に至るまでのサイクルにおけるきっかけとなるコンテンツを制作し、三条おしごとナビに作成動画を掲載。 〔制作会社〕 シン・クリエイティブ	11 団体 撮影協力 企業 15社

C. 金物卸部会

名称	年月日	内容	参加者数
メタバース研修事業	'22. 4. 26	〔テーマ〕 メタバース最前線！企業の活用方法！メタバースとは？メタバースがもたらす未来とは？ 〔講師〕 (株)Gugenka 代表取締役 CEO 三上 昌史 氏	23名



名 称	年月日	内 容	参加者数
ふるさと納税・返礼品セミナー	'22. 5. 26	〔テーマ〕 新規事業者説明会(ふるさと納税とは、返礼品募集のご案内) 〔講 師〕 三条市 CMO 澤 正史 氏	37 名
<b>D. 観光・サービス業部会</b>			
名 称	年月日	内 容	参加者数
人材確保・人材活用セミナー	'22. 6. 6	〔テーマ〕 人材確保・人材活用について 〔講 師〕 (公社)三条市シルバー人材センター 飯塚 尚人 氏 特定非営利活動法人ボランティア亀田 就労継続支援 B 型のびのび 代表理事 中野 節子 氏	12 名
サービス業の DX 事例紹介セミナー	11. 21	〔テーマ〕 サービス業の DX 化について 〔講 師〕 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー 中川 博 氏	6 名
ココデショ事業	5. 27 8. 29 11. 28 '23. 2. 27	業種別、シーン別に Google マップ上で飲食店マップを作成し、計 4 回チラシを発行。会報折込、三条市 SNS にて周知を行った。 〔デジタルマップテーマ〕 記念日を彩る美味しい三条のお店マップ 三条市版おもてなしすぎるうまい店 子供連れでも気軽に行ける子育て応援マップ 三条市内食べ歩きマップ	
<b>E. 商業部会</b>			
名 称	年月日	内 容	参加者数
デジタルマップ活用事業	'22. 11. 4 12. 6	店舗情報を Google マップから提供できるように Google マイビジネスの利用方法についてセミナーを開催。若年層や、市外県外のネットユーザーにも広くお店を PR できるように支援。 〔第 1 回セミナー〕 説明編(Google マップ活用紹介、最初の登録まで) 〔第 2 回セミナー〕 実践編(Google マイビジネスに登録) 〔講師〕 グローカルマーケティング(株) デジタルマーケティングコンサルタント 武田 知浩 氏	12 名 8 名
中心市街地にぎわい創造事業	12. 9 ～11	中心市街地の情報発信や各商店街で開催するイベント周知のための広報費を支援。 一ノ木戸商店街 「令和 4 年度クリスマスプレゼントセール」 (いっちゃんスタンプ帳景品交換)	
<b>F. 諸業部会</b>			
名 称	年月日	内 容	参加者数
労務・人事リスク管理セミナー	'22. 7. 13	〔テーマ〕 ここでしか聞けない、労務・人事についての勘所 〔講 師〕 中澤泰二郎法律事務所 代表 弁護士 中澤 泰二郎 氏 県央社会保険労務士事務所 代表 社会保険労務士 吉井 伸明 氏	会場 14 名 Zoom23 名
小さな企業への労務・人事・バックオフィス DX セミナー	'23. 2. 3	〔テーマ〕 IT を経営の力とするセミナー 〔講 師〕 NPO 法人 IT コーディネータ協会 常務理事 藤岡 友樹 氏	17 名

G. 一般卸部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
金物卸・一般卸部会員交流懇談会	'22. 12. 2	卸売業という共通の業種同士で情報交換・交流し、将来的な部会統合の機運を醸成するために講演会と交流懇親会を実施。 〔テーマ〕 COVERWORK から CWS へ変革！～問屋(商店)からの脱出～ 〔講 師〕 (株)CWS 代表取締役 カヴァーワーク(株) 専務取締役 布施 純也 氏	講演会 11名 交流懇談会 7名
H. 交通・運輸部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
部会員懇談会	'22. 6. 6	令和4年度部会事業計画の周知と業界別に現状や課題について意見交換。	16名
業界動向研修会	9. 6	〔テーマ〕 三条の未来について、MaaS から考えていくべきこと 〔講 師〕 カナン(株) 代表取締役 桂木 夏彦 氏	10名
関係機関との意見交換会	11. 24	〔テーマ〕 三条市の道路行政・交通行政について 〔講 師〕 三条市 市民部長 上原 勝善 氏 建設部長 三巻 正志 氏	16名
I. 食品関連部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
食に関する課題研究事業 部会員交流事業	'23. 2. 1	新型コロナウイルス感染症の影響により中止 次年度部会事業に対する部会員の意見を聞くとともに、部会員同士の情報交換・親睦を図るため実施。 〔会 場〕 とんかつ三条	10名
J. 金融部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
日本銀行新潟支店長講演会	'22. 12. 20	〔テーマ〕 最近の経済情勢と新潟経済を巡る環境の変化 〔講 師〕 日本銀行新潟支店 支店長 小林 俊 氏	会場 50名 Zoom15名
時局講演会	'23. 3. 6	〔テーマ〕 2023年度の経済・金融展望 〔講 師〕 野村證券(株) 経済調査部長 シニアエコノミスト 美和 卓 氏	会場 47名 Zoom17名
視察研修会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
K. 印刷紙器関連部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
視察研修会	'22. 11. 25	〔見学先〕 IGAS2022(国際総合印刷テクノロジー&ソリューション展) 〔開催地〕 東京ビッグサイト	4名
経営課題研修懇談会	12. 16	〔テーマ〕 印刷業界で考える消費税インボイス制度と電子帳簿保存法 〔講 師〕 渡辺仁税理士事務所 税理士・中小企業診断士 渡邊 重仁 氏	15名
L. 鐵鋼部会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
働きやすい職場づくり講演会	'22. 5. 25	〔テーマ〕 働きやすい職場づくりについて 〔講 師〕 (株)サカタ製作所 代表取締役社長 坂田 匠 氏	48名

	名 称	年月日	内 容	参加者数
②委員会	鐵鋼業界時局講演会	'23. 1. 30	[テーマ] グローバル目線でみる鉄鋼業界の現状 [講 師] 阪和興業(株) 取締役専務執行役員 篠山 陽一 氏	55名
	<b>A. 総務委員会</b>			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	第39回会頭杯ゴルフ大会	'22. 9. 10	会員事業所相互の親睦事業	220名
	新入会員交流会		新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
	2023年会員新春の集い	'23. 1. 15	新型コロナウイルス感染対策を行いながら、会員相集い新春を寿ぐとともに、会員相互の親睦を深めた。	209名 (来賓22名含)
	<b>B. 産業政策委員会</b>			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	産業政策委員会	'22. 11. 24	委員会としての今後の取り組み、提言	13名
	<b>C. 地域活性化まちづくり委員会</b>			
名 称	年月日	内 容		
市内簡単ロードマップ作成	'23. 3月	令和4年3月に作成したA3ロードマップの改訂版を作成。記載の施設・道路等を最新に変更・追加するとともに、裏面には公共施設等のQRコードを追加。また、見やすいA2版も作成し、市外からの来場者が多い施設等に配布した。 [作成部数] A3版22,000枚、A2版630部		
③その他	<b>A. IT化推進事業</b>			
	名 称	年月日	内 容	参加者数
	ビジネス認証サービス斡旋事業	通 年	電子証明書購入取次	2件
	<b>B. 中小企業支援 ODA 事業</b>			
	地域企業がJVを組みベトナム社会主義共和国バリア・ブンタウ省商工局をカウンターパートとして実施する「JICA 普及・実証・ビジネス化事業(中小企業海外展開支援枠)」への支援。 〔活動内容〕 新型コロナウイルス感染症の影響で渡航ができずにいたが、10月より渡航が可能となったため、10月初旬、11月下旬、2月下旬にベトナムへ渡航し、現地企業の技術指導や商工局への産業施策支援を実施。また、10月下旬にはバリア・ブンタウ省商工局職員、職業訓練校職員の4名が三条に来て本邦研修を実施した。			
	<b>C. 経営発達支援計画事業</b>			
	管内の産業の中核を成すものづくり産業をはじめとした小規模事業者に対し、創業期から事業承継期に至るまで要所に合わせた伴走型支援に取り組み、管内小規模事業者の持続的発展と地域経済の活性化、産業基盤の安定化を図ることを目的に計画を策定。2021年3月26日付で経済産業大臣による認定を受け、本計画に基づき、小規模事業者への支援を行った。 〔認定日〕2021年3月26日 〔実施期間〕2021年4月1日～2026年3月31日 〔内 容〕経営発達支援計画で取り組む項目は以下の通り。 1. 地域の経済動向調査に関すること ・中小企業景況調査、LOBO調査(P51) 2. 需要動向調査に関すること ・販路開拓事業(P56) 3. 経営状況の分析に関すること ・巡回・窓口相談による指導(P63) ・記帳継続指導(P66)			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燕三条研修ガイドブック作成 (P51)</li> <li>・中小企業 119 (P63)</li> </ul> <p>4. 事業計画策定支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回・窓口相談による指導 (P63)</li> <li>・エキスパートバンク (P63)</li> <li>・専門相談員による定例窓口相談 (P63)</li> <li>・事業承継支援事業 (P65～66)</li> </ul> <p>5. 事業計画策定後の実施支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回・窓口相談による指導 (P63)</li> <li>・エキスパートバンク (P63)</li> <li>・専門相談員による定例窓口相談 (P63)</li> <li>・事業承継支援事業 (P65～66)</li> </ul> <p>6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販路開拓事業 (P56)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エキスパートバンク (P63)</li> <li>・補助金申請 (P67)</li> <li>・中小企業 119 (P63)</li> <li>・創業支援事業 (P64～65)</li> </ul>																								
<p><b>D. 三条市事業所支援ネットワーク「IPPE UP」の開設</b></p> <p>①相談窓口の開設</p> <p>当所と三条市、三条信用金庫、三條信用組合、(株)日本政策金融公庫三条支店、新潟県信用保証協会が連携し、事業所の経営(創業、事業承継、経営一般等)に関する総合相談窓口を当所内に開設。 (相談件数は、P63 巡回・窓口相談による指導を参照)</p> <p>②WEB セミナーの実施</p> <p>市内事業所の研修機会の創出のため、無料で自由に視聴できるWEBセミナーを当所HPからネット配信。 〔セミナー提供期間〕'22. 4. 1～'23. 3. 31 〔セミナー視聴数〕5社31回視聴</p> <p>③インボイス制度・電子帳簿保存法セミナーの開催</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">年月日</th> <th style="width: 40%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インボイス制度・電子帳簿保存法セミナー</td> <td>'23. 1. 17</td> <td>〔講 師〕アトラス税理士法人 代表社員 松崎 孝史 氏 〔共 催〕三条青色申告会</td> </tr> </tbody> </table> <p>④インボイス制度周知に関する新聞広告の掲載</p> <p>市内事業者へインボイス制度の概要および制度導入に伴う負担軽減措置について周知するため、三條新聞に広告を掲載。 〔広告掲載日〕2023年2月17日、2月24日、3月3日、3月9日、3月17日(計5回)</p>			名 称	年月日	内 容	インボイス制度・電子帳簿保存法セミナー	'23. 1. 17	〔講 師〕アトラス税理士法人 代表社員 松崎 孝史 氏 〔共 催〕三条青色申告会																		
名 称	年月日	内 容																								
インボイス制度・電子帳簿保存法セミナー	'23. 1. 17	〔講 師〕アトラス税理士法人 代表社員 松崎 孝史 氏 〔共 催〕三条青色申告会																								
<p><b>E. 販路開拓事業</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">年月日</th> <th style="width: 40%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Interior Lifestyle TOKYO2022への共同小間出展</td> <td>'22. 6. 1 ～ 3</td> <td>〔会 場〕東京ビッグサイト 西展示棟 〔来場者数〕16,542名</td> <td>出展9社</td> </tr> <tr> <td>JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2022への出展協力</td> <td>8. 25 ～27</td> <td>〔会 場〕幕張メッセ国際展示場 〔来場者数〕20,447名</td> <td>単独出展 4社 7小間</td> </tr> <tr> <td>JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2022「出張三条鍛冶道場」</td> <td>8. 25 ～27</td> <td>〔会 場〕幕張メッセ国際展示場</td> <td>体験者数 77名</td> </tr> <tr> <td>燕三条トレードショウ</td> <td>9. 29 ～30</td> <td>〔会 場〕燕三条地場産業振興センター 〔主 催〕燕三条トレードショウ実行委員会 〔来場者数〕1,511名</td> <td>出展87社 (うち三条側20社)</td> </tr> <tr> <td>グループ出展支援事業</td> <td>通 年</td> <td>〔出展展示会〕第22回 JAPANドラッグストアショー 第94回 東京インターナショナルギフト・ショー秋2022 第12回 LIFE×DESIGN 第49回 国際福祉機器展 H. C. R. 2022 厨房設備機器展 2023 NEW ENERGY TOKYO 危機管理産業展 2022 燕三条トレードショウ 2022 クールジャパン EXPO in NIIGATA</td> <td>10グループ 30事業所</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	年月日	内 容	参加者数	Interior Lifestyle TOKYO2022への共同小間出展	'22. 6. 1 ～ 3	〔会 場〕東京ビッグサイト 西展示棟 〔来場者数〕16,542名	出展9社	JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2022への出展協力	8. 25 ～27	〔会 場〕幕張メッセ国際展示場 〔来場者数〕20,447名	単独出展 4社 7小間	JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2022「出張三条鍛冶道場」	8. 25 ～27	〔会 場〕幕張メッセ国際展示場	体験者数 77名	燕三条トレードショウ	9. 29 ～30	〔会 場〕燕三条地場産業振興センター 〔主 催〕燕三条トレードショウ実行委員会 〔来場者数〕1,511名	出展87社 (うち三条側20社)	グループ出展支援事業	通 年	〔出展展示会〕第22回 JAPANドラッグストアショー 第94回 東京インターナショナルギフト・ショー秋2022 第12回 LIFE×DESIGN 第49回 国際福祉機器展 H. C. R. 2022 厨房設備機器展 2023 NEW ENERGY TOKYO 危機管理産業展 2022 燕三条トレードショウ 2022 クールジャパン EXPO in NIIGATA	10グループ 30事業所
名 称	年月日	内 容	参加者数																							
Interior Lifestyle TOKYO2022への共同小間出展	'22. 6. 1 ～ 3	〔会 場〕東京ビッグサイト 西展示棟 〔来場者数〕16,542名	出展9社																							
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2022への出展協力	8. 25 ～27	〔会 場〕幕張メッセ国際展示場 〔来場者数〕20,447名	単独出展 4社 7小間																							
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2022「出張三条鍛冶道場」	8. 25 ～27	〔会 場〕幕張メッセ国際展示場	体験者数 77名																							
燕三条トレードショウ	9. 29 ～30	〔会 場〕燕三条地場産業振興センター 〔主 催〕燕三条トレードショウ実行委員会 〔来場者数〕1,511名	出展87社 (うち三条側20社)																							
グループ出展支援事業	通 年	〔出展展示会〕第22回 JAPANドラッグストアショー 第94回 東京インターナショナルギフト・ショー秋2022 第12回 LIFE×DESIGN 第49回 国際福祉機器展 H. C. R. 2022 厨房設備機器展 2023 NEW ENERGY TOKYO 危機管理産業展 2022 燕三条トレードショウ 2022 クールジャパン EXPO in NIIGATA	10グループ 30事業所																							

F. フレッシュ社員研修会、フレッシュ社員フォローアップ研修会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
フレッシュ社員研修会	'22. 4. 4 ～ 5	[テーマ] 新入社員に最低限度身に付けて欲しい事柄、 ビジネスマナー、電話対応 他 [講 師] パジュ・プレーン(株) 取締役社長 小田 芽久美 氏 [共 催] (協)三条工業会	64 名
フレッシュ社員 フォローアップ研修会	10. 4	[テーマ] 若手社員向け：仕事の目的、主体性を発揮 する、賞賛し合う風土づく り、行動計画作成 他 マネジメント層向け：リーダーシップとマネジメ ント、行動計画作成 他 [講 師] グローカルマーケティング(株) コンサルタント 山倉 正稔 氏	若手社員向け 16名 マネジメント層 向け 6名
G. 医工連携事業説明会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
第1回説明会	'22. 6. 24	[テーマ] デザイナーから見た製品開発とデザインの 関係 [講 師] 坂野博行デザイン室 代表 坂野 博行 氏 スマイルデザイン 代表 小林 浩一 氏 (株)フォルム 代表取締役社長 松本 有 氏 [主 催] 新潟大学、三条商工会議所、(協)三条工業会	18 名
個別相談会	8. 8	[相談員] 新潟大学 地域創生推進機構 特任教授 深谷 清之 氏	2 名
第2回事業説明会	10. 3	[テーマ] 県内製造業、中小企業における製造設備他 での DX 化取組事例説明 [説明者] 大興電子通信(株) ビジネスクエスト本部 DX 推進部課長 滝浪 一彦 氏 (株)ウイング 代表取締役社長 樋山 泰三 氏	13 名
第3回事業説明会	'23. 1. 31	[テーマ] 中小製造業における SDGs の企業取組と大 学生向け説明要領の事例紹介 [講 師] 東邦産(株) 代表取締役社長 五十嵐 悠介 氏 [テーマ] 中小製造業における海外進出での SDGs 取 組の事例紹介 [講 師] (株)マルト長谷川工作所 代表取締役社長 長谷川 直哉 氏	15 名
H. 地場産業振興祈願会			
名 称	年月日	内 容	参加者数
地場産業振興祈願会	'23. 2. 3	製品名又はブランド名を読み上げ振興祈願を実施。 [会 場] 本成寺	25 社
I. 地域間産業交流事業			
名 称	年月日	内 容	参加者数
地域資源相互活用説明会 ・ワークショップ	'22. 7. 14	[内 容] 燕三条地域の事業者に対して本事業の説明 会、製品開発を行う際に活用できる補助金 について [講 師] スパジジオワークス 代表 鈴木 尚和 氏 京都府商工労働観光部 ものづくり推進課 副主査 植村 亮太 氏 (公財)京都産業 21 北部支援センター コーディネータ 松田 邦彦 氏 ヒロセ工業(株) 代表取締役 廣瀬 正貴 氏 関東経済産業局 産業部長 勝本 光久 氏	24 名
ビジネスマッチングに向 けた産業交流会	10. 25	[内 容] 京都北部地域の企業 5 社から三条に来てい ただき、自社製品・技術・課題をプレゼン いただいた。 [講 師] スパジジオワークス 代表 鈴木 尚和 氏	11 名

名 称	年月日	内 容	参加者数	
ビジネスマッチングに向けた視察研修会	'22. 12. 13 ～15	〔内 容〕 三条市から京都に出向き、セミナーとワークショップを実施し、現地企業の視察を行った。 〔講 師〕 (株)マルト長谷川工作所 代表取締役社長 長谷川 直哉 氏 (株)山谷産業 代表取締役 山谷 武範 氏 スパッジオワークス 代表 鈴木 尚和 氏	4社	
<b>J. 三条市立大学 知的ものづくりセミナー</b>				
名 称	年月日	内 容	参加者数	
三条市立大学 知的ものづくりセミナー	'22. 5. 24	〔テーマ〕 起業家の道しるべ 〔講 師〕 三条市立大学 准教授 謝 凱雯 氏 〔テーマ〕 切ること、削ること、形づくること 〔講 師〕 三条市立大学 教授 川崎 一正 氏	63名	
	6. 28	〔テーマ〕 SDGs・カーボンニュートラル時代のものづくり 〔講 師〕 三条市立大学 教授 田辺 郁男 氏 〔テーマ〕 価値ある表面の作り方 〔講 師〕 三条市立大学 准教授 江面 篤志 氏	51名	
	7. 26	〔テーマ〕 紙箱のできるまでとシートの曲げと切りくず 〔講 師〕 三条市立大学 教授 永澤 茂 氏 〔テーマ〕 災害時の電気づくり 〔講 師〕 三条市立大学 助教 野口 祐智 氏	40名	
	8. 30	〔テーマ〕 見る、視る、診る 〔講 師〕 三条市立大学 教授 加藤 綾子 氏 〔テーマ〕 やわらかいものソフトマターの流れ 〔講 師〕 三条市立大学 助教 若木 志郎 氏	43名	
	10. 25	〔テーマ〕 経営は利益速度で考える 〔講 師〕 三条市立大学 教授 李 健泳 氏 〔テーマ〕 技術の融合によるモノづくり 〔講 師〕 三条市立大学 教授 和田 浩志 氏	39名	
	6. 25	〔テーマ〕 DX支援プログラム DTC(Direct-To-Consumer)ワークショップ 〔講 師〕 (株)セールスフォース・ジャパン インダストリーズ トランスフォーメーション事業本部 製造・通信メディア業界担当 ディレクター 國村 太亮 氏	43名	
	11. 24	〔テーマ〕 医工連携セミナー～AI 技術を活用した医工連携が創り出す地域医療の未来～ 〔講 師〕 キヤノンメディカルシステムズ(株) 研究開発センター臨床アプリ研究部 部長 坂口 卓弥 氏	延期	
	12. 20	〔テーマ〕 マーケティングセミナー データ・イズ・マネー(データは金なり) 〔講 師〕 (株)セールスフォース・ジャパン インダストリーズ トランスフォーメーション事業本部 製造・通信メディア業界担当 ディレクター 國村 太亮 氏	延期	
	三条市立大学 Presidential Lecture Series			

K. 原価計算・価格決定セミナー			
名 称	年月日	内 容	参加者数
第1回	'22. 7. 15	[テーマ] 『価格』とはどのように考えて決めるのか [講 師] ひらの経営支援事務所 代表・中小企業診断士 平野 康晴 氏	会場 19名 Zoom14名
第2回	9. 10	[テーマ] 利益を生むために必要な『原価計算』 [講 師] ひらの経営支援事務所 代表・中小企業診断士 平野 康晴 氏	会場 19名 Zoom14名
第3回	9. 24	[テーマ] その『利益』本当に手元に残っていますか? [講 師] ひらの経営支援事務所 代表・中小企業診断士 平野 康晴 氏	会場 19名 Zoom14名
L. 人材相互理解セミナー			
名 称	年月日	内 容	参加者数
第1回	'22. 7. 12	[テーマ] 活気ある職場、ハイブリッドな組織作り [講 師] OT アシスト事務所 代表 中小企業診断士 桶 哲治 氏	9名
第2回	7. 26	[テーマ] 非言語情報を言語化する [講 師] T&I アソシエイツ 代表・中小企業診断士・ 産業カウンセラー・IT コーディネーター 田中 薫 氏	9名
第3回	8. 30	[テーマ] 不確実な時代の組織とコミュニケーション [講 師] T&I アソシエイツ 代表・中小企業診断士・ 産業カウンセラー・IT コーディネーター 田中 薫 氏	9名
M. 中小企業向け SDGs セミナー			
名 称	年月日	内 容	参加者数
中小企業向け SDGs セミナー	'23. 2. 14	[テーマ] 今から備える SDGs 対策 [講 師] (株)ふるサポ 代表取締役 中島 達朗 氏 ※令和4年10月11日に当所とあいおいニッセイ同和 損害保険(株)との間で締結した連携協定の一環として開催。	会場 24名 Zoom31名
N. 労務管理連続セミナー			
名 称	年月日	内 容	参加者数
労務管理基礎セミナー	'22. 4. 27 8. 24 10. 26	[講 師] 社会保険労務士法人こじま事務所 所長 特定社会保険労務士 小島 正晴 氏	第1回 30名 第2回 17名 第3回 33名
労務フォーラム	6. 15	第1部 基調講演 [テーマ] 人材確保に関するトレンドと今後の見通し [講 師] (株)リクルート ジョブズリサーチセンター センター長 宇佐川 邦子 氏  第2部 基調講演 [テーマ] 入社したいと思われる魅力的な企業になる ～これからの時代の労務管理 [講 師] 社会保険労務士法人こじま事務所 所長 特定社会保険労務士 小島 正晴 氏  第3部 パネルディスカッション [テーマ] 人が集まり未来をつなぐ～今企業がやるべきこと [パネリスト] (株)リクルート ジョブズリサーチセンター センター長 宇佐川 邦子 氏	会場 26名 Zoom23名

名 称	年月日	内 容	参加者数
		(株)広報しえん 代表取締役 西嶋 弘重 氏 (株)サカタ製作所 代表取締役 坂田 匠 氏 〔コーディネーター〕 社会保険労務法人こじま事務所 所長 特定社会保険労務士 小島 正晴 氏	
<b>O. 地域内労働環境改善普及事業</b>			
名 称	年月日	内 容	参加者数
関係団体会議	'22. 8. 24	2023年産業カレンダー休日計画について 産業カレンダーの作成及び配布について 2024年以降産業カレンダー作成の方向性について	7名
燕三条産業カレンダー発行	10. 25	三条、燕の休日を調整した「燕三条産業カレンダー」を作成し、無料配布(休日日数:110日)。 〔発行団体〕三条商工会議所、栄商工会、下田商工会、(協)三条工業会、三条金物卸商(協)、三条商鐵組合、三条機工会、三條鉄鋼資源組合、新潟県トラック協会三南支部 〔発行部数〕8,519部(A3-5,306部、A4-3,213部) 〔配布方法〕当所会報10月25日号折込にて配布。 同日より、当所窓口にて無料配布。 カレンダーデータを当所HPにて公開。 変形労働時間制に関する労働基準監督署への届出についての注意喚起資料も作成し、カレンダーと併せて配布。なお、三条地域においては、燕三条産業カレンダーは2023年版の作成を最後とし、2024年版以降は作成しない。	
<b>P. 関東経済産業局「官民合同企業支援チーム」伴走型支援事業への参画</b> 地域の中核的な企業の成長を支援するため、官民合同の企業支援チームが伴走型支援を行う本事業について、令和3年度に三条市が申請し採択を受けた。当所経営指導員が官民合同企業支援チームにオブザーバー参加し、伴走型支援を実施。 〔支援企業数〕3社			
<b>Q. 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策事業</b> 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者並びに物価・エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者に対する各種支援策を実施。			
名 称	年月日	内 容	参加者数
新型コロナウイルス対策マル経融資による金融支援	通 年	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者へ、通常のマル経融資とは別枠で融資実行。当初3年間の金利引き下げや据置期間延長。※P66「金融斡旋」参照 〔融資決定〕7件4,420万円	
経営相談窓口の設置(2020年1月29日より設置)	'22. 4. 1 ～ '23. 3. 31	中小企業庁の要請により、全国の商工会議所・商工会に経営相談窓口を設置。相談実績は中小企業庁及び新潟県へ報告。	相談数 今年度 240社 累計 1,198社
「新型コロナウイルス感染症対策事業者向け支援制度よろず相談窓口」の開設(2022年2月1日より設置)	'22. 4. 1 ～ 5. 31	新潟県行政書士会へ委託し、国の事業復活支援金や県の時短協力金などの支援制度の紹介や申請サポートを行う相談窓口を開設。 ※日本商工会議所委託事業「事業環境変化対応型支援事業」を活用。※P66参照	相談数 今年度 222社 累計 414社
「令和二年度第三次補正・令和三年度補正・令和四年度予備費 事業再構築補助金」申請支援・事業実施支援	4. 21 ～ '23. 3. 31	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や物価・エネルギー価格高騰の影響を踏まえ、中小企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う思い切った事業再構築を支援する国の補助金について、事業者の申請支援や書類受付、事業実施に係る支援等を実施。	累計 申請5社 採択2社



名 称	年月日	内 容	参加者数
「新潟県新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業補助金」申請支援・事業実施支援	'22. 4. 20 ～ '23. 1. 10	<p>[公募期間] 第6回：令和4年3月28日～6月30日 第7回：令和4年7月1日～9月30日 第8回：令和4年10月3日～令和5年1月13日 第9回：令和5年1月16日～令和5年3月24日</p> <p>[申請・採択数] 第6回：申請2社 採択1社 第7回：申請1社 採択1社 第8回：申請2社 採択0社 第9回：申請0社</p> <p>長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う新たな商品開発やサービスの提供等の前向きなチャレンジを支援する新潟県の補助金について、事業者の申請支援や書類受付、事業実施に係る支援等を実施。</p>	申請 66 社 採択 64 社
	'22. 4. 26 ～ '23. 3. 17	<p>[公募期間] 第1回：令和4年4月20日～6月3日 第2回：令和4年7月26日～9月7日 第3回：令和4年10月4日～10月24日</p> <p>[申請・採択数] 第1回：申請29社 採択29社 第2回：申請28社(うち1社申請取下) 採択27社 第3回：申請9社(うち1社申請取下) 採択8社</p> <p>長引く新型コロナウイルス感染症禍並びに物価高騰等の影響により落ち込んだ県内経済の回復につながる地域経済への波及効果の高い「消費喚起・需要拡大」に向けたプロジェクトを支援する新潟県の補助金について、事業者の相談・書類受付に対応。</p>	申請 15 社 採択 2 社
「事業復活支援金」の事前確認・相談対応 (2022年1月31日より実施)	'22. 1. 31 ～ 5. 31	<p>[公募期間] (第1弾・第2弾は令和3年度実施) 第3弾：令和4年4月26日～5月31日 第4弾：令和5年1月18日～3月17日</p> <p>[申請・採択数] 第3弾：申請7団体 採択2団体 第4弾：申請8団体 採択審査中</p> <p>2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が過去3年間の同月と比較し30%以上減少した事業者が対象となる事業復活支援金について、中小企業庁の求めに応じ、事業者の事業実態確認を目的とした事前確認並びに申請に向けた相談対応を実施。 ※申請締切 2022年5月31日</p>	累計 事前確認 196 件 相談 342 件
新型コロナウイルス対策及び物価高騰対策に関する支援策の周知	随 時	新型コロナウイルス感染症や物価・エネルギー価格高騰に対する国・県・市等の支援施策について、会員宛 FAXにて周知。	
<p><b>R. SANJO 安心なお店エールキャンペーン</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている市内飲食店への支援を目的に「三条安心なお店応援協議会」を立ち上げ、プレミアム付飲食券「SANJO 安心なお店エール飲食券」を発行した。取扱加盟店は市内に店舗があり、かつ新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」を登録条件とした。</p> <p>[販売期間] 2021年11月25日～12月25日 [利用期間] 2021年11月25日～2022年1月12日、2022年4月28日～5月31日 ※新型コロナウイルス感染症の影響により2022年1月13日から4月27日まで利用一時停止</p> <p>[販売金額] 8,000円/冊(利用可能額10,000円/冊 プレミアム率25%) [販売冊数] 19,008冊(152,064,000円) [換金枚数] 188,716枚(188,716,000円) [取扱加盟店] 184店</p>			

	<b>S. 人の心を動かすコミュニケーション講演会事業</b>																
	名 称		年月日		内 容								参加者数				
	人の心を動かすコミュニケーション講演会		'22. 11. 24		〔テーマ〕 お客様心理の掴み方 〔講師〕 メンタリスト・心理コンサルタント 大久保 雅士 氏								50名				
	<b>T. 付加価値としての脱炭素啓発事業</b>																
	名 称		年月日		内 容								参加者数				
	第1回脱炭素勉強会		'23. 3. 23		〔テーマ〕 なぜ脱炭素なのか脱炭素の本当のところ 〔講師〕 環境省大臣官房環境経済課 課長 波戸本 尚 氏								41名				
	<b>U. 三条商工会議所青年部活動への支援</b> 次代を担う青年経済人の人材育成の場、産業人としての資質向上の場である青年部の活動を支援するため、活動費の一部を補助。三条商工会議所青年部の会員数等は以下の通り。																
	前年度末会員数		新規入会者数		退会者数		卒業生数		年度末会員数								
	88		16		7		12		85								
	(8) 技術・技能の普及検定 ① 検定・競技会	<b>【簿記検定：統一試験】 【試験会場：三条商工会議所】 (申込者数)</b>															
回次		年月日		1 級			2 級			3 級							
第161回		'22. 6. 12		9名			11名			24名							
第162回		11. 20		9名			28名			32名							
第163回		'23. 2. 26		—			14名			21名							
<b>【珠算競技大会】</b>																	
名 称		年月日		参加者数													
第76回新潟県珠算選手権大会		'22. 5. 8		6名													
第75回新潟県珠算競技大会		11. 13		21名													
(9) 取引紹介 ① 国内取引		月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	'23/1	2	3	合計	
	件 数		10	4	4	3	1	2	12	7	6	6	4	8	67		
(10) 相談、指導、斡旋等 ① 雇用対策事業	名 称		年月日		内 容								参加者数				
	2023年 新規高等学校卒業予定者求人申込説明会並びに企業と高等学校との意見交換会		'22. 5. 17		令和4年3月新規学校卒業者の就職状況と令和5年3月新規学校卒業者求人の申込手続きの説明 企業と高等学校進路指導担当教員との名刺交換会 〔会 場〕 三条商工会議所								企業124社 学校16校				
	2023年 新規高等学校卒業予定者企業説明会		7. 12		令和5年3月新規高等学校卒業予定者を対象とした企業求人説明会 〔会 場〕 燕三条地場産業振興センター								企業85社 学生225名 教員27名				
	人材マッチング事業（WEBセミナー）		7. 21		SNSを活用した人材採用手法についてのセミナーを実施。 〔テーマ〕 初心者でもわかる！SNS×採用戦略セミナー 〔会 場〕 Zoom（オンライン開催） 〔講 師〕 (株)BESW 代表取締役 田中 千晶 氏 (株)BESW 笹本 希望 氏								Zoom14社				
	新規高等学校卒業予定者採用選考研修		9. 5		令和5年3月新規高等学校卒業予定者に対して求人申込をした企業等へ選考にあたっての留意事項を説明 〔会 場〕 三条商工会議所								企業87社 1自治体				
	県央地区就職ガイダンス2023（合同企業説明会）		'23. 3. 3		2023年度新卒予定学生を対象とした就職ガイダンスを開催 〔会 場〕 燕三条地場産業振興センター								企業50社 学生69名				

名 称	年月日	内 容	参加者数										
企業PR動画作成補助金	'22. 4. 1 ～ '23. 2. 28	三条おしごとナビ掲載用の企業動画作成費用の補助(1社上限10万円税込)を行い、三条おしごとナビの利用率向上並びに、市内企業の求人情報掲載を強化することで、事業所の雇用促進のきっかけを創出。	27社										
②エキスパートバンク事業	4件(指導実施回数12回)												
③新潟県建設業経営相談等支援事業	0件(指導実施回数0回)												
④中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(中小企業119)	0件(専門家派遣回数0回)												
(11)経営改善普及事業 ①指導・相談・支援	A. 経営指導員の指導												
	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	民法	その他	合計		
巡回	15	59	2	8	14	6	2	0	0	2	108件		
窓口	345	214	5	24	41	30	29	0	0	134	822件		
創業支援	6	54	0	1	5	10	0	0	0	0	76件		
	B. 講習会等の開催による指導												
区分	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	合計			
集団回数	0	3	0	0	2	0	0	0	0	5回			
指導人数	0	48	0	0	96	0	0	0	0	144人			
個別回数	0	10	0	0	16	0	0	0	0	26回			
指導人数	0	5	0	0	31	0	0	0	0	36人			
	C. 専門相談員による定例窓口相談 <定例>												
名 称	開催日		相談員							相談者数			
貿易相談	随時受付		ジェトロ新潟貿易情報センター 職員							0名			
資金繰り相談	随時受付		(株)日本政策金融金庫三条支店 職員							0名			
税務・消費税対策相談	毎月7日		税理士 松崎孝史氏							24名			
法律相談	毎月第3水曜		弁護士 石川佳代氏							12名			
労務相談	随時受付		社会保険労務士							1名			
行政書士相談	随時受付		行政書士							0名			
事業承継相談	毎月第3水曜		SMEC コンサルタンツ(株)							1名			
M & A 相談	毎月第2水曜		(株)新潟事業承継パートナー							0名			
B C P 相談	随時受付		東京海上日動火災保険(株)新潟支店長岡支社 職員							0名			
	<確定申告期間>												
名 称	開催日		相談員							相談者数			
納税相談 (共催：三条青色申告会)	'23. 2. 27 3. 3		関東信越税理士会三条支部 派遣税理士6名							15名 8名			
	D. 知財駆け込み寺 ①業種別相談件数												
業種/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	'23/1	2	3	合計
製造業	0	2	2	0	1	0	0	2	0	0	2	2	11件
建設業	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3件
運輸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
卸売業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1件

業種/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	'23/1	2	3	合計
小 売 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1件
そ の 他	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	5件
合 計	2	2	3	0	1	2	0	3	0	2	3	3	21件

②相談内容・内訳(重複相談あり)

相談内容/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	'23/1	2	3	合計
発 明、アイディアの権利化	0	1	1	0	1	1	0	3	0	1	2	2	12件
デ ザ イン・意匠の権利化	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	4件
商 標、ブランドの権利化	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	5件
特 許 情 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
産業財産権のライセンス、共同研究、技術提携	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
産 業 財 産 権 の 侵 害	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1件
外国での産業財産権の取得、模倣品・海賊版	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3件
著 作 権	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2件
製造ノウハウ等営業秘密	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
経営に知財を生かす等知財戦略	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
社内の人材育成・講習会等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
そ の 他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2件
合 計	4	2	3	0	1	3	0	5	0	3	5	3	29件

E. 創業支援事業

①(公財)にいがた産業創造機構 令和4年度 起業チャレンジ応援事業

県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業の支援を目的に、新規創業に必要な経費(下限額 50 万円)について 200 万円(補助率 1/2)を上限に助成する事業。商工会議所の経営指導員が申請書類を確認し、確認書を発行。

[確認書発給] 0 件 ※相談対応のみ実施。

②(公財)にいがた産業創造機構 令和4年度 U・Iターン創業応援事業

県内へのU・Iターンによる移住・定住及び地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する創業を促進し、人口増加や雇用環境の改善、地域経済の活性化を図るため、新規創業に必要な経費(下限額 50 万円)について、200 万円(補助率 1/2)を上限に助成する事業。商工会議所の経営指導員が申請書類を確認し、確認書を発行。

[確認書発給] 0 件 ※相談対応のみ実施。

③創業者倶楽部

創業予定者、創業して間もない方、第二創業・企業内起業を考えている方などを対象に、創業の動機付けから、マーケティング、財務など、事業を継続する上で必要な知識・ノウハウに関する研修を実施。座学により経営者としての基礎知識を学ぶだけでなく、グループディスカッションを通して創業者同士が交流・情報交換を行い、人脈形成を図った。また、各講義終了後には見逃し動画を配信し、欠席者のフォローや参加者の復習に活用した。

[時 間] 19時00分～21時00分

[会 場] 三条商工会議所

[講 師]

第1・2講 ジャイロ総合コンサルティング(株) 代表取締役・中小企業診断士 渋谷 雄大 氏

第3・5講 ジャイロ総合コンサルティング(株) コンサルタント・中小企業診断士 高田 佳昭 氏

第4講 ジャイロ総合コンサルティング(株) コンサルタント 佐藤 一義 氏

名称	年月日	テーマ	参加者数
第1講	'23. 1. 25	成功する起業の条件	会場0名 Zoom23名
第2講	2. 1	売れる販売戦略 ～マーケティングとSNS活用～	会場5名 Zoom16名
第3講	2. 8	ビジネスモデルを考える ～アイデア発想とモデル化～	会場5名 Zoom13名
第4講	2. 22	創業者のための資金計画・利益計画	会場7名 Zoom14名

名称	年月日	テーマ	参加者数								
第5講	'23. 3. 1	人材の採用と育成 / ビジネスプラン作成	会場9名 Zoom10名								
<b>F. 事業承継支援事業</b> <b>①事業承継セミナー</b> 事業承継を経営革新・事業再構築の契機と捉え早期承継の機運醸成を図るため、事業承継を実際に行った地元経営者の基調講演と、後継者によるパネルディスカッションを実施。 [時 間] 16時00分～18時00分 [会 場] 三条ロイヤルホテル											
年月日	内 容		出席者数								
'22. 8. 26	<b>①基調講演</b> [テーマ] スムーズな事業承継を行えた理由と時代に合わせた社風改革 [講 師] (有)イクマメタルワークス 代表取締役 猪熊 良浩 氏 <b>②パネルディスカッション</b> [テーマ] 後継者が語る事業承継のリアル [パネリスト] (有)イクマメタルワークス 代表取締役 猪熊 良浩 氏 (株)カネギ 代表取締役 信賀 康宏 氏 マサコー山口木工 専務 山口 将門 氏 [コーディネーター] SMEC コンサルタンツ(株) 代表取締役・事業承継士・中小企業診断士 土田 正憲 氏 <b>③支援事業紹介</b> [テーマ] 後継者育成事業「後継者塾」の紹介 [講 師] SMEC コンサルタンツ(株) 取締役・事業承継士・中小企業診断士 土田 克則 氏		15名								
<b>②後継者塾(令和4年度小規模事業経営支援事業費補助金 地域振興推進事業 むらおこし総合活性化事業)</b> 後継者としての知識・考え方を身に付けるための講義を実施。(一社)事業承継協会のテキストを用い、ケーススタディやグループ演習を通じて自社の現状把握や新たなビジネスモデルの検討を行った。また、毎回宿題を課し、現社長や社員から聴き取りを行いながら、自社の現状把握に努めた。第8講終了後には懇親会を実施し、参加者同士の情報交換・交流に努めた。 [時 間] 18時00分～21時00分 [会 場] 三条商工会議所 [講 師] SMEC コンサルタンツ(株) 代表取締役・事業承継士・中小企業診断士 土田 正憲 氏 SMEC コンサルタンツ(株) 取締役・事業承継士・中小企業診断士 土田 克則 氏											
名称	年月日	テーマ	参加者数								
第1講	'22. 9. 7	経営理念を考える	5名								
第2講	9. 20	経営戦略を考える	4名								
第3講	10. 5	ビジネスモデルを考える	4名								
第4講	10. 25	組織を考える	3名								
第5講	11. 9	労務管理を考える	5名								
第6講	11. 24	決算書と会計管理を考える	5名								
第7講	12. 7	利益管理を考える	3名								
第8講	12. 21	5年後の経営ビジョン発表	3名								
<b>③事業承継支援加速化事業：(公財)にいがた産業創造機構</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>初期対応支援</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>事業承継計画書策定支援</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>センターとの連携強化支援</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>セミナー等開催支援</td> <td>1件</td> </tr> </table>				初期対応支援	1件	事業承継計画書策定支援	1件	センターとの連携強化支援	1件	セミナー等開催支援	1件
初期対応支援	1件										
事業承継計画書策定支援	1件										
センターとの連携強化支援	1件										
セミナー等開催支援	1件										
<b>④令和4年度 事業承継セミナー 後継者へのバトンパス～経営資源を後継者へつなぐ第一歩～の後援</b> (主催：三条市、共催：三条信用金庫、三條信用組合) [会 場] 三条商工会議所											

年月日	内 容					
'23. 2. 21	パネルディスカッション [テーマ] 事業承継の体験談 [パネリスト] アネックスツール(株) 代表取締役 兼古 敦史 氏 (株)カネギ 代表取締役 信賀 康宏 氏 [コーディネーター] SMEC コンサルタンツ(株) 取締役・事業承継士・中小企業診断士 土田 克則 氏					
3. 10	[テーマ] 事業承継に関わるお金の話&事業承継税制について [講 師] 税理士法人近藤まこと事務所 代表 近藤 信 氏					
<b>G. 制度改正等の課題解決環境整備事業(日本商工会議所委託事業)</b>						
名 称	年月日	内 容	参加者数			
職員向け税務研修会	'22. 12. 13	[テーマ] 消費税インボイス制度の実務 [講 師] アトラス税理士法人 代表社員 松崎 孝史 氏	16名			
<b>H. 事業環境変化対応型支援事業費補助金(日本商工会議所委託事業)</b>						
名 称	年月日	内 容	参加者数			
「新型コロナウイルス感染症対策事業者向け支援制度よろず相談窓口」の開設 (2022年2月1日より設置)	'22. 4. 1 ～5. 31	新潟県行政書士会へ委託し、国の事業復活支援金や県の時短協力金などの支援制度の紹介や申請サポートを行う相談窓口を開設。 ※P60「新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策事業」参照	相談数 今年度 222社 累計 414社			
インボイス・電子帳簿保存法対応セミナー (共催：三条間税会)	11. 8	インボイス・電子帳簿保存法の制度説明と事業所がすべきことについて解説した。 [講 師] いずみ税理士法人 税理士 高橋 弘之 氏 [会 場] 三条商工会議所	79名			
インボイス制度小冊子配布	8. 25 ～ '23. 3. 31	日本商工会議所が作成した小冊子「中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」を印刷し、会報8月号折込、インボイス・電子帳簿保存法対応セミナーで配布したほか、巡回・窓口指導時に配布した。 [配布部数] 2,500部				
<b>I. 新潟県央中小企業支援プラットフォームへの参画(代表機関：三条信用金庫、構成機関 20 機関) 実施事業なし</b>						
②金融斡旋						
[小規模事業者経営改善資金融資申込並びに推薦状況]						
申込件数	申込金額	推薦件数	推薦金額	決定件数	決定金額	審査回数
9件	7,720万円	9件	7,720万円	9件	7,720万円	7回
[上記の内、新型コロナウイルス対策マル経の申込並びに推薦状況]						
申込件数	申込金額	推薦件数	推薦金額	決定件数	決定金額	審査回数
7件	4,420万円	7件	4,420円	7件	4,420万円	5回
[会員向け特別融資制度]						
会員確認書発行件数	0件					
融資実行金額	0万円					
③記帳継続指導						
記帳専任職員	記帳指導職員	記帳指導のべ回数	記帳指導のべ日数	記帳指導対象小規模事業者数		
1人	0人	425回	143日	54件		

<p>④小規模企業 振興委員</p>	<p>活動休止中</p>																																																																	
<p>⑤補助金申請</p>	<p>[令和元年度補正予算・令和3年度補正予算 小規模事業者持続化補助金]          小規模事業者が商工会議所・商工会の支援を受けながら行う販路開拓の取り組みについて、支援する補助金。当所において、申請書類を確認し、支援計画書を発給。          &lt;一般型&gt;          募集期間：2022年3月22日～2023年2月20日(期間内に4回公募枠あり)          支援計画書発給件数：19件(第8回7件、第9回4件、第10回4件、第11回4件)          採択件数：10件(第8回4件、第9回3件、第10回4件、第11回3件)</p> <p>[令和元年度補正・令和3年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金]          中小企業・小規模事業者が、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する補助金。申請にあたり、令和元年度までは認定経営革新等支援機関の確認書が必要であったが、令和2年度以降不要となり、認定経営革新等支援機関による事業計画策定のための支援を任意で受けられる。          (十次公募) 公募期間：2022年3月15日～5月12日          (十一次公募) 公募期間：2022年5月26日～8月18日          (十二次公募) 公募期間：2022年9月1日～10月24日          (十三次公募) 公募期間：2022年11月7日～12月22日          当所における確認書発給件数0件</p> <p>[令和3年度補正 令和4年度 事業承継補助金 経営革新型・専門家活用型]          事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業者に対し、その取組に要する経費の一部を補助する。申請にあたり認定経営支援機関が申請書類を確認し、確認書を発給。          令和3年度補正(1次公募) 募集期間：2022年4月22日～6月20日          (2次公募) 募集期間：2022年7月27日～9月2日          (3次公募) 募集期間：2022年10月6日～11月24日          (4次公募) 募集期間：2022年12月27日～2023年2月9日          令和4年度 募集期間：2022年7月25日～8月15日          当所における確認書発給件数0件</p>																																																																	
<p>⑥生産性向上 特別措置法</p> <p>(12) 経営安定特別相談事業 ①相談実施状況</p>	<p>相談案件の内訳</p>	<p>[先端設備等導入計画]          「生産性向上特別措置法(2018年6月施行)」により措置された、中小企業が設備投資を通じて、3～5年間で労働生産性の年平均3%以上の向上を図るための計画。本計画を三条市に提出し認定を受けた後、2023年3月31日までに取得した設備については、固定資産税の課税標準額が3年間にわたってゼロに軽減される。当所においては、申請書類を確認し、確認書を発給。          認定申請確認書発給件数：1件          変更認定申請確認書発給件数：7件</p> <table border="1" data-bbox="414 1594 1476 2125"> <tr> <td colspan="4">(1) 当年中の受付件数0件(2022年4月1日～2023年3月31日)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(2) 業種別内訳</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>0件</td> <td>卸売業</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>0件</td> <td>運輸業</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>0件</td> <td>サービス業</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0件</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(3) 規模別内訳</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小規模企業(工業20人以下、商業・サービス業5人以下) 0件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記を超える中小企業 0件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(4) 経営不振に陥った原因</td> </tr> <tr> <td>関連企業の倒産</td> <td>0件</td> <td>受注販売不振</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>偶発的事故</td> <td>0件</td> <td>放漫経営</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>経営計画の失敗</td> <td>0件</td> <td>高利・融手の利用</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>既往のしわ寄せ</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支払・回収条件の悪化</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>0件</td> </tr> </table>	(1) 当年中の受付件数0件(2022年4月1日～2023年3月31日)				(2) 業種別内訳				製造業	0件	卸売業	0件	建設業	0件	運輸業	0件	小売業	0件	サービス業	0件	その他	0件			(3) 規模別内訳				小規模企業(工業20人以下、商業・サービス業5人以下) 0件				上記を超える中小企業 0件				(4) 経営不振に陥った原因				関連企業の倒産	0件	受注販売不振	0件	偶発的事故	0件	放漫経営	0件	経営計画の失敗	0件	高利・融手の利用	0件			既往のしわ寄せ	0件			支払・回収条件の悪化	0件			その他	0件
(1) 当年中の受付件数0件(2022年4月1日～2023年3月31日)																																																																		
(2) 業種別内訳																																																																		
製造業	0件	卸売業	0件																																																															
建設業	0件	運輸業	0件																																																															
小売業	0件	サービス業	0件																																																															
その他	0件																																																																	
(3) 規模別内訳																																																																		
小規模企業(工業20人以下、商業・サービス業5人以下) 0件																																																																		
上記を超える中小企業 0件																																																																		
(4) 経営不振に陥った原因																																																																		
関連企業の倒産	0件	受注販売不振	0件																																																															
偶発的事故	0件	放漫経営	0件																																																															
経営計画の失敗	0件	高利・融手の利用	0件																																																															
		既往のしわ寄せ	0件																																																															
		支払・回収条件の悪化	0件																																																															
		その他	0件																																																															

処理の状況	(1)処理状況内訳 前年末繰越未処理 1 件 + 当年受付 0 件 - 当年処理最終分 0 件 = 翌年繰越未処理 1 件								
	(2)当年処理最終分の内訳 倒産回避 0 件 整理 0 件 調停不能 0 件								
	(3) (2)の倒産回避分の指導・処理方法の内訳 金融斡旋 0 件 金融・資金調達面の指導助言 0 件 経営・債権計画等の作成指導・助言 0 件								
	(4)当年処理最終済分の処理者の内訳 専門スタッフ 0 件 事務局 0 件 (上記のうち、弁護士・税理士等を活用した件数 0 件)								
②会議・研究会	名 称		年月日	内 容			参加者数		
	県内商工調停士・専門相談員等研究会 (幹事：五泉商工会議所)		'23. 3. 20	県内の経営安定特別相談室設置商工会議所・商工会連合会で、毎年持ち回りで開催。 新潟県の産業振興施策について 県内各相談室の事業概要・意見交換 日本政策金融公庫の取組および最近の経済・金融情勢について			1 名		
(13) 経営指導員等 研修会参加状況	年月日	名 称		会場		参加者数			
		経営指導員研修会(各自が期間内に4プログラム受講) <受講期間：'22. 8. 1~'23. 1. 16>		WEB研修		5 名			
	'22. 7. 29	第9回商工会議所経営指導員全国研修会(支援力向上全国フォーラム)		オンライン研修		2 名			
	8. 9	価格交渉促進セミナー		朱鷺メッセ		1 名			
	9. 28	金融機関及び商工団体の職員向けデジタル化支援スキル向上研修		オンライン研修		1 名			
	10. 5	経営指導員資格認定試験対策講座		万代島ビル		1 名			
	10. 20~21	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議及び北陸信越ブロック中小企業支援先進事例普及研修会		ホテルメトロポリタン長野(長野県)		1 名			
	11. 15	中小企業経営シンポジウム in 新潟		朱鷺メッセ		1 名			
	11. 17~18	県内商工会議所補助員等研修会		万代島ビル		2 名			
	11. 21	経営指導員等資質向上研修会(事業承継)		オンライン研修		1 名			
	12. 6~ 7	中小企業の自己変革に向けた実践的支援研修会		オンライン研修		1 名			
	'23. 1. 16	経営指導員等資質向上研修会(TOAS 新機能の操作体験)		朱鷺メッセ		1 名			
	(14) 各種共済事業 ①三条商工会議所 共済制度	共済名		年度初		給付		年度末	
		契約者数	口数	契約者数	金額	契約者数	口数		
特定退職金制度 委託保険会社：アクサ生命保険(株)		2,795 (327社)	16,268	198	165 百万円	2,762 (318社)	16,149		
共済名		年度初		給付		年度末			
		契約者数	契約金額	契約者数	契約金額	契約者数	契約金額		
ひまわり共済 引受保険会社：アクサ生命保険(株)		2,835 (524社)		1,909 百万円		(保険金等本社給付金)		2,853 (498社)	
						30	2,828 千円		
						(会議所見舞金)			
						51	435 千円		
				(会議所祝金)					
				60	615 千円	1,902 百万円			



②日本商工会議所 共済制度	保険名	年度末件数	名 称		発行枚数				
	全国商工会議所休業補償プラン	25	チェンバーズカード		237				
	業務災害補償プラン	134							
	ビジネス総合保険	254							
	海外PL保険	16							
	海外対策危機プラン	2							
	情報漏えい保険	0							
③中小企業基盤整備機構 共済制度	保険名	加入件数	解約件数	年度末件数					
	経営セーフティ共済	3	3	78					
	小規模企業共済	6	2	131					
④にいがた県共済	共済名	年度初		増減		年度末			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
	火災共済	475	1,154,460 万円	△10	△27,900 万円	465	1,126,560 万円		
	生命傷害共済	80	23,600 万円	△2	△400 万円	78	23,200 万円		
	事故費用共済	5	800 万円	0	0 万円	5	800 万円		
	共済名	件数	口数	件数	口数	件数	口数		
	所得補償共済	6	24	△1	△10	5	14		
	休業補償共済	5	7	0	0	5	7		
	労働災害補償共済	4	—	0	—	4	—		
	医療総合保障共済	0	—	0	—	0	—		
	共済名	年度初	契約台数		年度末				
			増減						
	自動車共済	500	△3	497					
	共済名	対人		対物		人身傷害		搭乗者傷害	
		台数	契約金額	台数	契約金額	台数	契約金額	台数	契約金額
自動車共済	497	9,890,000 万円	496	2,210,400 万円	372	1,506,000 万円	187	167,400 万円	
※共済金額無制限については、対人・人身傷害 20,000 万円、対物 5,000 万円で計算									
共済名	車 輛								
	一般車両		車対車+危険限定						
	台数	契約金額	台数	契約金額					
自動車共済	141	18,705 万円	111	11,030 万円					
⑤アクサ生命保険(株) 共済制度	保険名	年度初		給付		年度末			
		契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額		
	大型共済	69	723 百万円	4	15,160 千円	66	631 百万円		
				0	0 千円				
	損保セット	31	394 百万円	1	30	28	347 百万円		
	福祉プラン	38	59 百万円	3	21 千円	35	54 百万円		
				0	0 千円				
				1	10 千円				
生活障害保障	21	547 百万円	0	0 千円	16	307 百万円			
個人年金プラン	68	36 百万円	1	4,642 千円	56	28 百万円			

保険名	年度初		給付		年度末	
	契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額
ガン治療保険	348	27 百万円	59	4,154 千円	342	26 百万円
終身保障プラン	256	1,431 百万円	16	91,589 千円	230	1,284 百万円
退職金積立金養老保険(アクセス)	3	2 百万円	0	0 千円	3	2 百万円
総合	1,216	1,731 百万円	383	35,913 千円	1,208	1,701 百万円
特定疾病保険(エスリー)	1	2 百万円	0	0 千円	1	2 百万円
定期保険群集団	148	3,586 百万円	2	4,181 千円	149	3,631 百万円
低払型定期保険	337	5,852 百万円	0	0 千円	336	5,837 百万円
個人扱制度	59	193 百万円	11	3,837 千円	49	161 百万円
共済名	年度初		給付		年度末	
	契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額
年払総合	292	7,412 百万円	35	7,438 千円	288	7,680 百万円
変額月払	15	131 百万円	—	—	15	131 百万円
LP月払(ライフプロデュース)	7	5 百万円	—	—	5	3 百万円
UL月払(ユニット・リンク)	519	3,430 百万円	—	—	616	3,885 百万円
UL年払(ユニット・リンク)	24	559 百万円	—	—	31	1,139 百万円
(15) 当所への共催・ 後援・協賛等依頼	名 称		実施日	主 催		
	三条マルシェ		'22. 6. 5 9. 19 1. 3	三条マルシェ実行委員会		
	中小企業支援セミナー&個別無料相談会		7. 20	新潟県弁護士会		
	燕三条ものづくりメッセ 2022 (ハイブリッド開催)		10. 20 ~21	(公財)燕三条地場産業振興センター		
	次世代放射光施設(NanoTerasu)の説明会		11. 29	(一財)光科学イノベーションセンター		
②後 援	名 称		実施日	主 催		
	令和4年度三条凧合戦		'22. 6. 4 ~ 6. 5	三条凧協会		
	第1回三条市立大学大学祭「三燕祭」		6. 11 ~ 6. 12	三条市立大学		
	M&A セミナー		6. 16	(株)つばさM&Aパートナーズ		
	三条市ウクライナ避難民受入支援の会		7. 7 ~11. 30	三条市ウクライナ避難民受入支援の会		
	2022(第12回) ロボコンジャパンカップ		7. 10 ~10. 2	特定非営利活動法人ロボコンジャパン		
	2022年度三条エコノミークラブ公開例会		9. 22	三条エコノミークラブ		
	燕三条・プロジェクションマッピング・ナイト~FUN TO THE FUTURE~		10. 1	(一社)燕三条青年会議所		
	三条カレーフェスティバル 2022		10. 8 ~10. 9	三条カレーフェスティバル実行委員会		
	部落解放第38回新潟県研究集会		10. 22	部落解放第38回新潟県研究集会実行委員会		
	「本寺小路PR事業」		11. 5 ~'23. 3. 31	三条商工会議所青年部		
	こころの健康づくり講演会		'22. 11. 17	三条市		
	三条市「建国記念の日を奉祝する市民の集い」		'23. 2. 11	三条市「建国記念の日を奉祝する市民の集い」実行委員会		

②後援	名 称	実施日	主 催
	事業承継セミナー 「インボイス制度普及事業」	'23. 2. 21 3. 10 3. 14 3. 17 3. 23	三条市 新潟日報社東京支社
③協賛	名 称	主 催	
	第1回三条市立大学大学祭「三燕祭」 三条市交通安全の日、ぶじカエルちゃん事業及び三条 シルバー川柳事業 「まちやま」OPEN 記念 フリーアナウンサー遠藤麻 理・松本愛トークライブ 現場実習事業への支援 燕三条系さとしん電波 10 周年記念コンサート 金山神社秋季大祭(三条市産業振興祈願祭) 第14回「イルミネーション!コミュニケーション!」 アニメ「Do It Yourself!! -どうー・いっと・ゆあせ るふ-」番組提供 「二十歳(はたち)を祝う会」サポート事業	三条市立大学三燕祭実行委員会 (公財)三条市交通安全協会 燕三条エフエム放送(株) 県立新潟県央工業高等学校 燕三条エフエム放送(株) 三条金山神社 (一社)県央研究所 (株)エヌ・シィ・ティ 二十歳を祝うサポート協会	
④加盟	なし		

## 8. 登 録

(1) 法定台帳作成 2022年9月30日

(2) 登録業者数

会員・非会員	特定商工業者数
会 員	1,119
非 会 員	367
合 計	1,486

## 9. 会館・事務所等

(1) 土 地

面 積	2,315.65 m <sup>2</sup>
取 得 年 月 日	平成14年8月2日

(2) 建 物

構 造	鉄骨造5階建
建 築 面 積	820.27 m <sup>2</sup>
延 床 面 積	3,633.76 m <sup>2</sup>
商工会議所事務室	199.30 m <sup>2</sup>
O A ・ 印 刷 室	66.65 m <sup>2</sup>
取 得 年 月 日	平成4年5月1日

(3) 施 設

乗用エレベーター2基(定員9人・1基、13人・1基)  
 全館冷暖房・空調一式、給排水設備  
 会議室等 チェンバーズホール 331.76 m<sup>2</sup>(3室に使用区分可)  
     研 修 室<4室> 205.52 m<sup>2</sup>  
     会 議 室<2室> 95.97 m<sup>2</sup>  
     特別会議室<2室> 193.45 m<sup>2</sup>

[会議室等利用状況]

	利用件数	構成比%
第 1 会 議 室	321	8.74
第 2 会 議 室	269	7.33
第 1 研 修 室	389	10.60
第 2 研 修 室	424	11.55
第 3 研 修 室	353	9.62
5 階 研 修 室	333	9.07
特 別 会 議 室	141	3.84
第1 チェンバーズホール	434	11.82
第2 チェンバーズホール	512	13.95
第3 チェンバーズホール	495	13.48
合 計	3,671	100.00

## 10. 関係団体への参画

(1) 日本商工会議所	年月日	用 件	場所
	'22. 4. 20	委員会(産業経済・観光・地域活性化・労働・運営・中小企業・情報化合同)(オンライン)	三 条
	4. 21	委員会(情報化・国民生活・教育合同)(オンライン)	三 条
	4. 21	常議員会(オンライン)	三 条
	5. 19	全国商工会議所専務理事・事務局長会議(オンライン)	三 条
	6. 15	委員会(観光・地域活性化・エネルギー・環境・運営合同)	岡 山
	6. 15	中国ブロック商工会議所との懇談会	岡 山
	6. 16	常議員会、議員総会	岡 山
	7. 20	創立 100 周年記念 夏季政策懇談会	東 京
	7. 21	委員会(国際経済・情報化・エネルギー・環境・中小企業合同)	東 京
	7. 21	常議員会、議員総会	東 京
	7. 22	中小企業輸出投資専門委員会、東商・国際経済委員会(オンライン)	三 条
	7. 27	規制・制度改革専門委員会(オンライン)	三 条
	9. 14	委員会(産業経済・中小企業・教育・観光・地域活性化・税制・情報化合同)	東 京
	9. 15	常議員会、議員総会	東 京
	9. 15	創立 100 周年記念 通常会員総会	東 京
	9. 16	創立 100 周年記念式典	東 京
	10. 4	中小企業輸出投資専門委員会、東商・国際経済委員会	東 京
	10. 19	委員会(産業経済・観光・地域活性化・エネルギー・環境・国際経済・労働・情報化・国民生活合同)(オンライン)	三 条
	10. 20	委員会(中小企業)	東 京
	10. 20	常議員会	東 京
	11. 16	委員会(観光・中小企業・地域活性化・産業経済・国際経済・税制・情報化・教育・運営合同)	東 京
	11. 17	常議員会、議員総会	東 京
	11. 17	臨時会員総会	東 京
	12. 14	委員会(中小企業・国際経済・観光・地域活性化合同)	東 京
	12. 15	委員会(税制・情報化・エネルギー・環境・国民生活・運営合同)	東 京
	12. 15	常議員会	東 京
	'23. 1. 18	役員・議員・委員長・共同委員長・副委員長 商工会議所専務理事懇談会	東 京
	1. 18	委員会(中小企業・産業経済・国際経済・観光・国民生活合同)	東 京
	1. 19	委員会(地域活性化・税制・情報化合同)	東 京
	1. 19	常議員会、議員総会	東 京
	2. 15	委員会(産業経済・観光・地域活性化・教育・中小企業合同)	東 京
	2. 16	委員会(国際経済・情報化・エネルギー・環境・国民生活合同)	東 京
	2. 16	常議員会	東 京
	2. 16	全国商工会議所新任役員・議員研修会	東 京
	3. 15	委員会(産業経済・中小企業・税制・エネルギー・環境・運営・国際経済・観光・地域活性化・情報化合同)	東 京
	3. 16	常議員会・議員総会	東 京
	3. 16	通常会員総会	東 京
	3. 17	産業・地域共創専門委員会(オンライン)	三 条
	3. 27	国際ビジネス環境整備専門委員会 東商・国際ビジネス環境委員会(オンライン)	三 条
(2) 新潟県商工会議所連合会	年月日	用 件	場所
	'22. 4. 22	運営委員会	新 潟
	5. 25	通常総会及び会頭会議	新 潟
	6. 17	事務局長会議(オンライン)	三 条
	7. 19	運営委員会	新 潟
	7. 26	北陸信越ブロック商工会議所 会頭会議	富 山
	9. 8	運営委員会	新 潟
	10. 6	福岡・柳川商工会議所先進地研修	福 岡
	10. 18	新潟県への産業振興施策に対する要望書提出	新 潟

	年月日	用 件	場 所	
(3) その他の団体等	'22. 10. 20	北陸信越ブロック中小企業相談所長会議	長 野	
	11. 9	臨時総会	新 潟	
	12. 5	臨時運営委員会	新 潟	
	12. 8	トップセミナー	新 潟	
	'23. 1. 30	事務局長会議	三 条	
	2. 6	新潟・群馬・埼玉県連交流会議	三 条	
	2. 22	運営委員会	新 潟	
	3. 17	通常総会、会頭会議	新 潟	
	3. 22	中小企業相談所運営連絡会議	新 潟	
		年月日	用 件	場 所
	(3) その他の団体等	'22. 4. 4	三条市立大学 入学式	三 条
		4. 14	(株)スノーピーク「FIELD SUITE SPA HEADQUARTERS」開業式典	三 条
		5. 11	越後三条鍛冶集団 通常総会並びに伝統工芸士誕生祝賀会	三 条
		5. 18	(一社)新潟港振興協会 定時総会	新 潟
5. 24		三条市共同募金委員会 運営委員会	三 条	
5. 30		国道8号栄地域4車線化整備促進期成同盟会 総会	三 条	
6. 3		(公財)燕三条地場産業振興センター 理事会	三 条	
6. 5		三条凧協会 三条凧合戦開会式	三 条	
6. 8		(公社)三条法人会 公益社団法人移行10周年記念式典並びに通常総会	三 条	
6. 8		三条市 総合計画策定協議会	三 条	
6. 22		社会福祉法人 太陽福祉会 定時評議員会	三 条	
6. 29		(公財)日本電信電話ユーザ協会 県央地区協会理事会	三 条	
7. 4		三条南倫理法人会 設立15周年記念式典	三 条	
7. 5		(公財)内田エネルギー科学振興財団 各種助成金交付式	三 条	
7. 6		新潟県産業教育振興会 令和4年度理事会及び評議員会	新 潟	
7. 8		三光総業(株) 創立五十周年記念祝賀会	新 潟	
7. 14		三条東ロータリークラブ 例会	三 条	
8. 6		(一社)燕三条青年会議所 二十五周年記念式典	三 条	
8. 25		(一社)東北経済連合会 中越地区会員懇談会	長 岡	
8. 31		(株)スタートライン BYSN オープニングセレモニー	三 条	
9. 21		三条桜優会 定時総会並びに特別研修会	三 条	
10. 13		(公財)燕三条地場産業振興センター 理事会	三 条	
10. 15		下田・只見町商工会 八十里越交流事業	三 条	
10. 20		燕三条ものづくりメッセ2022 開会式	三 条	
10. 25		(協)三条工業会 創立30周年記念式典	三 条	
11. 3		三条市 令和4年度三条市表彰式	三 条	
11. 7		三条金山神社 秋季大祭	三 条	
11. 8		三条金山神社 秋季大祭(三条市産業振興祈願祭)	三 条	
11. 15		新潟商工中金会三条部会 総会	三 条	
11. 24		亀田商工会議所 創立70周年記念式典	新 潟	
11. 25		新潟県産業教育振興会 県央・西蒲地区 学校・地域連絡会	三 条	
12. 10		国道403号三条北バイパス 一部開通式	加 茂	
12. 26		三条市 総合計画策定協議会	三 条	
12. 31		本成寺 撞鐘会	三 条	
'23. 1. 5		パール金属(株) パール会新年宴会	三 条	
1. 11		三條信用組合 新年会	三 条	
1. 18		三条ロータリークラブ 例会	三 条	
1. 23		(協)三条経営労務センター 新年会	三 条	
1. 24		栄商工会 賀詞交歓会	三 条	
1. 26		下田商工会 新年会	三 条	
1. 26	(協)三条工業会 新年会	三 条		
1. 27	三条市 特別職報酬等審議会	三 条		
2. 2	(公社)三条法人会 新春講演会並びに賀詞交歓会	三 条		

年月日	用 件	場 所
'23. 2. 7	(株)コメリ 創業七十周年記念式	新 潟
2. 10	三条東ロータリークラブ 例会	三 条
2. 11	三条市「建国記念の日を奉祝する市民の集い」	三 条
2. 14	(一社)東北経済連合会 新潟地域懇談会	新 潟
2. 20	三条市建築組合 総会	三 条
2. 28	三条市共同募金委員会 運営委員会	三 条
3. 18	三条風協会 新年会	三 条
3. 20	燕三条こうばの窓口 オープンセレモニー	三 条
3. 23	(公社)燕三条地場産業振興センター 理事会	三 条
3. 30	三条市 企業活性化懇談会	三 条

## 11. その他

(1)事業運営を經常的に支援した団体	団体名	団体の代表者	会員数	事業内容	備考
	(協)三条工業会	渡 辺 徹	512 社	工業振興対策事業	
	三条金物卸商(協)	山 谷 武 範	141 社	金物卸売振興事業	
	三条市商店街連合会	星 野 健 司	54 社	小売商業振興事業	
	三条商鐵組合	相 場 亮 嗣	48 社	鐵鋼関係業界振興事業	
	燕三条貿易振興会	長谷川 直 哉	72 社	貿易振興事業	
	三条市国際交流協会	高 波 久 雄	114 社	地域の国際化と経済交流事業	
	三条エコノミークラブ	小 山 公 一	59 社	研修事業	
	三条共同設備事業(協)	田 中 範 之	5 社	高度化貸付(設備貸貸)事業	
	保内工業団地組合	川 崎 雄 輔	11 社	工業団地	
	スパークメッセ	坂 爪 慎	13 社	見本市開催	
	SMITH SANJO●JAPAN	小 林 知 行	12 社	展示会(アンビエンテ・メッセ)出展事業	
	三条祭り若衆会	齋 藤 和 也	19 社	三条祭り大名行列運営	
	三条経営研究会	虎 谷 栄一郎	32 社	人事、労務問題研究事業	
	三条青色申告会	松 崎 孝 史	241 社	青色申告の普及啓発事業	
	三条地区職場警察連絡協議会	西 潟 精 一	230 社	防犯・交通安全活動等の推進	
	三条市雇用対策協議会	長谷川 正 実	5 団体	雇用対策事業	
	三条税務署管内青色申告会連合会	松 崎 孝 史	6 団体	青色申告会連絡調整事業	
	三条税務署管内税務団体協議会	関 根 朝 秋	7 団体	税務関係団体の連絡調整及び広報	
		合 計	1,563 社 18 団体		



## 2022(令和4)年度 三条商工会議所 収支決算書総括表

自 2022年 4月 1日  
至 2023年 3月31日

(単位：円)

会 計 名	繰 越 金	収 入	支 出	収支残高	繰 入 金	差引収支残高	備 考
					△繰出金		
商 工 会 議 所 会 計	12,396,023	85,979,275	84,958,634	1,020,641	△ 12,742,757	13,416,664	収支剰余金次年度へ繰越
小 規 模 事 業 経 営 支 援 会 計	0	60,441,213	60,441,213	0	7,942,757	0	
特 定 退 職 金 共 済 事 業 特 別 会 計	913,017	360,178,497	360,008,688	169,809	0	1,082,826	収支剰余金次年度へ繰越
収 益 事 業 会 計	22,532,838	119,020,118	123,205,968	△ 4,185,850	△ 15,996,350	18,346,988	収支剰余金次年度へ繰越
会 館 建 設 基 金 特 別 会 計	162,677,537	7,003,809	0	7,003,809	7,000,000	169,681,346	収支剰余金次年度へ繰越
財 政 調 整 基 金 特 別 会 計	23,108,009	8,000,465	0	8,000,465	8,000,000	31,108,474	収支剰余金次年度へ繰越
会 館 営 繕 積 立 基 金 特 別 会 計	9,918,608	5,000,197	4,203,650	796,547	796,350	10,715,155	収支剰余金次年度へ繰越
退 職 給 与 資 金 特 別 会 計	21,062,349	5,000,354	4,891,220	109,134	5,000,000	21,171,483	年度末資金残高次年度へ繰越
合 計	252,608,381	650,623,928	637,709,373	12,914,555	0	265,522,936	

2022(令和3)年度 4会計収支決算総括表

収入の部 (単位：千円)

科 目	公益事業の部						収益事業の部								合 計			構成比率	
	商工会議所会計		小規模事業経営支援会計		特定退職金共済事業 特別会計		事業部門ごとの内訳						収益事業会計		決算額	予 算 額	比較増減		決算 見込額
	決算額	予 算 額	決算額	予 算 額	決算額	予 算 額	団体事務受託事業		保険共済事業		貸館事業		決算額	予 算 額					
							決算額	予 算 額	決算額	予 算 額	決算額	予 算 額			決算額	予 算 額			
会 費	42,693	42,757													42,693	42,757	△ 64	14.1%	
〔会 費	39,861	39,997																	
〔特 別 会 費	2,750	2,750																	
〔過 年 度 会 費	82	10																	
特定商工業者負担金	2,616	2,610													2,616	2,610	6	0.9%	
事 業 収 入	12,670	16,048	185	713			7,087	6,840					7,087	6,840	19,942	23,601	△ 3,659	6.6%	
〔商工技術検定収入	657	993																	
〔会 報 広 告 収 入	4,434	3,980																	
〔日商委託事業収入	409	470																	
〔永年勤続負担金	2,468	2,760																	
〔事務受託料							3,245	2,730					3,245	2,730					
〔その他の事業収入	4,702	7,845	185	713			3,842	4,110					3,842	4,110					
手 数 料 収 入			1,775	1,968	9,729	9,428			51,126	47,956			51,126	47,956	62,630	59,352	3,278	20.6%	
〔記帳代行手数料収入			1,775	1,968															
〔特定金共済手数料収入					9,729	9,428													
〔倒産防止共済手数料収入									91	81			91	81					
〔小規模企業共済手数料収入									134	108			134	108					
〔アクサ生命保険手数料収入									40,330	38,522			40,330	38,522					
〔県火災共済手数料収入									7,009	6,323			7,009	6,323					
〔日商制度事業手数料収入									3,562	2,922			3,562	2,922					
貸 室 収 入											47,705	48,289	47,705	48,289	47,705	48,289	△ 584	15.7%	
〔定期貸室収入											27,611	27,611	27,611	27,611					
〔臨時貸室収入											9,778	10,429	9,778	10,429					
〔その他付帯収入											280	213	280	213					
〔共 益 費 収 入											10,036	10,036	10,036	10,036					
補 助 金	25,300	25,500	50,537	46,646											75,837	72,146	3,691	25.0%	
〔新 潟 県			46,616	45,867															
〔三 条 市	25,000	25,000																	
〔日本商工会議所			3,841	689															
〔にいがた産業創造機構			80	90															
〔新型コロナ対策支援事業	50	0																	
〔日本DIY協会	250	500																	
雑 収 入	2,700	1,445	1	8	0	1	707	1	120	195	480	461	1,307	657	4,008	2,111	1,897	1.3%	
繰 入 金			7,943	8,913							4,204	5,000	4,204	5,000	12,147	13,913	△ 1,766	4.0%	
財政調整基金取崩収入	0	1													0	1	△ 1	0.0%	
期間収入合計	85,979	88,361	60,441	58,248	9,729	9,429	7,794	6,841	51,246	48,151	52,389	53,750	111,429	108,742	267,578	264,780	2,798	88.2%	
繰 越 金	12,396	8,699	0	0	913	877							22,533	21,161	35,842	30,737	5,105	11.8%	
合 計	98,375	97,060	60,441	58,248	10,642	10,306							133,962	129,903	303,420	295,517	7,903	100.0%	

科 目	公益事業の部						収益事業の部						合 計			構成比率		
	商工会議所会計		小規模事業経営支援会計		特定退職金共済事業特別会計		事業部門ごとの内訳						決算額	予 算 額	比較増減			
	決算額	予 算 額	決算額	予 算 額	決算額	予 算 額	団体事務受託事業		保険共済事業		貸館事業						収益事業会計	
							決算額	予 算 額	決算額	予 算 額	決算額	予 算 額	決算額	予 算 額	決算額		予 算 額	
事業費	41,006	50,093	6,364	4,728			4,363	4,553	15,841	20,428	0	0	20,204	24,981	67,574	79,802	△ 12,228	22.3%
テーマ別事業費	24,997	30,098																
三条夏まつり協賛金							500	500					500	500				
ODA活動支援事業費							3,803	3,993					3,803	3,993				
付加給付金									1,060	1,390			1,060	1,390				
その他事業費	16,009	19,995	6,364	4,728			60	60	14,781	19,038			14,841	19,098				
人件費	8,656	9,743	53,400	52,214	9,396	9,321	24,038	23,489	11,545	12,899	1,252	3,225	36,835	39,613	108,287	110,891	△ 2,604	35.7%
その他の管理費	6,918	3,817	96	335			642	500	5,043	7,457	2,418	2,932	8,103	10,889	15,117	15,041	76	5.0%
旅費交通費	839	1,026	96	335					754	916			754	916				
渉外費	283	386							251	304			251	304				
公課分担金	5,792	2,205					642	500	4,038	6,237	2,153	2,668	6,833	9,405				
その他	4	200									265	264	265	264				
事務費	3,617	4,844	581	970	163	284			4,317	5,299	829	1,042	5,146	6,341	9,507	12,439	△ 2,932	3.1%
会館維持費	10,721	9,003									19,773	18,280	19,773	18,280	30,494	27,283	3,211	10.0%
会議費	1,297	1,431							1,150	1,190			1,150	1,190	2,447	2,621	△ 174	0.8%
会館営繕費											4,204	5,000	4,204	5,000	4,204	5,000	△ 796	1.4%
減価償却引当額											7,000	3,000	7,000	3,000	7,000	3,000	4,000	2.3%
繰出金	12,743	11,213									13,200	3,700	13,200	3,700	25,943	14,913	11,030	8.6%
その他の支出	0	1									0	1	0	1	0	2	△ 2	0.0%
財政調整基金積立金	0	1													0	1	△ 1	0.0%
補助金返還引当金			0	1											0	1	△ 1	0.0%
予備費	0	6,914			0	701							0	16,908	0	24,523	△ 24,523	0.0%
期間支出合計	84,958	97,060	60,441	58,248	9,559	10,306	29,043	28,542	37,896	47,273	48,676	37,180	115,615	129,903	270,573	295,517	△ 24,944	—
繰越金	13,417	0	0	0	1,083	0							18,347	0	32,847	0	32,847	10.8%
合 計	98,375	97,060	60,441	58,248	10,642	10,306							133,962	129,903	303,420	295,517	7,903	100.0%

経営支援会計 7,943  
 会館営繕会計 1,800  
 退職給与資金会計 3,000

会館建設基金会計 7,000

会館営繕会計 3,200  
 退職給与資金会計 2,000  
 財政調整基金会計 8,000

※特定退職金共済事業特別会計  
 掛金収入と保険料の支払  
 給付金受入と退職金の支払いは  
 相殺されるため計上いたしません。

※収益事業会計(団体事務受託事業)  
 三条夏まつり人件費受入分と  
 三条夏まつり協賛金(人件費受入分)の  
 支払いは相殺されるため、三条夏まつり  
 協賛金50万円のみ総括表に計上いたします。

収入支出比較表

会 計 別		①当期収入済額 (前期繰越金を除く)	②前期繰越金	③当期収入合計 (①+②)	④当期支出済額	⑤次期繰越金 (③-④)
公益	商工会議所会計	85,979	12,396	98,375	84,958	13,417
	小規模事業経営支援会計	60,441	0	60,441	60,441	0
	特定退職金共済事業特別会計	9,729	913	10,642	9,559	1,083
収益	収益事業会計	111,429	22,533	133,962	115,615	18,347
総 合 計		267,578	35,842	303,420	270,573	32,847

(単位：千円)

## 2022(令和4)年度 商工会議所会計収支決算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

### 収入の部

(単位：円)

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項目節				
1. 会費	42,692,500	42,757,000	△ 64,500	
1. 会費	39,860,500	39,997,000	△ 136,500	
2. 特別会費	2,750,000	2,750,000	0	
3. 過年度会費	82,000	10,000	72,000	
2. 特定商工業者負担金	2,616,000	2,610,000	6,000	
1. 負担金	2,614,000	2,600,000	14,000	
2. 過年度負担金	2,000	10,000	△ 8,000	
3. 事業収入	12,670,623	16,048,000	△ 3,377,377	
1. 商工技術検定収入	656,503	993,000	△ 336,497	
(1) 簿記検定収入	( 635,010 )	( 982,000 )	( △ 346,990 )	
(2) PC検定収入	( 21,493 )	( 11,000 )	( 10,493 )	
2. 会報広告収入	4,434,480	3,980,000	454,480	
3. 手数料収入	409,400	470,000	△ 60,600	
(1) 貿易証明等手数料	( 194,220 )	( 260,000 )	( △ 65,780 )	
(2) 容器包装リサイクル業務申込手数料	( 210,980 )	( 208,000 )	( 2,980 )	
(3) 日商ビジネス認証サービス手数料	( 4,200 )	( 2,000 )	( 2,200 )	

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節					
	4. その他の事業収入	7,170,240	10,605,000	△ 3,434,760	
	(1) 永年勤続従業員表彰負担金	( 2,468,000 )	( 2,760,000 )	( △ 292,000 )	
	(2) 刊行物頒布代	( 6,600 )	( 10,000 )	( △ 3,400 )	
	(3) 各種事業参加負担金	( 4,695,640 )	( 7,835,000 )	( △ 3,139,360 )	
	4. 交 付 金	25,300,000	25,500,000	△ 200,000	
	1. 補 助 金 等	25,300,000	25,500,000	△ 200,000	
	(1) 三条商工会議所振興事業補助金	( 25,000,000 )	( 25,000,000 )	( 0 )	
	(2) DIY協会協力金	( 250,000 )	( 500,000 )	( △ 250,000 )	
	(3) 新型コロナ対策支援事業助成金	( 50,000 )	( 0 )	( 50,000 )	
	5. 雑 収 入	2,700,152	1,445,000	1,255,152	
	1. 預 金 利 息	125	1,000	△ 875	
	2. 雑 収 入	2,700,027	1,444,000	1,256,027	飲食券協議会統括機関事務費 100万
	6. 積立金取崩収入	0	1,000	△ 1,000	
	1. 財政調整基金取崩収入	0	1,000	△ 1,000	
	7. 繰 越 金	12,396,023	8,699,000	3,697,023	
	1. 繰 越 金	12,396,023	8,699,000	3,697,023	
	合 計	98,375,298	97,060,000	1,315,298	

支出の部

<注記>※印は、共通費として47%を収益事業会計 保険共済事業費へ計上

勘定科目		支出済額	共通費振替	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款	項 目 節 (*印は三条市補助金活用事業)						
1.	事業費	55,189,822	△ 14,183,423	41,006,399	50,093,000	△ 9,086,601	
1.	産業振興費	34,392,157	△ 9,395,474	24,996,683	30,098,000	△ 5,101,317	
	(1) 販路・市場開拓支援事業	( 9,701,000 )	( △ 4,559,470 )	( 5,141,530 )	( 6,961,000 )	( △ 1,819,470 )	
	① JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2022 地域PR事業 *	1,050,086	※ △ 493,540	556,546	1,280,000	△ 723,454	
	② Interior Lifestyle Tokyo 共同小間出展事業第12回DESIGN TOKYO *	3,411,346	※ △ 1,603,333	1,808,013	2,220,000	△ 411,987	
	③ グループ出展支援事業 *	3,046,901	※ △ 1,432,044	1,614,857	1,809,000	△ 194,143	
	④ 燕三条トレードショウ *	2,000,000	※ △ 940,000	1,060,000	1,120,000	△ 60,000	
	⑤ 海外市場視察事業	0	※ 0	0	336,000	△ 336,000	中止
	⑥ 製品PR動画発信研修会part2 *	192,667	※ △ 90,553	102,114	196,000	△ 93,886	
	(2) 中心市街地・地域活性化支援事業	( 738,222 )	( △ 346,964 )	( 391,258 )	( 543,000 )	( △ 151,742 )	
	① ココデショ事業 *	415,528	※ △ 195,298	220,230	296,000	△ 75,770	
	② デジタルマップ活用事業 *	222,694	※ △ 104,666	118,028	135,000	△ 16,972	
	③ 中心市街地にぎわい創造事業 *	100,000	※ △ 47,000	53,000	112,000	△ 59,000	
	(3) 会員交流促進事業	( 2,463,684 )	( △ 1,157,931 )	( 1,305,753 )	( 3,695,000 )	( △ 2,389,247 )	
	① 会員新春の集い	1,768,318	※ △ 831,109	937,209	2,430,000	△ 1,492,791	
	② 第39回会頭杯ゴルフ大会	695,366	※ △ 326,822	368,544	1,060,000	△ 691,456	表彰式なし
	③ 新入会員交流会	0	※ 0	0	205,000	△ 205,000	中止
	(4) 講演会・講習会・研修会等による人材育成事業	( 9,958,710 )	( △ 1,477,552 )	( 8,481,158 )	( 8,342,000 )	( 139,158 )	
	① AI・IoTシステム導入研修会 *	85,747	※ △ 40,301	45,446	52,000	△ 6,554	

勘 定 科 目			支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	予 算 額	比 較 増 ・ 減 (△)	備 考
款 項 目 節	(*印は三条市補助金活用事業)							
	②	女性力活用支援事業 *	527,365	※ △ 247,862	279,503	325,000	△ 45,497	
	③	建設部会 優良施設見学会 *	51,141	※ △ 24,036	27,105	25,000	2,105	
	④	メタバース研修事業 *	136,245	※ △ 64,035	72,210	76,000	△ 3,790	
	⑤	ふるさと納税・返礼品セミナー *	17,365	※ △ 8,161	9,204	14,000	△ 4,796	
	⑥	人材確保・人材活用セミナー *	52,642	※ △ 24,742	27,900	67,000	△ 39,100	
	⑦	観光・サービス業のDX事例紹介セミナー *	6,409	※ △ 3,012	3,397	26,000	△ 22,603	
	⑧	一般卸部会・金物卸部会交流懇談会 *	71,227	※ △ 33,477	37,750	171,000	△ 133,250	
	⑨	交通・運輸部会 業界動向研修会 *	331,903	※ △ 155,994	175,909	224,000	△ 48,091	
	⑩	食に関する課題研究事業(視察) *	0	※ 0	0	206,000	△ 206,000	中止
	⑪	金融部会 視察研修会 *	0	※ 0	0	413,000	△ 413,000	中止
	⑫	金融部会 時局講演会 *	345,857	※ △ 162,553	183,304	142,000	41,304	
	⑬	日本銀行新潟支店長講演会 *	629,176	※ △ 295,713	333,463	323,000	10,463	
	⑭	労務・人事リスク管理セミナー *	193,412	※ △ 90,904	102,508	30,000	72,508	
	⑮	労務・人事バックオフィスDXセミナー *	226,297	※ △ 106,360	119,937	146,000	△ 26,063	
	⑯	印刷紙器関連部会 視察研修会 *	162,642	※ △ 76,442	86,200	199,000	△ 112,800	
	⑰	経営課題研修懇談会 *	154,012	※ △ 72,386	81,626	111,000	△ 29,374	
	⑱	鐵鋼業界時局講演会 *	83,337	※ △ 39,168	44,169	56,000	△ 11,831	
	⑲	働きやすい職場づくり講演会 *	68,949	※ △ 32,406	36,543	51,000	△ 14,457	
	⑳	初心者向けセキュリティセミナー *	1,207,148	0	1,207,148	660,000	547,148	
	㉑	フレッシュ社員研修会 *	855,852	0	855,852	1,011,000	△ 155,148	

⑳ フレッシュ社員フォローアップ研修会	*	145,852	0	145,852	190,000	△ 44,148
㉑ 労務管理連続セミナー	*	1,364,081	0	1,364,081	1,300,000	64,081
㉒ 人材相互理解セミナー	*	681,849	0	681,849	640,000	41,849
㉓ 事業承継セミナー	*	233,515	0	233,515	112,000	121,515
㉔ 原価計算・価格決定セミナー	*	566,810	0	566,810	593,000	△ 26,190
㉕ 創業者倶楽部	*	1,005,716	0	1,005,716	836,000	169,716
㉖ 人の心を動かすコミュニケーション講演会事業	*	269,586	0	269,586	293,000	△ 23,414
㉗ ものづくり人材育成・確保支援事業(県央工業)		50,000	0	50,000	50,000	0
㉘ 歴史に学ぶ経済活性化講演会		307,148	0	307,148	0	307,148
㉙ 中小企業向けSDGsセミナー		127,427	0	127,427	0	127,427
(5) 委員会の調査研究課題		( 98,334 )	( △ 46,217 )	( 52,117 )	( 493,000 )	( △ 440,883 )
① 会員拡大運動の推進		0	※ 0	0	224,000	△ 224,000
② 変形労働時間届出促進補助金	*	98,334	※ △ 46,217	52,117	269,000	△ 216,883
(6) 部会・委員会の会議懇談会開催費		( 743,021 )	※ ( △ 349,220 )	( 393,801 )	( 834,000 )	( △ 440,199 )
(7) その他の産業振興対策事業		( 10,689,186 )	( △ 1,458,120 )	( 9,231,066 )	( 9,230,000 )	( 1,066 )
① 建設業魅力発信事業	*	2,781,591	※ △ 1,307,348	1,474,243	1,682,000	△ 207,757
② 市内簡単ロードマップ	*	320,793	※ △ 150,772	170,021	181,000	△ 10,979
③ 地域間産業交流事業		600,953	0	600,953	941,000	△ 340,047
④ 地域内労働環境改善普及事業(産業カレンダー)		172,310	0	172,310	254,000	△ 81,690
⑤ 企業PR動画作成補助金	*	2,831,760	0	2,831,760	3,202,000	△ 370,240
⑥ IPPE UP事業	*	1,116,327	0	1,116,327	365,000	751,327



勘 定 科 目			支 出 済 額	共 通 費 振 替	決 算 額	予 算 額	比 較 増 ・ 減 (△)	備 考
款 項	目 節	(*印は三条市補助金活用事業)						
	⑦	三条市雇用対策協議会負担金 *	600,000	0	600,000	600,000	0	
	⑧	医工連携事業	244,374	0	244,374	270,000	△ 25,626	
	⑨	三条市立大学との連携事業 *	392,446	0	392,446	400,000	△ 7,554	
	⑩	三条商工会議所青年部活動支援	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	
	⑪	会員への情報提供事業	479,555	0	479,555	75,000	404,555	
	⑫	緊急課題対策事業	17,077	0	17,077	100,000	△ 82,923	
	⑬	地域産業振興戦略会議	132,000	0	132,000	160,000	△ 28,000	
2.	I T 化 推 進 対 策 事 業 費		392,201	0	392,201	367,000	25,201	
	(1)	IT関連各種情報収集・提供事業	( 16,449 )	( 0 )	( 16,449 )	( 20,000 )	( △ 3,551 )	
	(2)	HP活用推進事業	( 199,752 )	( 0 )	( 199,752 )	( 346,000 )	( △ 146,248 )	
	(3)	日商ビジネス認証サービス事業	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 1,000 )	( △ 1,000 )	
	(4)	会議所DX化事業	( 176,000 )	( 0 )	( 176,000 )	( 0 )	( 176,000 )	
3.	検 定 事 業 費		365,482	0	365,482	462,000	△ 96,518	
	(1)	簿記検定事業費	( 302,802 )	( 0 )	( 302,802 )	( 382,000 )	( △ 79,198 )	
	(2)	検 定 諸 費	( 62,680 )	( 0 )	( 62,680 )	( 80,000 )	( △ 17,320 )	
4.	貿 易 振 興 費		556,991	0	556,991	855,000	△ 298,009	
	(1)	貿易相談研修事業費	( 33,320 )	( 0 )	( 33,320 )	( 35,000 )	( △ 1,680 )	
	(2)	貿易証明等発給管理研修事業費	( 8,320 )	( 0 )	( 8,320 )	( 116,000 )	( △ 107,680 )	
	(3)	貿易アドバイザー委託費	( 515,351 )	( 0 )	( 515,351 )	( 704,000 )	( △ 188,649 )	

5. 広 報 事 業 費	8,582,969	△ 4,033,996	4,548,973	5,419,000	△ 870,027	
(1) 会 報 発 行 費	( 5,520,263 )	※ ( △ 2,594,524 )	( 2,925,739 )	( 3,121,000 )	( △ 195,261 )	
・ 印 刷 費	2,343,770	△ 1,101,572	1,242,198	1,128,000	114,198	
・ 通 信 費	3,092,493	△ 1,453,472	1,639,021	1,890,000	△ 250,979	
・ 広報写真・その他	84,000	△ 39,480	44,520	103,000	△ 58,480	
(2) 日商機関誌購読費	( 1,631,134 )	※ ( △ 766,633 )	( 864,501 )	( 1,005,000 )	( △ 140,499 )	
・ 「会議所ニュース」購読料	584,172	△ 274,561	309,611	539,000	△ 229,389	
・ 「石垣」購読料	959,040	△ 450,749	508,291	412,000	96,291	
・ 商工手帳代金他	87,922	△ 41,323	46,599	54,000	△ 7,401	
(3) 新 聞 広 告 費	( 311,300 )	※ ( △ 146,311 )	( 164,989 )	( 151,000 )	( 13,989 )	
(4) 情 報 管 理 費	( 893,592 )	※ ( △ 419,988 )	( 473,604 )	( 1,008,000 )	( △ 534,396 )	
(5) その他の広報事業費	( 226,680 )	※ ( △ 106,540 )	( 120,140 )	( 134,000 )	( △ 13,860 )	
6. 法定台帳作成管理運用費	5,684,208	0	5,684,208	5,806,000	△ 121,792	
(1) 専任職員設置費	( 4,273,687 )	( 0 )	( 4,273,687 )	( 4,206,000 )	( 67,687 )	
(2) 事 務 費	( 395,890 )	( 0 )	( 395,890 )	( 500,000 )	( △ 104,110 )	
(3) 事 業 費	( 1,014,631 )	( 0 )	( 1,014,631 )	( 1,100,000 )	( △ 85,369 )	
7. 運 営 関 係 事 業 費	5,012,098	△ 753,953	4,258,145	4,596,000	△ 337,855	
(1) 永年勤続従業員表彰費	( 2,504,452 )	( 0 )	( 2,504,452 )	( 2,784,000 )	( △ 279,548 )	
(2) 会 員 慶 弔 費	( 1,045,056 )	※ ( △ 491,176 )	( 553,880 )	( 625,000 )	( △ 71,120 )	
(3) 団体連絡協調費	( 559,100 )	※ ( △ 262,777 )	( 296,323 )	( 386,000 )	( △ 89,677 )	
(4) 議員研修懇談会費	( 234,400 )	( 0 )	( 234,400 )	( 100,000 )	( 134,400 )	
(5) 「会員之章」作成費	( 419,100 )	( 0 )	( 419,100 )	( 450,000 )	( △ 30,900 )	

勘定科目		支出済額	共通費振替	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款	項目節 (*印は三条市補助金活用事業)						
	(6) 会議所向けイベント保険	( 249,990 )	( 0 )	( 249,990 )	( 251,000 )	( △ 1,010 )	
8.	地域社会活動事業費	143,132	0	143,132	138,000	5,132	
	(1) 三条金山神社秋季大祭への奉賛協力	( 62,000 )	( 0 )	( 62,000 )	( 65,000 )	( △ 3,000 )	
	(2) 地場産業振興祈願会	( 81,132 )	( 0 )	( 81,132 )	( 73,000 )	( 8,132 )	
9.	国際交流事業費	0	0	0	1,000	△ 1,000	
10.	商工名鑑発行費	10,584	0	10,584	2,301,000	△ 2,290,416	Web版
11.	その他の振興事業費	50,000	0	50,000	50,000	0	
	(1) 青色申告普及活動負担費	( 50,000 )	( 0 )	( 50,000 )	( 50,000 )	( 0 )	
2.	管理費	26,448,118	△ 5,959,406	0 20,488,712	19,835,000	653,712	
1.	報酬	6,820,152	0	6,820,152	6,800,000	20,152	
	(1) 報酬	( 6,820,152 )	( 0 )	( 6,820,152 )	( 6,800,000 )	( 20,152 )	
2.	人件費	1,836,002	0	1,836,002	2,943,000	△ 1,106,998	
	(1) 給料・賞与	( 646,187 )	( 0 )	( 646,187 )	( 1,977,000 )	( △ 1,330,813 )	
	(2) 福利厚生費	( 1,050,324 )	( 0 )	( 1,050,324 )	( 888,000 )	( 162,324 )	
	・社会保険料他	105,481	0	105,481	81,000	24,481	
	・福利厚生諸費	944,843	0	944,843	807,000	137,843	
	(3) 日商退職金共済掛金	( 139,491 )	( 0 )	( 139,491 )	( 78,000 )	( 61,491 )	
3.	旅費交通費	1,583,520	△ 744,254	839,266	1,026,000	△ 186,734	
	(1) 旅費交通費	( 1,421,600 )	※ ( △ 668,152 )	( 753,448 )	( 952,000 )	( △ 198,552 )	
	(2) 借上料	( 161,920 )	※ ( △ 76,102 )	( 85,818 )	( 74,000 )	( 11,818 )	

4. 事務費	6,391,420	△ 2,774,812	3,616,608	4,844,000	△ 1,227,392	
(1) 通信運搬費	( 993,363 )	※ ( △ 466,881 )	( 526,482 )	( 683,000 )	( △ 156,518 )	
・ 電話料金	554,023	△ 260,391	293,632	330,000	△ 36,368	
・ 会費口座振替手数料、振込手数料	167,013	△ 78,496	88,517	114,000	△ 25,483	
・ 会費請求の案内送料他	272,327	△ 127,994	144,333	239,000	△ 94,667	
(2) 什器備品費	( 611,050 )	※ ( △ 287,194 )	( 323,856 )	( 280,000 )	( 43,856 )	
(3) 消耗品費	( 1,100,128 )	※ ( △ 517,060 )	( 583,068 )	( 755,000 )	( △ 171,932 )	
・ コピー代	149,668	△ 70,344	79,324	101,000	△ 21,676	
・ 諸用紙代	180,570	△ 84,868	95,702	137,000	△ 41,298	
・ 事務用品費	417,194	△ 196,081	221,113	223,000	△ 1,887	
・ 新聞購読料他	352,696	△ 165,767	186,929	294,000	△ 107,071	
(4) リース料	( 2,126,970 )	※ ( △ 999,676 )	( 1,127,294 )	( 1,783,000 )	( △ 655,706 )	
(5) 印刷費	( 594,847 )	※ ( △ 279,579 )	( 315,268 )	( 297,000 )	( 18,268 )	
(6) 借上料	( 6,600 )	※ ( △ 3,102 )	( 3,498 )	( 4,000 )	( △ 502 )	
(7) 車輦費	( 470,894 )	※ ( △ 221,320 )	( 249,574 )	( 256,000 )	( △ 6,426 )	
・ ガソリン代	77,328	△ 36,344	40,984	50,400	△ 9,416	
・ 保険・自動車税	176,140	△ 82,786	93,354	80,600	12,754	
・ 点検・修理費他	217,426	△ 102,190	115,236	125,000	△ 9,764	
(8) 修繕費	( 0 )	※ ( 0 )	( 0 )	( 84,000 )	( △ 84,000 )	
(9) 選挙事務費	( 421,563 )	( 0 )	( 421,563 )	( 700,000 )	( △ 278,437 )	
(10) 会員調査費	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 1,000 )	( △ 1,000 )	
(11) 採用関係費	( 66,005 )	( 0 )	( 66,005 )	( 1,000 )	( 65,005 )	

勘定科目		支出済額	共通費振替	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款	項目節 (*印は三条市補助金活用事業)						
5.	会議費	2,446,940	△ 1,150,062	1,296,878	1,431,000	△ 134,122	
	(1) 会議費	( 2,446,940 )	※ ( △ 1,150,062 )	( 1,296,878 )	( 1,431,000 )	( △ 134,122 )	
	・役員会議費	558,237	△ 262,371	295,866	292,000	3,866	
	・議員総会費	1,283,885	△ 603,426	680,459	692,000	△ 11,541	
	・その他の会議費	604,818	△ 284,265	320,553	447,000	△ 126,447	
6.	渉外費	534,554	△ 251,240	283,314	386,000	△ 102,686	
	(1) 渉外費	( 534,554 )	※ ( △ 251,240 )	( 283,314 )	( 386,000 )	( △ 102,686 )	
7.	研修費	3,630	0	3,630	200,000	△ 196,370	
	(1) 研修費	( 3,630 )	( 0 )	( 3,630 )	( 200,000 )	( △ 196,370 )	
8.	公課分担金	6,831,900	△ 1,039,038	5,792,862	2,205,000	3,587,862	
	(1) 公課	( 4,621,180 )	( 0 )	( 4,621,180 )	( 1,000,000 )	( 3,621,180 )	
	(2) 分担金	( 2,210,720 )	※ ( △ 1,039,038 )	( 1,171,682 )	( 1,205,000 )	( △ 33,318 )	
	・日商会費	1,119,000	△ 525,930	593,070	638,000	△ 44,930	
	・県連会費	572,300	△ 268,981	303,319	322,000	△ 18,681	
	・会議・研修会負担金	519,420	△ 244,127	275,293	245,000	30,293	
3.	会館維持費	10,720,766	0	10,720,766	9,003,000	1,717,766	
	1. 会館維持費	10,720,766	0	10,720,766	9,003,000	1,717,766	
	(1) 会館維持費	( 10,720,766 )	( 0 )	( 10,720,766 )	( 9,003,000 )	( 1,717,766 )	
4.	積立金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
	1. 財政調整基金積立金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
	(1) 財政調整基金積立金	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 1,000 )	( △ 1,000 )	

5. 繰出金	12,742,757	0	12,742,757	11,213,000	1,529,757	
1. 繰出金	12,742,757	0	12,742,757	11,213,000	1,529,757	
(1) 小規模事業経営支援会計繰出金	( 7,942,757 )	( 0 )	( 7,942,757 )	( 8,913,000 )	( △ 970,243 )	
(2) 会館営繕特別会計繰出金	( 1,800,000 )	( 0 )	( 1,800,000 )	( 1,800,000 )	( 0 )	
(3) 退職給与資金特別会計繰出金	( 3,000,000 )	( 0 )	( 3,000,000 )	( 500,000 )	( 2,500,000 )	
6. その他の支出	0	0	0	1,000	△ 1,000	
1. その他の支出金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
(1) その他の支出金	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 1,000 )	( △ 1,000 )	
7. 予備費	0	0	0	6,914,000	△ 6,914,000	
1. 予備費	0	0	0	6,914,000	△ 6,914,000	
(1) 予備費	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 6,914,000 )	( △ 6,914,000 )	
支出合計	105,101,463	△ 20,142,829	84,958,634	97,060,000	△ 12,101,366	
収支余剰金	—	—	13,416,664	—	13,416,664	
合計	—	—	98,375,298	97,060,000	1,315,298	

※共済事業へ振替 20,142,829

## 2022(令和4)年度 小規模事業経営支援会計収支決算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

### 収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節				
1. 補助金	46,695,931	45,957,000	738,931	
1. 県 補 助 金	46,615,931	45,867,000	748,931	
2. にいがた産業創造機構助成金	80,000	90,000	△ 10,000	
2. 委託金	3,841,465	689,000	3,152,465	
1. 日本商工会議所委託金	3,841,465	689,000	3,152,465	
3. 事業収入	1,959,520	2,681,000	△ 721,480	
1. 手 数 料 等 収 入	1,774,520	1,968,000	△ 193,480	
2. 参 加 者 負 担 金	185,000	713,000	△ 528,000	
4. 雑収入	1,540	8,000	△ 6,460	
1. 企業情報サポート情報照会料	0	7,000	△ 7,000	
2. 雑 収 入	1,540	1,000	540	
5. 繰入金	7,942,757	8,913,000	△ 970,243	
1. 会 議 所 会 計 繰 入 金	7,942,757	8,913,000	△ 970,243	
合 計	60,441,213	58,248,000	2,193,213	

## 支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項目節				
1. 経営改善普及事業費	60,441,213	58,247,000	2,194,213	
1. 人件費	53,399,664	52,214,000	1,185,664	
(1) 給料	( 26,330,678 )	( 25,710,000 )	( 620,678 )	
(2) 扶養手当	( 588,000 )	( 582,000 )	( 6,000 )	
(3) 通勤手当	( 404,400 )	( 487,000 )	( △ 82,600 )	
(4) 賞与	( 8,963,630 )	( 8,514,000 )	( 449,630 )	
(5) 超過勤務手当	( 174,135 )	( 240,000 )	( △ 65,865 )	
(6) 特別調査研究費	( 966,000 )	( 966,000 )	( 0 )	
(7) 福利厚生費	( 5,817,395 )	( 5,688,000 )	( 129,395 )	
(8) 日商退職金共済掛金	( 1,718,904 )	( 1,675,000 )	( 43,904 )	
(9) 事務局長設置費	( 8,436,522 )	( 8,352,000 )	( 84,522 )	
2. 指導事業費	6,364,469	4,728,000	1,636,469	
(1) 講習会等開催費	( 621,587 )	( 756,000 )	( △ 134,413 )	
(2) 金融指導事業費	( 291,423 )	( 547,000 )	( △ 255,577 )	
(3) 地域振興推進事業費(後継者塾)	( 1,653,292 )	( 2,007,000 )	( △ 353,708 )	
(4) 経営安定特別相談事業費	( 147,360 )	( 675,000 )	( △ 527,640 )	
(5) 研修事業費	( 0 )	( 63,000 )	( △ 63,000 )	
(6) ワンストップ総合支援事業推進費	( 0 )	( 40,000 )	( △ 40,000 )	
(7) 事業承継支援加速化事業費	( 204 )	( 3,000 )	( △ 2,796 )	



勘定科目		決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項目節					
	(8) 制度改正等の課題解決環境整備事業費	( 99,354 )	( 540,000 )	( △ 440,646 )	
	(9) 事業環境変化対応型支援事業費	( 3,551,249 )	( 55,000 )	( 3,496,249 )	
	(10) 直面問題会議出張旅費	( 0 )	( 42,000 )	( △ 42,000 )	
	3. 旅 費	96,380	335,000	△ 238,620	
	(1) 旅 費	( 96,380 )	( 335,000 )	( △ 238,620 )	
	4. 事 務 費	580,700	970,000	△ 389,300	
	(1) 事 務 費	( 519,445 )	( 905,000 )	( △ 385,555 )	
	(2) 中小企業景況調査事業費	( 61,255 )	( 65,000 )	( △ 3,745 )	
	2. 補助金返還引当金	0	1,000	△ 1,000	
	1. 補助金返還引当金	( 0 )	( 1,000 )	( △ 1,000 )	
	支 出 合 計	60,441,213	58,248,000	2,193,213	
	収 支 剰 余 金	0	0	0	
	合 計	60,441,213	58,248,000	2,193,213	

## 2022(令和4)年度 特定退職金共済事業特別会計収支決算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

### 収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節				
1. 共済事業掛金収入	194,745,350	188,568,000	6,177,350	
1. 保 険 料	185,016,300	179,140,000	5,876,300	
2. 事 務 費 収 入	9,729,050	9,428,000	301,050	事務手数料
2. 契約給付金受入	165,433,093	204,347,000	△ 38,913,907	
1. 給 付 金 受 入	165,433,093	204,347,000	△ 38,913,907	
3. 雑 収 入	54	1,000	△ 946	
1. 預 金 利 息	54	1,000	△ 946	
4. 繰 越 金	913,017	877,000	36,017	
1. 繰 越 金	913,017	877,000	36,017	
合 計	361,091,514	393,793,000	△ 32,700,540	

## 支出の部

(単位：円)

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項目節				
1. 共済事業給付金	165,433,093	204,347,000	△ 38,913,907	
1. 共済事業給付金	165,433,093	204,347,000	△ 38,913,907	
(1) 退職金	( 165,433,093 )	( 204,347,000 )	( △ 38,913,907 )	
2. 管理費	9,559,295	9,605,000	△ 45,705	
1. 人件費	9,395,714	9,321,000	74,714	
(1) 給与費	( 7,809,498 )	( 7,736,000 )	( 73,498 )	
(2) 福利厚生費	( 1,249,004 )	( 1,248,000 )	( 1,004 )	
(3) 日商退職金共済掛金	( 337,212 )	( 337,000 )	( 212 )	
2. 事務費	163,581	284,000	△ 120,419	
(1) 通信運搬費	( 141,510 )	( 264,000 )	( △ 122,490 )	
(2) 消耗品費	( 22,071 )	( 20,000 )	( 2,071 )	
3. 支払保険料	185,016,300	179,140,000	5,876,300	
1. 支払保険料	185,016,300	179,140,000	5,876,300	
(1) 共済事業積立金	( 185,016,300 )	( 179,140,000 )	( 5,876,300 )	
4. 予備費	0	701,000	△ 701,000	
1. 予備費	0	701,000	△ 701,000	
(1) 予備費	( 0 )	( 701,000 )	( △ 701,000 )	
支出合計	360,008,688	393,793,000	△ 33,784,312	
収支剰余金	1,082,826	0	1,082,826	
合計	361,091,514	393,793,000	△ 32,701,486	

## 特定退職金共済特別会計貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
保 険 料 積 立 金	2,411,305,553	退 職 給 付 金 準 備 金	2,411,305,553
合 計	2,411,305,553	合 計	2,411,305,553

(注) 保険料積立金(退職給付金準備金)残高の推移(2022年9月30日現在)

1. 保険年度期首残高	2,336,035,888	
2. 本年度払込	185,553,050	(共済事業掛金収入相当額)
3. 本年度取崩	△ 103,855,697	(共済事業給付金支払相当額)
4. 運用実績	13,726,970	
5. 保険年度期末残高	2,431,460,211	
6. 保険年度期末要支給額	△ 2,396,462,981	
7. 積立残差(5-6)	34,997,230	

※ 保険年度は、2021年10月1日から2022年9月30日であり、2022年10月1日から2023年3月31日の運用実績を把握することができないため、「保険料積立金残高の推移」の注記は、2022年9月30日現在の金額で行う。

A. 保険年度末(2022年9月30日現在)残高	2,431,460,211
B. 保険年度末後～事業年度末(2022年10月1日～2023年3月31日)共済事業積立金額	91,855,500
C. 保険年度末後～事業年度末(2022年10月1日～2023年3月31日)給付金支払額	△ 112,010,158
D. 差引(退職給付金準備金)	2,411,305,553

## 2022(令和4)年度 収益事業会計 収支決算書

自 2021年 4月 1日  
至 2022年 3月 31日

### 収入の部

(単位：円)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節				
1. 事業収入	65,803,799	64,578,000	1,225,799	
1. 事務受託料	14,677,938	16,622,000	△ 1,944,062	
(1) 団体事務受託料	( 3,245,000 )	( 2,730,000 )	( 515,000 )	
(2) 三条夏まつり人件費受入	( 7,591,109 )	( 9,782,000 )	( △ 2,190,891 )	
(3) ODA活動支援受託料	( 3,841,829 )	( 4,110,000 )	( △ 268,171 )	
2. 手数料収入	51,125,861	47,956,000	3,169,861	
(1) アクサ生命保険手数料	( 40,330,175 )	( 38,522,000 )	( 1,808,175 )	
① ひまわり共済手数料事務費	17,521,167	17,037,000	484,167	
② 大型(ワイド)共済手数料事務費	439,518	353,000	86,518	
③ 大型(ワイド)・セット共済手数料事務費	208,216	196,000	12,216	
④ 福祉プラン手数料事務費	170,356	150,000	20,356	
⑤ 生活障害保障手数料事務費	309,972	326,000	△ 16,028	
⑥ 個人年金プラン手数料事務費	239,341	273,000	△ 33,659	
⑦ ガン治療保険手数料事務費	826,335	818,000	8,335	
⑧ 終身保険手数料事務費	2,242,209	2,269,000	△ 26,791	

⑨ 養老保険(アケス)手数料事務費	5,940	4,000	1,940
⑩ 月払総合手数料事務費	5,281,621	5,041,000	240,621
⑪ 特定疾病保障保険手数料事務費	1,212	1,000	212
⑫ 定期保険群集団手数料事務費	2,009,852	1,993,000	16,852
⑬ 低払型定期保険手数料事務費	3,722,385	3,699,000	23,385
⑭ 個人扱制度手数料事務費	217,085	237,000	△ 19,915
⑮ 年払総合手数料事務費	4,619,216	4,321,000	298,216
⑯ 変額月払手数料事務費	35,440	38,000	△ 2,560
⑰ LP(ライフプロデュース)月払手数料事務費	12,694	13,000	△ 306
⑱ ユニットリンク手数料事務費	2,467,616	1,753,000	714,616
(2) にいがた県共済事務手数料	( 7,008,858 )	( 6,323,000 )	( 685,858 )
① 火災共済手数料	2,895,917	2,699,000	196,917
② 自動車共済手数料	3,952,455	3,469,000	483,455
③ 生命共済手数料	160,486	155,000	5,486
(3) 日商制度事業手数料	( 3,562,153 )	( 2,922,000 )	( 640,153 )
① チェンバーズカード手数料	408,528	292,000	116,528
② 海外PL保険制度普及費	145,940	132,000	13,940
③ 休業補償ﾌﾟﾗﾝ普及費	29,984	25,000	4,984
④ 業務災害補償ﾌﾟﾗﾝ普及費	1,839,852	1,651,000	188,852
⑤ ビジネス総合保険普及費	1,120,594	812,000	308,594

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増・減(△)	備 考
款 項 目 節					
	⑥ 海外危機対策プラン普及費	5,280	5,000	280	
	⑦ クラウド会計等の導入・活用支援	11,975	3,000	8,975	
	⑧ 情報漏えい賠償責任保険制度普及費	0	2,000	△ 2,000	
	(4) 中小企業倒産防止共済事務取扱手数料	( 91,025 )	( 81,000 )	( 10,025 )	
	(5) 小規模企業共済事務取扱手数料	( 133,650 )	( 108,000 )	( 25,650 )	
2. 貸室収入		47,705,258	48,289,000	△ 583,742	
	1. 定期貸室収入	27,611,304	27,611,000	304	
	2. 臨時貸室収入	9,777,406	10,429,000	△ 651,594	
	3. その他付帯収入	280,060	213,000	67,060	
	4. 共益費収入	10,036,488	10,036,000	488	
3. 雑収入		1,307,411	657,000	650,411	
	1. 雑収入	1,307,411	657,000	650,411	
	(1) 共済事業収入	( 120,258 )	( 195,000 )	( △ 74,742 )	
	(2) 貸館事業収入	( 479,773 )	( 461,000 )	( 18,773 )	
	(3) ODA活動支援収入	( 707,380 )	( 1,000 )	( 706,380 )	
4. 繰入金		4,203,650	5,000,000	△ 796,350	
	1. 会館営繕特別会計繰入金	4,203,650	5,000,000	△ 796,350	
5. 繰越金		22,532,838	21,161,000	1,371,838	
	1. 繰越金	22,532,838	21,161,000	1,371,838	
合 計		141,552,956	139,685,000	1,867,956	

支出の部

勘定科目	支出済額	共通費	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項目節		会館維持費(△)				
1. 保険共済事業費	1,658,027	14,183,423	15,841,450	20,428,000	△ 4,586,550	
1. 一般事業費	1,658,027	14,183,423	15,841,450	20,428,000	△ 4,586,550	
(1) 付加給付金	( 1,060,000 )	( 0 )	( 1,060,000 )	( 1,390,000 )	( △ 330,000 )	
(2) 施策普及費	( 113,180 )	( 4,033,996 )	( 4,147,176 )	( 4,704,000 )	( △ 556,824 )	
(3) 運営関係事業費	( 0 )	( 10,149,427 )	( 10,149,427 )	( 13,795,000 )	( △ 3,645,573 )	
(4) 共済加入者還元事業費	( 484,847 )	( 0 )	( 484,847 )	( 539,000 )	( △ 54,153 )	
2. 会館事業費	28,667,704	△ 8,894,774	19,772,930	18,280,000	1,492,930	
1. 維持費	28,667,704	△ 8,894,774	19,772,930	18,280,000	1,492,930	
(1) 保守料	( 1,371,000 )	( △ 493,560 )	( 877,440 )	( 877,000 )	( 440 )	
① エレベーター保守料	396,000	△ 142,560	253,440	253,000	440	
② 火災報知機保守料	381,000	△ 137,160	243,840	244,000	△ 160	
③ 消火栓設備保守料	330,000	△ 118,800	211,200	211,000	200	
④ トルネックス点検、保守料	105,600	△ 38,016	67,584	68,000	△ 416	
⑤ 自動ドア保守点検料	158,400	△ 57,024	101,376	101,000	376	
(2) 委託費	( 9,832,908 )	( △ 2,114,247 )	( 7,718,661 )	( 7,760,000 )	( △ 41,339 )	
① 自家用電気工作物保安管理業務	265,716	△ 95,658	170,058	170,000	58	
② 空調設備管理業務	669,900	△ 241,164	428,736	449,000	△ 20,264	
③ 給排水設備管理業務	354,750	△ 127,710	227,040	227,000	40	
④ 特定建築物環境衛生管理技術者選任代行業務	224,400	△ 80,784	143,616	144,000	△ 384	



勘 定 科 目		支 出 済 額	共 通 費	決 算 額	予 算 額	比 較 増 ・ 減 (△)	備 考
款 項 目 節			会館維持費(△)				
	⑤ 害虫駆除等業務	140,800	△ 50,688	90,112	90,000	112	
	⑥ 合併処理施設維持管理業務	457,380	△ 164,657	292,723	293,000	△ 277	
	⑦ 合併処理施設汚泥引抜 及び水張り業務	412,854	△ 148,627	264,227	264,000	227	
	⑧ 貸館委託業務	2,024,308	△ 728,751	1,295,557	1,316,000	△ 20,443	
	(会館管理費)	3,960,000	0	3,960,000	3,960,000	0	
	⑨ 警備保障委託業務	1,306,800	△ 470,448	836,352	837,000	△ 648	
	⑩ 浄化槽11条検査料	16,000	△ 5,760	10,240	10,000	240	
	(3) 保 險 料	( 470,280 )	( △ 169,301 )	( 300,979 )	( 319,000 )	( △ 18,021 )	
	(4) 水 道 光 熱 費	( 8,372,878 )	( △ 3,014,236 )	( 5,358,642 )	( 3,881,000 )	( 1,477,642 )	
	① 電 気 料	8,148,143	△ 2,933,331	5,214,812	3,724,000	1,490,812	
	② ガ ス 料	33,197	△ 11,951	21,246	21,000	246	
	③ 水 道 料	191,538	△ 68,954	122,584	136,000	△ 13,416	
	(5) 清 掃 料	( 8,194,138 )	( △ 2,949,890 )	( 5,244,248 )	( 5,199,000 )	( 45,248 )	
	① 日常清掃管理業務費	3,735,600	△ 1,344,816	2,390,784	2,138,000	252,784	
	② 定期清掃管理業務費	3,875,879	△ 1,395,316	2,480,563	2,733,000	△ 252,437	
	③ ゴ ミ 収 集 料	324,138	△ 116,690	207,448	179,000	28,448	
	④ 貸マット料、便座クリーナー	258,521	△ 93,068	165,453	149,000	16,453	
	(6) そ の 他 の 維 持 費	( 426,500 )	( △ 153,540 )	( 272,960 )	( 244,000 )	( 28,960 )	
3. 三条夏まつり協賛金		8,091,109	0	8,091,109	10,282,000	△ 2,190,891	
1. 三条夏まつり協賛金		500,000	0	500,000	500,000	0	

	2. 三条夏まつり人件費受入分	7,591,109	0	7,591,109	9,782,000	△ 2,190,891	
4.	事務委託料	702,148	0	702,148	560,000	142,148	
	1. 事務委託料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	2. 公課分担金	642,148	0	642,148	500,000	142,148	消費税
5.	ODA活動支援事業費	3,803,219	0	3,803,219	3,993,000	△ 189,781	
	1. 人件費	2,859,752	0	2,859,752	2,863,000	△ 3,248	
	2. 支援事業費	943,467	0	943,467	1,130,000	△ 186,533	
6.	管理費	46458048	4,133,414	50,591,462	57,533,000	△ 6,941,538	
	1. 人件費	36,835,077	0	36,835,077	39,613,000	△ 2,777,923	
	(1) 給与費	( 30,900,398 )	( 0 )	( 30,900,398 )	( 32,799,000 )	( △ 1,898,602 )	
	(2) 福利厚生費	( 4,833,578 )	( 0 )	( 4,833,578 )	( 5,443,000 )	( △ 609,422 )	
	(3) 日商退職金共済掛金	( 1,101,101 )	( 0 )	( 1,101,101 )	( 1,371,000 )	( △ 269,899 )	
	2. 保険共済事業事務費	4,550,774	5,959,406	10,510,180	13,946,000	△ 3,435,820	
	(1) 旅費交通費	( 9,820 )	( 744,254 )	( 754,074 )	( 916,000 )	( △ 161,926 )	
	(2) 通信運搬費	( 560,959 )	( 466,881 )	( 1,027,840 )	( 1,256,000 )	( △ 228,160 )	
	(3) 什器備品	( 0 )	( 287,194 )	( 287,194 )	( 220,000 )	( 67,194 )	
	(4) 消耗品費	( 115,612 )	( 517,060 )	( 632,672 )	( 743,000 )	( △ 110,328 )	
	(5) リース料	( 0 )	( 999,676 )	( 999,676 )	( 1,401,000 )	( △ 401,324 )	
	(6) 印刷費	( 0 )	( 279,579 )	( 279,579 )	( 233,000 )	( 46,579 )	
	(7) 借上料	( 0 )	( 3,102 )	( 3,102 )	( 3,000 )	( 102 )	
	(8) 車輻費	( 865,119 )	( 221,320 )	( 1,086,439 )	( 1,377,000 )	( △ 290,561 )	

勘定科目		支出済額	共通費	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項目節			会館維持費(△)				
	(9) 修繕費	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 66,000 )	( △ 66,000 )	
	(10) 会議費	( 0 )	( 1,150,062 )	( 1,150,062 )	( 1,190,000 )	( △ 39,938 )	
	(11) 渉外費	( 0 )	( 251,240 )	( 251,240 )	( 304,000 )	( △ 52,760 )	
	(12) 公課分担金	( 2,999,264 )	( 1,039,038 )	( 4,038,302 )	( 6,237,000 )	( △ 2,198,698 )	
	・法人税等	90,000	1,039,038	1,129,038	1,037,000	92,038	
	・消費税	2,909,264	0	2,909,264	5,200,000	△ 2,290,736	
	3. 会館事業事務費	4,658,576	△ 1,677,088	2,981,488	3,710,000	△ 728,512	
	(1) 通信運搬費	( 187,745 )	( △ 67,588 )	( 120,157 )	( 131,000 )	( △ 10,843 )	
	(2) 什器備品	( 390,500 )	( △ 140,580 )	( 249,920 )	( 364,000 )	( △ 114,080 )	
	(3) 消耗品費	( 306,685 )	( △ 110,407 )	( 196,278 )	( 264,000 )	( △ 67,722 )	
	(4) 印刷費	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 21,000 )	( △ 21,000 )	
	(5) 事務諸費	( 21,318 )	( △ 7,675 )	( 13,643 )	( 25,000 )	( △ 11,357 )	会館管理室 経費
	(6) リース料	( 388,520 )	( △ 139,867 )	( 248,653 )	( 237,000 )	( 11,653 )	
	(7) 公課分担金	( 3,363,808 )	( △ 1,210,971 )	( 2,152,837 )	( 2,668,000 )	( △ 515,163 )	
	・固定資産税等	1,352,600	△ 486,936	865,664	768,000	97,664	
	・消費税	2,011,208	△ 724,035	1,287,173	1,900,000	△ 612,827	
	4. その他の管理費	413,621	△ 148,904	264,717	264,000	717	
	(1) 会館案内看板掲出料	( 191,400 )	( △ 68,904 )	( 122,496 )	( 122,000 )	( 496 )	
	(2) NHK放送受信料 ケーブルテレビ使用料	( 135,893 )	( △ 48,922 )	( 86,971 )	( 87,000 )	( △ 29 )	
	(3) デマンドWeb 監視業務委託費	( 86,328 )	( △ 31,078 )	( 55,250 )	( 55,000 )	( 250 )	

7. 会館 営繕費	4,203,650	0	4,203,650	5,000,000	△ 796,350	
1. 会館 営繕費	4,203,650	0	4,203,650	5,000,000	△ 796,350	
8. 減価償却引当額	7,000,000	0	7,000,000	3,000,000	4,000,000	
1. 減価償却引当額	7,000,000	0	7,000,000	3,000,000	4,000,000	
9. 繰 出 金	13,200,000	0	13,200,000	3,700,000	9,500,000	
1. 繰 出 金	13,200,000	0	13,200,000	3,700,000	9,500,000	
(1) 会館 営繕 繰出 金 特別 会計	( 3,200,000 )	( 0 )	( 3,200,000 )	( 3,200,000 )	( 0 )	
(2) 退職 給与 資金 特別 会計 繰出 金	( 2,000,000 )	( 0 )	( 2,000,000 )	( 500,000 )	( 1,500,000 )	
(2) 財政 調整 基金 特別 会計 繰出 金	( 8,000,000 )	( 0 )	( 8,000,000 )	( 0 )	( 8,000,000 )	
10. その他の支出金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
1. その他の支出金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
11. 予 備 費	0	0	0	16,908,000	△ 16,908,000	
1. 予 備 費	0	0	0	16,908,000	△ 16,908,000	
支出 合計	113,783,905	9,422,063	123,205,968	139,685,000	△ 16,479,032	
収支 剰余 金	—	—	18,346,988	0	18,346,988	
合 計	—	—	141,552,956	139,685,000	1,867,956	

20,142,829 会議所会計からの共通費振替

△ 10,720,766 会館維持費

---

9,422,063

## 2022(令和4)年度 会館建設基金特別会計収支決算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

### 収入の部

(単位：円)

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項				
1. 繰入金	7,000,000	3,000,000	4,000,000	
1. 収益事業会計(貸館)繰入金	( 7,000,000 )	( 3,000,000 )	( 4,000,000 )	
2. 雑収入	3,809	10,000	△ 6,191	
1. 預金利息等	( 3,809 )	( 10,000 )	( △ 6,191 )	
3. 繰越金	162,677,537	162,678,000	△ 463	
1. 繰越金	( 162,677,537 )	( 162,678,000 )	( △ 463 )	
合 計	169,681,346	165,688,000	3,993,346	

### 支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項				
1. 繰出金	0	0	0	
1. 収益事業会計(貸館)繰出金	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
支 出 合 計	0	0	0	
会館建設基金積立金残高	169,681,346	165,688,000	3,993,346	
合 計	169,681,346	165,688,000	3,993,346	

※上記会館建設基金積立金残高の他に、預り保証金 31,000,000円があります。

## 2022(令和4)年度 財政調整基金特別会計収支決算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

### 収入の部

(単位：円)

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項				
1. 積立金	8,000,000	1,000	7,999,000	
1. 繰入金	( 8,000,000 )	( 1,000 )	( 7,999,000 )	
2. 雑収入	465	3,000	△ 2,535	
1. 預金利息等	( 465 )	( 3,000 )	( △ 2,535 )	
3. 繰越金	23,108,009	22,813,000	295,009	
1. 繰越金	( 23,108,009 )	( 22,813,000 )	( 295,009 )	
合 計	31,108,474	22,817,000	8,291,474	

### 支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項				
1. 取崩金	0	1,000	△ 1,000	
1. 財政調整基金取崩金	( 0 )	( 1,000 )	( △ 1,000 )	
支 出 合 計	0	1,000	△ 1,000	
財政調整基金積立金残高	31,108,474	22,816,000	8,292,474	
合 計	31,108,474	22,817,000	8,291,474	

## 2022(令和4)年度 会館営繕積立金特別会計収支決算書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

### 収入の部

(単位：円)

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項				
1. 積立金	5,000,000	5,000,000	0	
1. 商工会議所会計繰入金	( 1,800,000 )	( 1,800,000 )	( 0 )	
2. 収益事業会計(貸館)繰入金	( 3,200,000 )	( 3,200,000 )	( 0 )	
2. 雑収入	197	1,000	△ 803	
1. 預金利息等	( 197 )	( 1,000 )	( △ 803 )	
3. 繰越金	9,918,608	9,946,000	△ 27,392	
1. 繰越金	( 9,918,608 )	( 9,946,000 )	( △ 27,392 )	
合 計	14,918,805	14,947,000	△ 28,195	

### 支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款項				
1. 繰出金	4,203,650	5,000,000	△ 796,350	
1. 収益事業会計(貸館)繰出金	( 4,203,650 )	( 5,000,000 )	( △ 796,350 )	
支出合計	4,203,650	5,000,000	△ 796,350	
会館営繕積立金残高	10,715,155	9,947,000	768,155	
合 計	14,918,805	14,947,000	△ 28,195	

## 2022(令和4)年度 退職給与資金特別会計収支決算書

自 2022年 4月 1日  
至 2023年 3月31日

### 収入の部

(単位：円)

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款 項				
1. 繰入金	5,000,000	1,000,000	4,000,000	
1. 商工会議所会計繰入金	( 3,000,000 )	( 500,000 )	( 2,500,000 )	
2. 収益事業会計繰入金	( 2,000,000 )	( 500,000 )	( 1,500,000 )	
2. 雑収入	354	2,000	△ 1,646	
1. 預金利息等	( 354 )	( 2,000 )	( △ 1,646 )	
3. 繰越金	21,062,349	21,064,000	△ 1,651	
1. 繰越金	( 21,062,349 )	( 21,064,000 )	( △ 1,651 )	
合 計	26,062,703	22,066,000	3,996,703	

### 支出の部

勘定科目	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
款				
1. 退職給与金	4,891,220	4,436,000	455,220	
1. 退職給与金	( 4,891,220 )	( 4,436,000 )	( 455,220 )	退職者3名
支 出 合 計	4,891,220	4,436,000	455,220	
退職給与引当金	21,171,483	17,630,000	3,541,483	
合 計	26,062,703	22,066,000	3,996,703	

※上記退職給与引当金の他に、全国商工会議所共済会に44,805,415円(2023年3月31日現在)の準備があります。



# 貸 借 対 照 表

2023年3月31日現在

三条商工会議所

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
<b>流動資産</b>	<b>131,072,156</b>	<b>流動負債</b>	<b>100,489,278</b>
現 金	396,602	未 払 金	42,880,694
〔 商工会議所会計	232,604	〔 商工会議所会計	15,657,996
特定退職金共済事業特別会計	3,751	小規模事業経営支援会計	8,784,861
〔 収益事業会計	160,247	特定退職金共済事業特別会計	827,285
預 金	96,076,412	〔 収益事業会計	13,190,182
〔 商工会議所会計	11,351,390	退職給与資金特別会計	4,420,370
小規模事業経営支援会計	8,664,741	前 受 金	
特定退職金共済事業特別会計	1,144,395	〔 商工会議所会計	346,000
〔 収益事業会計	74,915,886	〔 収益事業会計	8,470
未 収 金	26,450,708	預 り 金	57,254,114
〔 商工会議所会計	12,357,168	〔 商工会議所会計	141,096
小規模事業経営支援会計	120,120	〔 収益事業会計	57,113,018
特定退職金共済事業特別会計	761,965	<b>固定負債</b>	<b>52,171,483</b>
〔 収益事業会計	13,211,455	預 り 保 証 金	31,000,000
前 払 金	691,697	退 職 給 与 引 当 金	21,171,483
〔 商工会議所会計	345,087		
〔 収益事業会計	346,610		
立 替 金	7,420,257	<b>負債計</b>	<b>152,660,761</b>
〔 商工会議所会計	5,263,487		
〔 退職給与資金特別会計	2,156,770		
預 け 金	36,480		
〔 商工会議所会計	12,020		
〔 収益事業会計	24,460		
<b>固定資産</b>	<b>959,742,792</b>		
(有形固定資産)			
建 物	493,180,192	<b>〔正味財産の部〕</b>	
付 属 設 備	15,489,973	<b>基本財産</b>	<b>693,802,734</b>
車 輛 運 搬 具	5,268,649	固 定 財 産	693,802,734
什 器 備 品	24,058,678	<b>積立金</b>	<b>211,504,975</b>
土 地	155,611,680	会 館 建 設 基 金 積 立 金	169,681,346
(その他の固定資産)		財 政 調 整 基 金 積 立 金	31,108,474
出 資 金	123,562	会 館 営 繕 積 立 金	10,715,155
保 証 金	70,000	<b>剰余金</b>	<b>32,846,478</b>
会館建設基金特別会計預金	200,681,346	商 工 会 議 所 会 計	13,416,664
財政調整基金特別会計預金	31,108,474	特 定 退 職 金 共 済 事 業 特 別 会 計	1,082,826
会館営繕積立金特別会計預金	10,715,155	収 益 事 業 会 計	18,346,988
退職給与資金特別会計預金	23,435,083		
		<b>正味財産計</b>	<b>938,154,187</b>
合 計	1,090,814,948	合 計	1,090,814,948

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 615,593,793円 (当年度減価償却額: 0円)
2. 全国商工会議所共済会持分残高 44,805,415
3. 退職給与引当金の当年度繰入額 5,000,000円
4. 会館建設基金特別会計預金に繰入れ運用の保証金 31,000,000円

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法  
移動平均法による原価法を採用している。
2. 固定資産の減価償却について  
定率法を採用している。(但し、平成13年度～平成16年度は定額法による。)  
なお、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した付属設備の償却法は定額法としている。
3. 消費税等の処理  
消費税等の会計処理は税込方式による。

# 財 産 目 録

2023年3月31日現在

三条商工会議所

科 目	摘 要	金 額	科 目	摘 要	金 額
<b>【資産の部】</b>		円			円
<b>流動資産</b>					
現金	商工会議所会計 収益事業会計 特定退職金共済事業特別会計	232,604 160,247 3,751	会館建設基金 特別会計	普通預金 〔 三条信用金庫本店 第四北越銀行三条支店 定期預金 〔 三条信用金庫本店 第四北越銀行三条支店 大光銀行三条支店 新潟県信用組合三条支店 三条信用組合中央支店	5,005,893 127,370 90,098,320 41,640,648 22,808,474 9,847,870 31,152,771
預金	商工会議所会計 〔 三条信用金庫本店 第四北越銀行三条支店 大光銀行三条支店 大光銀行東三条支店 新潟県信用組合三条支店 三条信用組合中央支店 小規模事業経営支援会計 三条信用金庫本店 特定退職金共済事業特別会計 三条信用金庫本店 収益事業会計 〔 三条信用金庫本店 第四北越銀行三条支店 ゆうちょ銀行	7,855,810 900,977 411,846 442,684 274,336 1,465,737 8,664,741 1,144,395 68,541,898 1,791,506 4,582,482	財政調整基金 特別会計	普通預金 三条信用金庫本店 定期預金 〔 三条信用金庫本店 第四北越銀行三条支店 大光銀行三条支店 新潟県信用組合三条支店 三条信用組合中央支店	54,573 4,904,790 16,723,240 1,308,095 2,053,906 6,063,870
		<b>396,602</b>	会館営繕積立金 特別会計	普通預金 三条信用金庫本店 定期預金 三条信用金庫本店 第四北越銀行三条支店 新潟県信用組合三条支店	156,998 5,558,157 3,200,000 1,800,000
未収金	商工会議所会計 小規模事業支援会計 特定退職金共済事業特別会計 収益事業会計	12,357,168 120,120 761,965 13,211,455	退職給与資金 特別会計	普通預金 三条信用金庫本店 定期預金 〔 三条信用金庫本店 第四北越銀行三条支店 大光銀行三条支店 新潟県信用組合三条支店 三条信用組合中央支店	1,804,001 5,042,217 8,534,794 5,000,000 500,020 2,554,051
		<b>26,450,708</b>			<b>23,435,083</b>
前払金	商工会議所会計 収益事業会計	345,087 346,610			
立替金	商工会議所会計 退職給与資金特別会計	5,263,487 2,156,770			
預け金	商工会議所会計 収益事業会計	12,020 24,460			
		<b>36,480</b>			
<b>固定資産</b>				<b>《資産の部合計》</b>	<b>1,090,814,948</b>
(有形固定資産)	三条市須頃1番20号 三条商工会議所会館	取得価額 償却累計額	1,069,132,462 △ 575,952,270	<b>【負債の部】</b>	
建物			<b>493,180,192</b>	<b>流動負債</b>	
附属設備	消雪設備・看板等	取得価額 償却累計額	19,426,055 △ 3,936,082	未払金	商工会議所会計 小規模事業経営支援会計 特定退職金共済事業特別会計 収益事業会計 退職給与資金特別会計
			<b>15,489,973</b>		15,657,996 8,784,861 827,285 13,190,182 4,420,370
車両運搬具	乗用車2台 軽自動車2台	取得価額 償却累計額	6,299,623 △ 1,030,974		<b>42,880,694</b>
			<b>5,268,649</b>	前受金	商工会議所会計 収益事業会計
什器備品	会議用机 応接セット 事務機器等	取得価額 償却累計額	58,733,145 △ 34,674,467		346,000 8,470
			<b>24,058,678</b>		<b>354,470</b>
土地	三条市須頃1番20号 2,315.65㎡	取得価額	155,611,680	預り金	商工会議所会計 収益事業会計
			<b>155,611,680</b>		141,096 57,113,018
(その他の固定資産)				<b>固定負債</b>	
出資金	アクサ生命保険(株) 20株 三条信用金庫 100口 三条信用組合 20口 新潟県信用組合 12口 新潟県火災共済 1口 関東自動車共済 1口 県中小企業共済 1口		48,562 50,000 10,000 12,000 1,000 1,000 1,000	預り保証金	(株)日本政策金融公庫 アクサ生命保険(株)
			<b>123,562</b>		24,000,000 7,000,000
保証金	セコム上信越(株)		70,000	退職給与引当金	
			<b>70,000</b>		21,171,483
				<b>《負債の部合計》</b>	<b>152,660,761</b>
				<b>差引正味財産</b>	<b>938,154,187</b>


※ 正味財産比較 2022年度正味財産 938,154,187円 - 2021年度正味財産 924,739,806円 = 正味財産増 13,414,381円


# 監 査 報 告 書

2022(令和4)年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表・財産目録について監査の結果、正確なものと認めます。

2023(令和5)年5月17日

三条商工会議所

監 事 石川 勝行 

監 事 近藤 雄介 

監 事 小柳 潤一 